

Ⅱ資料紹介Ⅱ

改正税法のすべて 昭和二十二年（Ⅱ・前半）

—— 経済危機突破緊急対策等を中心として ——

法制資料編

井 上 一 郎

租税資料室研究調査員

## まえがき

此処で紹介する法制資料は、本誌第二五号において紹介した「今次大戦」の後始末を主眼とした戦時利得の没収措置を基軸とした財産税法等三新税法案および経済危機突破緊急対策としての金融緊急措置令、日本銀行券預入令及び臨時財産調査令並びにこれら事態の推移の中で変化し、当初の意図とは異なった結果を将来することとなった関連の法令をとりあげる。

取り上げる法令の範囲は、第二五号で取り上げた解説記事に相応するが、年代的に見れば、昭和二十年十二月三十一日の三新税法案（GHQへ承認をもとめた原案）から、翌年の八月八日の金融緊急措置令施行規則（大蔵省令）の改正までの法令である。但し、これらの法令については、法令の改正の折り込み済の法令及び改正する法令をも取りあげる。

改正する法令をなぜ取り上げるかは、言うまでもなく法令自体が改正の方向を秘めている一つの法思想体系に外ならないからである。従って、改正する法令の時系列的理解は、法令が行政技術としての手段であっても歴史発展の動機をその中で見出すことが出来るからである。

しかも、此処で取り上げる法令は、個々の法令自体としては、将来設けられる新税のための金融資産の調査を目的とした臨時の財産調査にかかるとのことであり、また、従来の日本銀行券（お札）を新しいお札に変えるための手段として日本銀行券を強制的に預け入れさせることを主眼とした日本銀行券預入令であり、これらにより、一つのシステムティックな状況によって、またそのような状況を作り出すことによって財産調査の最も困難な金銭財産の調査をなし遂げようとしたものである。

勿論、これに効果的に作用したのが金融緊急措置令であり、インフレ克服のため、生活に必要なぎりぎりの金額の保有を認め、その他の金銭はこれを日本銀行券預入令により日本銀行にお札を還流させた。その際、これをも臨時財産調査令の適用事項として財産調査を効果的にした。なお、将来金銭に代替できる預貯金等及び株券等有価証券並びに生命保険、無尽、年金等をも当然財産調査の対象項目としたことはいうまでもない。しかも、これらの調査対象財産は、換金処分を不能とするため、これを臨時財産申告時に封鎖することとし、封鎖をしたことを証するため申告書にその旨の申告済証紙を貼付し、また、申告に応じた証券等にも同様の申告済証紙を貼付した。お札は、新券と交換するが、当座凌ぎのため券面金額入りの申告済証紙類似のものが貼付された。臨時財産調査に応じなかった金融資産は、その効力を失しなうという強行措置がとられた。そしてこれらの法令は、時間の経過とともに社会情勢の変化に伴い、各施行規則の改正がすすみ（二五号三七八頁参照）、昭和二十一年八月八日戦時補償の打ち切りと財産税の実施が射程距離に入ってきたところで、その前段階措置として、「金融緊急措置令施行規則の改正」が日程に上り、閣議決定となり、同月十一日改正省令及びそれに基づき大蔵省告示が公布された（これについては、二五号五〇三頁参照）。

本号で取り上げる法令は、今後、すなわち、戦時補償の打ち切り（戦時補償特別措置法）及び財産税（財産税法）の実施を前提とたし一つの法領域（相互補完の関係にあって、いずれの法令ともからみあって、ネットワークを形成しているそのような法の領域）が徐々にではあるが、措置の実施及び課税環境の整備の一環として醸成に向かっていることを示すことが出来ればと思う。そのような意図をもって、改正する法令をも敢て取り上げた。

## 凡 例

本稿においてとりあげた法令は、昭和二十一年二月十七日に、経済危機突破緊急対策として、また将来、戦時利得の没収のあることを前提としてとられた金融緊急措置令、日本銀行券預入令及び臨時財産調査令、それらの令の關係施行規則並びに關係告示である。

これらの法令は、同年の八月三十一日現在の時の法令として、改正部分も織りこんで表示することとした。

關係の規則及び重要と思われる告示については、その改正の経緯も明らかにするため、改正法令を当該法令に即して月日順に列記した。平素の執務の上では、改正法令は、そのものとしてではなく、原法令告示文に織りこむことによって有効に効果を發揮することとなるのであるが、史的経過の面からみれば、改正法そのものもまた重要である。換言すれば、改正法令は、それとして歴史状況に対応するものとして、一つの思想体系をもっているからである。そこで、本稿では、多少煩雜のきらいはあるものの、敢えて、そのような方法によって集録した。なお、集録にあたっては国税庁編の租税法規類集の例にならった。



目次

第一章 臨時財産調査令關係法令……………四二七

一 臨時財産調査令……………四二七

二 臨時財産調査令施行規則……………四三二

一、昭和二十一年八月三十一日現在時規則……………四三二

二、臨時財産調査令施行規則改正經過……………四四九

(一) 公布時正文・臨時財産調査令施行規則

(昭和二一・二・一七)……………四四九  
(大藏省令一四)

(二) 第一次改正 (昭和二一・二・二八)……………四六二  
(大藏省令一九)

(三) 第二次改正 (昭和二一・三・八)……………四六三  
(大藏省令三一)

(四) 第三次改正 (昭和二一・三・一二)……………四六四  
(大藏省令三二)

(五) 第四次改正 (昭和二一・三・三二)……………四六四  
(大藏省令四五)

(六) 第五次改正 (昭和二一・四・一一)……………四六五  
(大藏省令五一)

三 臨時財産調査令施行關係告示……………四六五

一、臨時財産調査令施行規則第三條第一項

等ノ規定ニ依ル指定告示……………四六五

(一) 昭和二十一年八月三十一日現在時告示

示……………四六五

(二) 臨時財産調査令施行規則第三條第一

項等ノ規定ニ依ル指定告示大藏省告示

第四十二号改正經過……………四七三

(i) 制定時全文 (昭和二一・二・二八)……………四七三  
(大藏省告示四二)

(ii) 第一次改正 (昭和二一・三・二二)……………四七七  
(大藏省告示四九)

(iii) 第二次改正 (昭和二一・三・三三)……………四七九  
(大藏省告示六四)

(iv) 第三次改正 (昭和二一・三・六一)……………四八〇  
(大藏省告示一〇一)

(v) 第四次改正 (昭和二一・三・八)……………四八〇  
(大藏省告示一〇五)

(vi) 第五次改正 (昭和二一・三・一二)……………四八一  
(大藏省告示一一四)

(vii) 第六次改正(昭和二一・三・三一)大蔵省告示一七六)……………四八二

二、臨時財産調査令施行規則第五條第二項ノ規定ニ依リ書面ノ呈示又ハ添付ニ關スル件……………四八二

(一) 昭和二十一年八月三十一日現在時告

示・大蔵省告示第四十三号……………四八二

(二) 昭和二十一年二月大蔵省告示第四十

三号の改正の経過……………四八四

(i) 制定時全文(昭和二一・二・二)大蔵省告示四三)……………四八四

(ii) 第一次改正(昭和二一・三・二)大蔵省告示五〇)……………四八五

(iii) 第二次改正(昭和二一・三・六)大蔵省告示一〇二)……………四八五

三、臨時財産調査令施行規則第三十三條ノ

規定ニ依ル証紙ノ様式等ヲ定ムル件……………四八五

(一) 昭和二十一年八月三十一日現在時告

示・大蔵省告示第四十四号……………四八六

(二) 昭和二十一年二月大蔵省告示第四十

四号の改正の経過……………四八七

(i) 制定時全文(昭和二一・二・二)大蔵省告示四四)……………四八七

(ii) 第一次改正(昭和二一・三・一)大蔵省告示一七七)……………四八八

四、臨時財産調査令第二條及第三條ノ規定

ニ依ル申告アリタルコトヲ証スベキ表示

ニシテ臨時財産調査令施行規則第三十三

條ニ規定スル証紙ノ貼附ナキモノニ付表

示ノ明確及取引ノ安全ヲ期スル為準拠ト

ナスベキ表示ノ型式等ヲ定ムル大蔵省告

示……………四八九

第二章 金融緊急措置令關係法令……………四九二

一 金融緊急措置令……………四九二

二 金融緊急措置令施行規則……………四九四

一、昭和二十一年八月三十一日現在日規則……………四九四

二、金融緊急措置令施行規則の改正の経過……………五〇九

(一) 公布時全文・金融緊急措置令施行規

則(昭和二一・二・一七)大蔵省令二二)……………五〇九

三	伊豆諸島及孺婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令等ノ適用ノ特例	(昭和二・一・四)	五二七
四	封鎖預金等審査委員会規程		五二九
五	金融緊急措置令施行關係告示		五三一
	大令五〇) 及び關係告示		五二七
(一)	第一次改正	(昭和二一・三・二)	五二四
(二)	第二次改正	(昭和二一・三・三)	五二七
(三)	第三次改正	(昭和二一・三・二八)	五二七
(四)	第四次改正	(昭和二一・三・三一)	五二八
(五)	第五次改正	(昭和二一・七・二八)	五二〇
(六)	第六次改正	(昭和二一・八・一一)	五二〇
(七)	第七次改正	(昭和二一・八・一七)	五二六
(八)	第八次改正	(昭和二一・八・三〇)	五二七

(一)	措置令施行規則第五條第一項第二号ノ規定ニ依リ地域指定	(昭和二一・二・一七)	蔵告	五三一
(二)	措置令施行規則第五條第一項第十一号ノ規定ニ依ル指定ノ件	(昭和二一・二・一七)	蔵告	五三一
(三)	措置令施行規則第六條第五号ノ基準ヲ定ムル件	(昭和二一・二・一七)	蔵告	五三一
(四)	措置令施行規則第六條第六号ノ規定ニ依リ指定	(昭和二一・二・一七)	蔵告	五三三
(五)	措置令施行規則第九條ノ規定ニ依リ指定	(昭和二一・二・一七)	蔵告	五三六
(六)	措置令施行規則第十五條ノ規定ニ依リビルブローカー指定	(昭和二一・二・一七)	蔵告	五三八



- (七) 措置令施行規則第十四条第一項但書ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等及利息指  
定(昭和二一・二・二三)……………五三八  
    (蔵告三四)
- (八) 外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ本邦ヘノ引揚者又ハ本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヘノ引揚者ニ対スル金融緊急措置令又ハ日本銀行券預入令關係規則ニ依ル封鎖預金等ノ支払又ハ日本銀行券ノ引換手續  
    (昭和二一・二・二六)……………五三九  
    (蔵告三八)
- (九) 措置令施行規則第十三条ノ二第一項第六号ノ規定ニ依リ指定(昭和二一・五二)……………五四一
- (一〇) 措置令施行規則第十三条ノ二〇第一項第四号ノ規定ニ依リ売買機関ノ指定  
    (昭和二一・三・五)……………五四二  
    (蔵告九八)
- (一一) 措置令施行規則第七条但書ノ規定ニ依リ指定(昭和二一・三・八)……………五四二  
    (蔵告一〇四)
- (一二) 措置令施行規則第五条第一項第六号ノ規定ニ依リ指定(昭和二一・三・九)……………五四三  
    (蔵告二〇七)
- (一三) 措置令施行規則第十三条第二項ノ規定ニ依ル命令(昭和二一・三・二二)及  
    同命令廢止告示(昭和二一・八・一一)……………五四三  
    (蔵告二一九)
- (一四) 措置令施行規則第六条ノ二ノ規定ニ依リ定ム(昭和二一・三・三二)及ビ同  
    上廢止告示(昭和二一・八・一一)……………五四四  
    (蔵告一七五)
- (一五) 措置令施行規則第一条ノ三第一項但書ノ規定ニヨツテ指定(昭和二一・八・三二)……………五四六  
    (蔵告六)

(㉞) 措置令施行規則第一条ノ六第四項ノ規定ニヨツテ定ムル件 (昭和一一・八)	五四八
蔵告六 (三三)	五四七
(㉟) 措置令施行規則第一条ノ九ノ規定ニヨツテ公益団体第一封鎖預金等指定申請手續	五四八
(㊀) 措置令施行規則第一条ノ十ノ規定ニヨツテ指定 (昭和一一・八・一一) 蔵告六三五	五四九
(㊁) 措置令施行規則第七条ノ二第一項第一号ノ規定ニヨツテ、国税及び地方税ノ指定 (昭和一一・八・一一) 蔵告六三六	五四九
(㊂) 措置令施行規則第七条ノ二第一項第五号ノ規定ニヨル指定 (昭和一一・八)	五五〇
蔵告六 (三七)	五五〇

(㊃) 措置令施行規則第十二条第二号ノ規定ニヨル指定 (昭和一一・八・一一) 蔵告六三八	五五一
(㊄) 措置令施行規則第十三条第一項第三号ノ規定ニヨル指定 (昭和一一・八)	五五二
蔵告六 (三九)	五五二
第三章 日本銀行券預入令關係法令	五五四
一 日本銀行券預入令	五五四
二 日本銀行券預入令ノ特例ノ件	五五七
三 日本銀行券預入令施行規則	五五八
一、昭和二十一年八月三十一日現在時規則	五五八
二、日本銀行券預入令施行規則ノ改正ノ經過	五六一
(一) 公布時全文・日本銀行券預入令施行規則 (昭和一一・二・一七) 大蔵省令一三	五六一
(二) 第一次改正 (昭和一一・二・二二) 大蔵省令一六	五六四

(三) 第二次改正 (昭和二一・三・三) …… 五六四  
大蔵省令二四

四 第三次改正 (昭和二一・三・六) …… 五六四  
大蔵省令二九

四 日本銀行券預入令施行關係告示 …… 五六五

一、証紙ノ種類ト様式 (昭和二一・二・二〇) …… 五六五  
大蔵省告示三〇〇

二、預入事務取扱 (昭和二一・二・二〇) …… 五六六  
大蔵省告示三三三

三、引揚者等ニ対スル引換手続 (昭和二一・二・二六) …… 五六六  
大蔵省告示三八

四、己ムコトヲ得ザル場合ノ事例ト新円扱  
大蔵省告示三三八

イ 高指定 (昭和二一・二・二六) …… 五六六  
大蔵省告示四〇〇

五、呈示書類指定 (昭和二一・二・二六) …… 五六六  
大蔵省告示四一

廢止 (昭和二一・三・八) …… 五六七  
大蔵省告示一〇三

六、呈示書類等指定 (昭和二一・三・二) …… 五六七  
大蔵省告示五一

七、旧券ノ強制預入日 (昭和二一・三・六) …… 五六八  
大蔵省告示九九

八、己ムヲ得ザル場合ノ旧券ノ強制預入日  
大蔵省告示二〇〇

(昭和二一・三・六) …… 五六九  
大蔵省告示二〇〇

# 第一章 臨時財産調査令 關係法令

## 一 臨時財産調査令

○ 臨時財産調査令

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ臨時財産調査令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十一年二月十七日

内閣總理大臣兼  
第一復員大臣 男爵 幣原 喜重郎  
第二復員大臣  
内務大臣 三土 忠造  
司法大臣 岩田 宙造

外務大臣 吉田 茂

國務大臣 松本 烝治

厚生大臣 芦田 均

大藏大臣 子爵 波澤 敬三

商工大臣 小笠原 三九郎

國務大臣 小林 一三

文部大臣 安部 能成

農林大臣 副島 千八

運輸大臣 村上 義一

\* 憲法第八條①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

勅令第八十五号 (官報 号外)

臨時財産調査令

〔本令ノ目的〕

第一条 本令ハ戰時利得ノ排除、國家財政ノ再建、國民經濟ノ安定等ヲ目途トスル新稅ノ創設及確保ニ資スル

為命令ヲ以テ定ムル時期（以下調査時期ト称ス）ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス

〔規則〕 一

〔預金等債権、公社債等財産ノ申告〕

第二条 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該財産ニ関スル事項ヲ稅務署ニ申告スベシ

一 預金、貯金其ノ他此等ニ準ズル債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

二 公債、社債、株式其ノ他此等ニ準ズル財産ニシテ

命令ヲ以テ定ムルモノ

三 手形又ハ小切手ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

四 投資信託ノ受益權ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

五 前各号ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル財産

②前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル者（其ノ者ガ法人ナルトキハ当該法人ノ代表者及支配人其ノ他ノ代理人）ガ調査時期ニ於テ本州、北海道、四国、九州及命令ヲ以テ定ムル其ノ附屬島嶼ニ住所及居所ヲ有セザルトキ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ規定スル者又ハ当該財産ヲ管理スル者同項ノ申告ヲ為スベシ

③当該有価証券其ノ他当該財産ヲ証スル書面ヲ保管スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人ニ代リテ第一項ノ申告ヲ為スコトヲ得

〔規則〕 二、三、四、六

〔契約ノ申告〕

第三条 調査時期ニ於テ現ニ存スル左ニ掲グル契約ニシ

テ命令ヲ以テ定ムルモノノ契約者又ハ郵便年金受取人

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該契約ニ関スル事項ヲ所轄

稅務署ニ申告スベシ

一 生命保險契約

二 金銭信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又ハ有価証

券信託契約

三 無尽契約

四 郵便年金契約

②前条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔規則〕五、七、八、九、一〇、一一

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔預金預入・支払請求事項ノ申告〕

第四条 日本銀行券預入令第二条第一項ノ規定ニ依ル預

金、貯金又ハ金銭信託ヲ為サントスル者及同条第二項

ノ規定ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ当該預金、貯金、金銭信託又ハ支払請求ニ関

スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

②第二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔施規〕三一

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔法人・財産目錄等明細書ノ提出〕

第五条 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ調査時期ニ於ケル

財産目錄、貸借対照表、動産及債權債務ニ関スル明細

書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

〔施規〕三五

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔個人事業者ノ動産等ノ申告〕

第六条 命令ヲ以テ定ムル事業ヲ為ス個人ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ調査時期ニ於テ其ノ事業ニ関シテ有スル動

産及債權債務ニ関スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

〔施規〕四二、四三

〔有價証券等財産、契約ノ証ノ書面ノ提出〕

第七条 第二条又ハ第三条ノ申告ヲ為サントスル者ハ命

令ノ定ムル所ニ依リ当該有價証券其ノ他当該財産又ハ

契約ヲ証スル書面ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

〔施規〕六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三

一五

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔有價証券ノ提出アリタルトキノ措置〕

第八条 第二条又ハ第三条ノ申告アリタルトキハ政府ハ

当該財産又ハ契約ニ付申告アリタルコトヲ証スル為必

要ナル措置ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル場合

ハ此ノ限ニ在ラズ

〔施規〕一四

②前項ノ措置ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リ

提出セラレタル当該有価証券其ノ他当該財産又ハ契約ヲ証スル書面ニ政府ノ発行スル証紙ヲ貼附シ之ニ契印スルノ方法其ノ他命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ之ヲ為ス

〔施規〕九

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔不申告財産ノ通用力ノ制限処分〕

第九条 第二条又ハ第三条ノ申告ヲ為スベキ財産又ハ契約ニシテ申告ノ為サレザルモノニ付テハ命令ヲ以テ其ノ効力ノ制限又ハ処分ノ制限若ハ禁止ニ関シ必要ナル定ヲ為スコトヲ得

〔施規〕一〇

②前項ニ規定スル財産及同項ニ規定スル契約ニ基キ契約者、生命保険金若ハ郵便年金ノ受取人又ハ信託ノ受益者ノ有スル権利ハ法律ノ定ムル所ニ依リ之ヲ国庫ニ帰属セシムルモノトス

〔不申告預金等支払禁止〕

第十条 第四条ノ申告ナキ場合ニ於テハ日本銀行券預入

令ニ規定スル金融機関ハ同令第二条ニ規定スル預金、貯金若ハ金銭信託ノ受入又ハ日本銀行券ニ依ル支払ヲ為スコトヲ得ズ

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔質問検査権〕

第十一条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査ニ必要アルトキハ第五条ノ規定ニ依リ書類ノ提出ヲ為スベキ義務アル法人又ハ第六条ノ申告ヲ為スベキ義務アル個人ニ質問ヲ為シ又ハ当該事業ニ関スル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

〔施規〕四四

〔事務ノ委託〕

第十二条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ第二条乃至第四条、第七条及第八条ニ規定スル事項ニ関スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ取扱ヲ為ス法人ノ当該事務ニ従事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル

職員ト看做ス

〔施設〕九

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔証紙偽造犯〕

第十三条 行使ノ目的ヲ以テ第八条第二項ニ規定スル証

紙第二項ニ規定スル証紙ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

②偽造ノ証紙ヲ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ偽造ノ

証紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ若ハ移入シタル者ハ第八条第二項ニ規定スル証紙ヲ不正ニ使用シタル者ノ罰亦前

項ニ同ジ

③前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔違法措置犯〕

第十四条 第八条ニ規定スル措置ニ関スル事務ニ従事ス

ル者同条第二項又ハ第十二条第一項ノ規定ニ基キ発スル命令ニ違反シテ当該措置ヲ為シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

〔告示〕昭二一蔵告四二号

〔日銀券支払禁止違反〕

第十五条 第十条ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其

ノ行為ヲ為シタル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

〔秘密漏泄罪〕

第十六条 当該官吏其ノ他本令ニ規定スル事項ニ関スル

事務ノ取扱ヲ為ス官署若ハ法人ノ当該事務ニ従事スル職員又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ事務ニ関シ知得タル秘密ヲ漏泄シ又ハ窃用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス

〔質問検査拒否犯〕

第十七条 第十一条ノ規定ニ依ル帳簿書類、財産其ノ他

ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

②第十一条ノ規定ニ依ル税務署長又ハ其ノ代理人ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者ハ二



十円以下ノ罰金ニ処ス

大蔵大臣子爵 洪沢 敬三

〔不申告・虚偽犯〕

臨時財産調査令施行規則

第十八条 第五条ノ規定ニ違反シ当該書類ヲ提出セズ若

改正 昭二一・二・二八蔵令一九、

ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル書類ヲ提出シタルトキ又ハ

三・八蔵令三一、三・一二蔵

六条ノ規定ニ違反シ申告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申告ヲ為

令三二、三・三一蔵令四五、

シタルトキハ当該法人ノ取締役、理事、清算人若ハ此

四・一一蔵令五一

等ニ準ズル者又ハ当該個人ヲ一万円以下ノ過料ニ処ス

附 則 (昭二一勅令第八五号)

〔調査時期〕

本令ハ公布ノ日(二・一七)ヨリ之ヲ施行ス

第一条 臨時財産調査令(以下令ト称ス)第一条ノ調査

〔注〕 条文見出しは、編者において附した。

時期(以下調査時期ト称ス)ハ昭和二十一年三月三日

午前零時トス

## 二 臨時財産調査令施行規則

〔附属島嶼〕

一、昭和二十一年八月三十一日現在時規則

第二条 令第二条第二項ノ附属島嶼ハ本州、北海道、四

◎大蔵省令第十四号

フ

臨時財産調査令ニ基キ臨時財産調査令施行規則左ノ通定

一 千島列島(瑤瑤瑠諸島ヲ含ム)

ム

二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥諸、南

昭和二十一年二月十七日

鳥諸及中鳥島(昭二一蔵令五一号改正)

三 竹島

四 北緯三十度以南ノ南西諸島(口ノ島ヲ含ム)

〔調査時期ニ於ケル預貯金等ノ申告〕

第三條 調査時期ニ於テ左ニ掲グル預金、貯金、積金又

ハ寄託金(以下預貯金ト称ス)ヲ有スル者ハ其ノ種類、金額、預貯金先其ノ他預貯金ニ関スル事項、住所

(住所ナキトキハ居所以下同ジ)及氏名(法人ナルトキハ名称及代表者ノ氏名以下同ジ)並ニ大蔵大臣ノ指定スル定期的預貯金ニ付テハ大蔵大臣ノ指定スル事項

ヲ記載シタル申告書ヲ昭和二十一年三月三日より同年四月二日迄ニ郵便官署、銀行、信託会社、無尽会社、

市町村農業会、信用組合、市街地信用組合又ハ大蔵大臣ノ指定スル法人(以下取扱機関ト称ス)ヲ經由シ所

轄稅務署ニ提出スベシ但シ郵便振替貯金、当座預金、当座貯金及恩給金庫ニ対スル寄託金ニ付テハ金額ノ記載ヲ省略スルコトヲ得(昭二一藏令一九号改正)

一 郵便貯金

二 銀行又ハ無尽会社ニ対スル預金、貯金又ハ積金

三 市町村農業会、信用組合又ハ市街地信用組合ニ対スル貯金又ハ積金

四 塩業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易

組合、漁業協同組合、漁業会、製造業会、自動車運

送事業組合、塩業組合連合会、工業組合連合会、商

業組合連合会、貿易組合連合会、自動車運送事業組合連合会、都道府県農業会、道府県水産業会、農林

中央金庫、商工組合中央金庫又ハ庶民金庫ニ対スル貯金又ハ積金(昭二一藏令一九号改正)

五 恩給金庫ニ対スル寄託金

②前項ノ場合ニ於テ法人ガ本店及主タル事務所以外ノ營業所又ハ事業所ニ於テ申告書ヲ提出セントスルトキハ

同項ニ規定スル事項ノ外当該營業所又ハ事業所ノ所在場所及其ノ管理者ノ氏名ヲ記載スベシ

③第一項ノ申告書ハ取扱機関ヲ經由セズシテ之ヲ所轄稅務署ニ提出スルコトヲ得

〔告示〕昭二一藏告第四二号・一項、二項  
〔申告不要預貯金〕

第四條 左ニ掲グル預貯金ニ付テハ前條ノ申告ヲ為スコ

トヲ要セズ

一 前條第一項第二号乃至第五号ニ掲グル法人ノ本  
州、北海道、四国、九州及第二条ニ規定スル其ノ附  
屬島嶼（以下本邦ト称ス）外ニ在ル營業所又ハ事業  
所ニ於テ当該法人ニ対シ為シタル預貯金（昭二一藏  
令一九改正）

二 前号ニ掲グルモノノ外大藏大臣ノ指定スル預貯金

〔告示〕昭二一藏告第四二号・三項

〔申告者ノ住所氏名等確認書面ノ呈示・添付〕

第五條 第三條ノ申告ヲ為サントスル者ハ其ノ者ガ個人

ナルトキハ其ノ住所及氏名ヲ、法人ナルトキハ申告書  
ヲ提出セントスル營業所又ハ事業所ノ所在場所及名稱  
ヲ確認スルコトヲ得ベキ書面ヲ呈示シ又ハ申告書ニ之  
ヲ添付スベシ但シ大藏大臣ノ指定スル場合ハ此ノ限ニ  
在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ呈示シ又ハ添付スベキ書面ニ関シ必  
要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

〔告示〕昭二一藏告第四二号四項、同四三号

〔財産管理人ノ代位申告〕

第六條 令第二条第二項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テハ  
当該預貯金ノ管理者第三條ノ申告ヲ為スベシ但シ管理  
者ナキトキ又ハ管理者其ノ申告ヲ為サザルトキハ預貯  
金者其ノ申告ヲ為スベシ

〔正当権原ノアル他人ノ預貯金保管者ノ代位申告〕

第七條 質権其ノ他正当ノ権原ニ基キ他人ノ預貯金ヲ証  
スル書面ヲ保管スル者ハ当該預貯金者ニ代リテ第三條  
ノ申告ヲ為スコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ第三條ノ申告書ニ預貯金者ニ代リ  
テ申告ヲ為ス旨ヲ記載シ且第五條ニ規定スル書面ノ外  
当該預貯金者ノ住所及氏名ヲ確認スルコトヲ得ベキ書  
面ヲ呈示シ又ハ申告書ニ之ヲ添付スベシ但シ大藏大臣  
ノ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

③第五條第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ付之ヲ準用ス  
〔告示〕昭二一藏告第四二号・五項、藏告四三号

〔預貯金証書ノ申告・提出〕

第八条 第三条ノ申告ヲ為サントスル者ハ申告書ト共ニ  
當該預貯金ヲ証スル書面（郵便振替貯金、當座預金、  
當座貯金其ノ他大藏大臣ノ指定スル預貯金ニ付テハ大  
藏大臣ノ指定スル書面）ヲ提出スベシ

〔告示〕昭二一蔵告第四二号・六項、七項

〔申告ト該當書面トノ正確性ノ確認・該當書面ヘノ証  
紙契印後ノ返還〕

第九条 第三条ノ申告アリタル場合ニ於テ取扱機關（同  
条第三項ノ場合ニ於テハ當該所轄稅務署トス以下本条  
ニ於テ同ジ）ガ當該申告書ト第五条第一項、第七条第  
二項及前条ニ規定スル書面トヲ照合シ申告書ノ記載事  
項ノ正当ナルコトヲ認メタルトキハ申告アリタルコト  
ヲ証スル為前条ニ規定スル書面ニ政府ノ発行スル証紙  
ヲ貼附シ且取扱機關又ハ當該事務ニ従事スル者ノ印章  
ヲ以テ書面ト証紙ニ契印シ當該取扱機關ノ名称ヲ表示  
スルノ措置ヲ為シ之ヲ申告書ニ返還スベシ

〔告示〕昭二一蔵告第四四号

〔不申告預貯金ノ効力等〕

第十条 第三条ノ申告ヲ為スベキ預貯金ニ付テハ調査時  
期後ニ於テハ同条ノ申告ノ為サレザル限り預貯金ノ債  
権者ハ其ノ支払ノ請求ヲ為シ又ハ讓渡其ノ他ノ処分ヲ  
為スコトヲ得ズ

②前項ニ規定スル預貯金ニ付テハ調査時期後ニ於テハ第  
三条ノ申告ノ為サレザル限り債務者ハ其ノ支払其ノ他  
自己ノ債務ヲ免ルベキ行為ヲ為スコトヲ得ズ

③前二項ノ規定ニ違反シテ為シタル弁済其ノ他ノ処分ハ  
其ノ効力ヲ生ゼズ

④第一項ニ規定スル預貯金ニ付テハ大藏大臣ノ指定スル  
日後六十日以内ハ時効完成セズ

⑤前四項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定スル預貯金ニ付テハ之  
ヲ適用セズ

〔告示〕昭二一蔵告四二号・八項

〔特別事由ニヨリ預貯金ノ不申告ノ場合ノ申告期限ノ  
特例〕

第十一条 第三条ノ申告ヲ為スベキ預貯金ニシテ同条ニ

規定スル期間内ニ同条ノ申告ヲ為サレザリシモノニ付テハ左ニ掲グル事由アル場合ニ限り当該預貯金者ハ昭和二十二年十二月三十一日迄(同年十一月二日以後本邦外ヨリ本邦ニ引掲ゲタル者ニ在リテハ引掲ゲタル日ヨリ六十日以内)ニ同条ニ規定スル事項及当該事由ノ記載シタル申告書ヲ郵便貯金ニ付テハ郵便官署、其ノ他ノ預貯金ニ付テハ当該預貯金ヲ受入レタル法人ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

- 一 災害其ノ他ノ事由ニ因リ預貯金ヲ証スル書面が減失シタル場合ニ於テ第三条ニ規定スル期限後ニ減失シタル書面ニ代ルベキ書面ノ交付ヲ受ケタルトキ
- 二 押収、領置、差押其ノ他ノ事由ニ因リ第三条ニ規定スル申告ノ期限迄ニ預貯金ヲ証スル書面ヲ呈示スルコトヲ困難トスル事情アリタルトキ
- 三 通信、交通其ノ他ノ状況ニ因リ第三条ニ規定スル期限迄ニ預貯金ヲ証スル書面ヲ呈示スルコトヲ困難トスル事情アリタルトキ

四 前三号ニ掲グル場合ノ外稅務署長ニ於テ特別ノ事

情アリト認メタルトキ

- ② 前項ノ申告アリタル場合ニ於テ同項ノ取扱機關(第四項ニ於テ準用スル第三条第三項ノ場合ニ於テハ当該所轄稅務署トス以下本項ニ於テ同ジ)ガ申告書ト第四項ニ於テ準用スル第五条第一項、第七条第二項及第八条ニ規定スル書面トヲ照合シ申告書ノ記載事項ノ正当ナルコトヲ認メタルトキハ申告アリタルコトヲ証スル為第四項ニ於テ準用スル第八条ニ規定スル書面ニ前項ノ申告アリタル旨、申告ノ日及当該取扱機關ノ名称ヲ記載シ且当該事務ニ従事スル者ノ印章ヲ押捺スルノ措置ヲ為シ之ヲ申告者ニ返還スベシ
- ③ 第一項ノ申告アリタル預貯金ニ付テハ申告アリタル日以後ニ於テハ前条第一項乃至第三項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- ④ 第三条第二項及第三項並ニ第五条乃至第八条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔告示〕昭二一蔵告四三号  
〔寄託金ノ申告〕

第十二条 調査時期ニ於テ第三条第一項第二号乃至第四

号ニ掲グル法人及信託会社ニ対シ預貯金以外ノ寄託金ヲ有スル者ハ寄託ノ事由、寄託先、金額其ノ他当該寄託金ニ関スル事項並ニ住所及氏名ノ記載シタル申告書ヲ同項ニ規定スル期間内ニ当該寄託先ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

②第三条第二項及第三項、第四条乃至第七条、第十条並ニ前条第一項、第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔告示〕昭二一蔵告四二号・八ノ二項、四三号

〔公債・社債・株式・出資証券・手形ノ申告〕

第十三条 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ

左ニ掲グル事項並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ第三条第一項ニ規定スル期間内ニ取扱機關ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ番号ハ別ニ申告ヲ為スベキ旨ヲ表示シ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

一 登録シタル公債又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル

債券ヲ含ム以下同ジ）ニ付テハ種類、數、金額、発行行、登録機關、登録番号其ノ他当該公債又ハ社債ニ関スル事項

二 前号以外ノ公債証券又ハ社債証券ニ付テハ種類、記名式又ハ無記名式ノ別、數、番号、金額、発行行其ノ他当該証券ニ関スル事項

三 株式又ハ出資証券ヲ発行スル法人ニ対スル出資（以下出資ト称ス）ニ付テハ種類、記名式又ハ無記名式ノ別、數、番号、金額其ノ他株式又ハ出資ニ関スル事項

四 手形ニ付テハ種類、金額、振出人及支払人ノ住所及氏名、振出日、満期其ノ他手形ニ関スル事項

五 投資信託受益証券ニ依リテ表示セラルル投資信託ノ受益權ニ付テハ種類、數、番号、金額其ノ他当該証券ニ関スル事項

②大蔵大臣ノ指定スル国債ニ付テハ前項第一号又ハ第二号ニ掲グル事項ノ外大蔵大臣ノ指定スル事項ヲ記載スベシ（昭二一・二・二八蔵令一九号本項追加）

③登録シタル公債若ハ社債又ハ記名式ノ社債、株式、出

資若ハ投資信託ノ受益金ヲ譲受ケタル者ニシテ調査時

期ニ於テ社債原簿、株主名簿其ノ他此等ニ準ズル帳簿

ニ其ノ住所及氏名ノ記載ヲ受ケザルモノハ第一項ノ申

告書ニ其ノ旨及社債原簿、株主名簿其ノ他此等ニ準ズ

ル帳簿ニ記載セラレタル者ノ氏名ヲ記載スベシ(昭二

一・二・二八蔵令一九号改正一項線下)

〔告示〕昭二一蔵告四二号・九項

〔申告不要ノ公債、社債等ノ財産〕

第十四条 左ニ掲グル財産ニ付テハ前条第一項ノ申告ヲ

為スコト要セズ

一 本邦外ニ在ル国、地方団体其ノ他ノ法人ノ発行シ

タル公債、社債、株式、出資証券又ハ投資信託受益

証券

二 支払地ヲ本邦外ニ定メタル手形

三 前二号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ指定スル公

債、社債、株式、出資証券、手形又ハ投資信託受益

証券(昭二一・二・二八蔵令一九号改正)

〔告示〕昭二一蔵告四二号・一〇項

〔公社債等ノ申告ト書面ノ提出〕

第十五条 第十三条第一項ノ申告ヲ為サントスル者ハ申

告書ト共ニ同項第一号ノ公債又ハ社債ニ付テハ登録ヲ

証スル書面ヲ、同項第二号、第三号又ハ第五号ノ公

債、社債、株式、出資又ハ投資信託ノ受益権ニ付テハ

当該証券若ハ株券又ハ当該財産ヲ証スル書面ヲ、同項

第四号ノ手形ニ付テハ当該手形(除権判決ノ正本ヲ含

ム)ヲ提出スベシ

〔管理人ノ代位申告、申告者資格書面ノ添付、証紙添

付等準用〕

第十六条 第三条第二項及第三項、第五条乃至第七条並

ニ第九条乃至第十一条ノ規定ハ第十三条ノ場合ニ付之

ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ株式及出資ニ付テハ第十条第

一項及第二項中其ノ支払トアルハ利益若ハ利息ノ配当

若ハ分配、残余財産ノ分配、合併若ハ減資ニ因リ受ク

ベキ交付金又ハ退社ニ因リ受クベキ払戻金ノ支払トス

②合併、分割、組織変更、減資其ノ他此等ニ準ズル事由

ニ因リ受ケタル株式又ハ出資ハ前項ニ於テ準用スル第十條第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ前項後段ニ規定スル株式又ハ出資ト看做ス

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四三号

〔公債等ノ申告ニツキ稅務署長ノ通知〕

第十七條 稅務署長ハ第十三條又ハ前條第一項ニ於テ準用スル第十一條第一項ノ申告アリタル公債、社債、株式又ハ出資ニシテ登錄シタルモノ又ハ記名式ノモノニ付当該申告事項ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ指定スル日迄ニ当該登錄機關又ハ当該証券若ハ株式ヲ發行シタル法人ニ通知スベシ

②稅務署長ハ前項ニ規定スル申告ヲ為シタル者ノ申請アリタルトキハ其ノ申告アリタルコトヲ証スベキ書面ヲ交付スベシ

〔小切手等ノ申告〕

第十八條 調査時期ニ於テ小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書其ノ他大藏大臣ノ指定スル証書ヲ有スル者ハ其ノ種類、金額、振出人又ハ發行者及支払人

又ハ引受人ノ住所及氏名、振出又ハ發行ノ日其ノ他當該小切手又ハ証書ニ関スル事項並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ第三條第一項ニ規定スル期間内ニ支払ヲ為スベキ郵便官署、銀行其ノ他ノ法人ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

②前項ノ申告書ハ同項ノ取扱機關以外ノ取扱機關ヲ經由シ又ハ取扱機關ヲ經由セズシテ所轄稅務署ニ提出スルコトヲ得

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号・一一項

〔申告不要小切手等〕

第十九條 左ニ掲グル財産ニ付テハ前條ノ申告ヲ為スコトヲ要セズ

一 支払地ヲ本邦外ニ定メタル小切手

二 前号ニ掲グルモノノ外大藏大臣ノ指定スル小切手、郵便為替証書又ハ郵便振替貯金払出証書

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号・一二項

〔申告関係書面ノ提出〕

第二十條 第十八條ノ申告ヲ為サントスル者ハ申告書ト



共ニ当該小切手（除権判決ノ正本ヲ含ム）、郵便為替

証書、郵便振替貯金払出証書又ハ同条第一項ノ規定ニ

依リ大蔵大臣ノ指定スル証書ヲ提出スベシ

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号

〔管理人ノ代位申告等準用〕

第二十一条 第三条第二項、第五条乃至第七条及第九条

乃至第十一条ノ規定ハ第十八条ノ場合ニ付之ヲ準用ス

②第十八条ノ申告ヲ為スベキ郵便為替証書ニシテ同条ノ

申告ノ為サレザルトキハ大蔵大臣ノ定ムル期間又ハ之

ヲ其ノ有効期間ニ算入セズ

③第十八条（第一項ニ於テ準用スル第十一条第一項ノ場

合ヲ含ム）ノ申告アリタル場合ニ於テ支払ヲ為スベキ

郵便官署、銀行其ノ他ノ法人が当該小切手又ハ証書ニ

付申告ト同時ニ支払ヲ為ストキハ当該小切手又ハ証書

ニ申告アリタル旨ヲ記載シ第一項ニ於テ準用スル第九

条又ハ第十二条第二項ニ規定スル措置ヲ為スコトヲ省

略スルコトヲ得

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号・一三項、四

### 三号

〔収入印紙ノ申告〕

第二十二条 調査時期ニ於テ大蔵大臣ノ指定スル収入印

紙ヲ有スル者ハ其ノ種類、数及金額並ニ住所及氏名ヲ

記載シタル申告書ヲ第三条第一項ニ規定スル期間内ニ

郵便官署ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

〔告示〕昭二一・二・二蔵告四二号・一三ノ二項

〔申告書ト収入印紙ノ提出〕

第二十三条 前条ノ申告ヲ為サントスル者ハ申告書ト共

ニ当該収入印紙ヲ提出スベシ

〔収入印紙ノ申告確認後交換返還〕

第二十四条 第二十二条ノ申告アリタル場合ニ於テ郵便

官署が申告書ト第二十六条ニ於テ準用スル第五条第一

項及第七条第二項ニ規定スル第五條第一項及第七条第

二項ニ規定スル書面並ニ前条ノ収入印紙トヲ照合シ申

告書ノ記載事項ノ正当ナルコトヲ認メタルトキハ申告

アリタルコトヲ証スル為郵便官署ハ当該収入印紙ト引

換ニ大蔵大臣ノ指定スル収入印紙ヲ交付スルノ措置ヲ

為スベシ

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号・一三ノ三項  
〔收入印紙ノ効力〕

第二十五条 第二十二條ノ申告ヲ為スベキ收入印紙ハ調査時期後ニ於テハ之ヲ以テ政府ノ歳入金ノ納付ニ充ツルコトヲ得ズ

〔準用規定〕

第二十六條 第三條第二項、第五條乃至第七條並ニ第一條第一項及第四項ノ規定ハ第二十二條ノ場合ニ付之ヲ準用ス

②第二十三條及第二十四條ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第十一條第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四三号

〔生命保險契約、金錢信託契約、無尽契約等ノ申告〕

第二十七條 左ニ掲グル者ハ左ニ掲グル事項並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ第三條第一項ニ規定スル期間内ニ取扱機關ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 調査時期ニ於テ現ニ存スル生命保險契約ニシテ生

命保險会社又ハ生命保險中央会ヲ保險者トスルモノノ保險契約者ニ在リテハ種類、契約ノ日、保險金額其ノ他生命保險契約ニ關スル事項(昭二一・三・一二蔵令三二号改正)

二 調査時期ニ於テ現ニ存スル金錢信託契約(投資信託契約ヲ除ク)又ハ有價証券信託契約ニシテ信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人ヲ受託者トスルモノノ委託者ニ在リテハ信託ノ種類、契約ノ日、委託者ト受益者トガ異ルトキハ受益者ノ住所及氏名其ノ他信託契約ニ關スル事項並ニ金錢信託ニ付テハ金額及信託期間滿了ノ日(昭二一・二・二八蔵令一九号改正)

三 調査時期ニ於テ現ニ存シ未ダ契約金ノ給付ヲ受ザル無尽契約ニシテ無尽会社ヲ相手方トスルモノノ掛金者ニ在リテハ種類、契約ノ日、金額其ノ他無尽契約ニ關スル事項

四 調査時期ニ於テ現ニ存スル郵便年金契約ノ契約者(調査時期ニ於テ支払事由發生セル郵便年金契約ニ

付テハ年金受取人ニ在リテハ郵便年金、種類、契約ノ日、毎年ノ年金額其ノ他郵便年金契約ニ関スル事項

②大蔵大臣ノ指定スル金銭信託契約又ハ無尽契約ニ付テハ前号第二号又ハ第三号ニ掲グル事項ノ外大蔵大臣ノ指定スル事項ヲ記載スベシ(昭二一・二・二八蔵令一九追加、三・八蔵令三一改正)

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号・一四項、一四ノ二項

〔申告不要生命保険契約等〕

第二十八条 左ニ掲グル契約ニ付テハ前条ノ申告ヲ為スコトヲ要セズ

一 削除(昭二一・三・一二省令三二改正)

二 信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人又ハ無尽会社ノ本邦外ニ在ル營業所又ハ事業所ニ於テ為サレタル金銭信託契約、有価証券信託契約又ハ無尽契約  
三 前二号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ指定スル生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約、無尽

契約又ハ郵便年金契約

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号・一四ノ三項  
〔生命保険契約等ト申告(効果)關係〕

第二十九条 第二十七条ノ申告ヲ為スベキ契約ニ付テハ調査時期後ニ於テハ同条ノ申告ノ為サレザル限り生命保険契約者若ハ生命保険金受取人、信託ノ委託者若ハ受益者、無尽ノ掛金者又ハ郵便年金ノ契約者若ハ受取人ハ生命保険会社、信託会社、銀行其ノ他ノ信託業ヲ営ム法人、無尽会社又ハ郵便官署ニ対シ生命保険金、信託ノ元本若ハ収益、無尽給付金、郵便年金其ノ他当該契約ニ基キテ受クベキ給付又ハ契約解除ニ因リテ受クベキ金銭ノ請求ヲ為シ又ハ此等ノ權利ノ讓渡其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得ズ

②前項ニ規定スル契約ニ付テハ調査時期後ニ於テハ第二十七条ノ申告ノ為サレザル限り生命保険会社、信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人、無尽会社又ハ郵便官署ハ前項ニ規定スル權利ニ付弁済其ノ他自己ノ債務ヲ免ルベキ行為ヲ為スコトヲ得ズ

③前二項ノ規定ニ違反シテ為シタル弁済其ノ他ノ処分ハ其ノ効力ヲ生ゼズ

④第一項ニ規定スル權利ニ付テハ大藏大臣ノ指定スル日 後六十日以内ハ時効完成セズ

⑤前四項ノ規定ハ大藏大臣ノ指定スル契約ニ付テハ之ヲ適用セズ

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号

〔準用規定〕

第三十条 第三条第二項及第三項、第五条乃至第九条並ニ第十一條ノ規定ハ第二十七條ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十一條第三項中前條第一項乃至第三項トアルハ第二十九條第一項乃至第三項トス

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四三号

〔期限後預貯金等ノ取扱ノ特例〕

第三十一条 日本銀行券預入令第一条第一項ニ規定スル日後同令第二条第一項ノ規定ニ依ル預金、貯金又ハ金銭信託ヲ為サントスル者及同條第二項ノ規定ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノ

ハ預金、貯金若ハ金銭信託ト為シ又ハ日本銀行券ニ依ル支払ノ請求ヲ為サントスル際其ノ旨、金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ同令ニ規定スル金融機關ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

②第四条乃至第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四二号、一五項、一

六項、二・二八蔵告四三号

〔申告限度額〕

第三十二条 第三条第一項、第十一条第一項（第十二條第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項及第三十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十二條第一項、第十三條第一項、第十八條第一項又ハ第二十七條ノ申告書ニハ円ニ滿タザル金額ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

〔証紙ノ様式ノ制定〕

第三十三条 第九条（第十六條第一項、第二十一條第一項又ハ第三十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ証紙ノ様式ハ大藏大臣之ヲ定ム

②前項ノ証紙ニ関シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

〔告示〕昭二一・二・二八蔵告四四号

〔様式ノ制定ト告示ノ基礎〕

第三十四条 大蔵大臣前条第一項ノ規定ニ依リ証紙ノ様式ヲ定メタルトキ其ノ他本令ノ規定ニ依リ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ告示ス

〔法人ノ財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ提出〕

第三十五条 法人税法ニ依リ法人税ヲ課セラルル法人

(宗教法人及法人タル労働組合ヲ除ク) 及特別法人税法ニ依リ特別法人税ヲ課セラルル法人ハ調査時期ニ於

ケル財産目録及貸借対照表並ニ調査時期ヲ含ム事業年度開始ノ日ヨリ調査時期ニ至ル迄ノ期間ノ損益計算書ヲ昭和二十一年五月二日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

②前項ニ規定スル法人本邦ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザルトキハ本邦ニ於ケル資産又ハ營業ニ関スル財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ提出スベシ

③前二項ノ場合ニ於テ法人解散シ調査時期ニ於テ清算中ナルトキハ損益計算書ヲ提出スルコトヲ要セズ

〔財産目録等資産価額〕

第三十六条 前条ノ財産目録及貸借対照表ニハ調査時期

ヲ含ム事業年度前ヨリ引続キ有スル資産ニ付テハ当該

事業年度ノ直前事業年度末ノ財産目録及貸借対照表ニ

記載セラレタル価額ヲ、調査時期ヲ含ム事業年度開始

ノ日ヨリ調査時期迄ノ期間ニ於テ取得シタル資産ニ付

テハ取得価額又ハ製作価額ヲ記載スベシ但シ固定資産

ニ付テハ当該期間ノ減価償却額ヲ控除シタル金額ヲ記

載スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ財産目録及貸借対照表ニ記載スベキ

資産ノ価額ノ總額ガ調査時期ニ於ケル時価ニ依リ計算

シタル資産ノ価額ノ總額ヲ超ユルトキハ調査時期ニ於

ケル時価ニ依リ計算シタル価額ヲ記載スルコトヲ得

③前項ノ規定ハ第三十七条第一項及第二項ノ規定ニ該当スル資産ヲ除外シテ之ヲ適用ス

〔在外財産ノ申告ト分別計理〕

第三十七条 昭和二十年大蔵省令第九十五号第二条ニ掲

グル在外財産ニ付テハ前条第二項ノ規定ニ拘ラズ同条

第一項ノ規定ニ依ル価額ヲ記載シ之ヲ「在外財産」勘

定トシテ他ノ資産ト分別計理スベシ

②戦時災害ニ因リ被害ヲ受ケタルニ因リ支払ヲ受クベキ  
保険金額が調査時期ニ於テ未ダ確定セザルトキハ被害  
ヲ受タル資産ニ付テハ前条第二項ノ規定ニ拘ラズ被害  
直別ニ於ケル価額ヲ記載シ之ヲ「戦時保険」勘定トシ  
テ他ノ資産ト分別計理スベシ

③第一項ノ規定ニ依リ「在外財産」勘定トシテ計理シタ  
ル資産ニ関スル措置確定シ又ハ前項ノ規定ニ依リ「戦  
時保険」勘定トシテ計理シタル資産ニ関スル保険金ノ  
支払ガ確定シタルトキハ財産目録、貸借対照表及損益  
計算書ヲ更訂シ措置又ハ支払ノ確定アリタルコトヲ知  
リタル後三十日以内ニ其ノ明細書ヲ添付シ所轄稅務署  
ニ提出スベシ

〔公益法人ノ財産目録、貸借対照表ノ申告〕

第三十八條 民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法  
人ハ調査時期ニ於ケル財産目録及貸借対照表ヲ第三十  
五條第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベ  
シ

②第三十五條第二項、第三十六條及前條ノ規定ハ前項ノ  
場合ニ付之ヲ準用ス

〔普通法人・特別法人・公益法人ノ特定資産ノ明細書  
ノ提出〕

第三十九條 第三十五條第一項又ハ前條第一項ニ規定ス  
ル法人ハ調査時期ニ於テ有スル左ニ掲グル動産及仮払  
金又ハ仮受金其ノ他此等ニ準ズルモノニ付左ニ掲グル  
事項ヲ記載シタル明細書ヲ第三十五條第一項ニ規定ス  
ル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 車輛運搬具、工具、器具及備品ニ付テハ種類毎ニ

品目、數量及價額

二 商品、製品、半製品、原料品其ノ他此等ニ準ズル

動産ニ付テハ種類毎ニ品目、數量及價額

三 仮払金又ハ仮受金其ノ他此等ニ準ズルモノニ付テ

ハ金額並ニ支払先又ハ受入先ノ住所及氏名但シ同一

人ニ對スル金額ガ五千円ニ滿タザルモノヲ除ク

②前項第一号及第二号ノ動産ニシテ本邦外ニ在ルモノ及  
同項第三号ノ仮払金又ハ仮受金其ノ他此等ニ準ズルモ

ノニシテ本邦外ニ在ル營業所又ハ事業所ニ於ケル事業  
ニ因リ生ジタルモノニ付テハ前項ノ申告ヲ為スコトヲ  
要セズ

③ 第一項ノ明細書ニハ二以上ノ營業所又ハ事業所ヲ有ス  
ル場合ニ於テハ營業所又ハ事業所毎ニ区分シテ記載ス  
ベシ

〔各人別〕

第四十条 第三条第一項第二号乃至第五号ニ掲グル法人  
ニシテ当座預金、当座貯金其ノ他大藏大臣ノ指定スル  
預貯金ノ受入ヲ為スモノハ調査時期ニ於ケル当該預貯  
金ニ付各人別ニ金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル書類  
ヲ第三十五条第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ  
提出スベシ（昭二一・二・二八藏令一九号改正）

② 生命保險会社ハ第二十七条第一号ノ申告ヲ為スベキ生  
命保險契約ニ付前払ヲ受ケタル保險料ニシテ調査時期  
ニ於テ現ニ存スルモノアルトキハ各契約別ニ生命保險  
ノ種類、契約ノ日、保險金額、調査時期ニ於ケル前払  
保險料、保險契約者ノ住所及氏名其ノ他当該生命保險

契約ニ関スル事項ヲ記載シタル書類ヲ前項ニ規定スル  
期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ（昭二一・二・二八  
藏令一九号追加）

③ 銀行・信託会社其ノ他信託業ヲ営ム法人ハ第二十七条  
第二号ノ申告ヲ為スベキ金銭信託契約ニ付各契約別ニ  
信託ノ種類、契約及信託期間満了ノ日、調査時期ニ於  
ケル金銭信託ノ金額、委託者（委託者ト受益者トガ異  
ルトキハ委託者及受益者）ノ住所及氏名其ノ他当該信  
託契約ニ関スル事項ヲ記載シタル書類ヲ第一項ニ規定  
スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ（昭二一・二・  
二八藏令一九号追加）

④ 第三十五条第一項又ハ第三十八条第一項ニ規定スル法  
人ニシテ其ノ役員、職員其ノ他ノ從業者ヨリ勤務先預  
ケ金ノ受入ヲ為スモノハ調査時期ニ於ケル当該預ケ金  
ニ付各人別ニ金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル書類ヲ  
第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ但  
シ大藏大臣ノ指定スル勤務先預ケ金ニ付テハ此ノ限り  
ニ在ラズ（昭二一・三・八藏令三一追加）

⑤ 日本銀行、戦時金融在庫又ハ債務者特殊借入金ノ債務者タル法人ハ調査時期ニ於テ其ノ取扱ヲ為シ又ハ其ノ負担スル政府特殊借入金又ハ戦時金融在庫特殊借入金又ハ債務者特殊借入金ニ付各人別ニ金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル書類ヲ第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ(昭二一・三・八省令三一追加)

⑥ 前五項ノ書類ハ前五項ニ規定スル法人ガ二以上ノ營業所又ハ事業所ヲ有スル場合ニ於テハ各營業所又ハ事業所之ヲ提出スベシ(昭二一・二・二八藏令一九号改正・二項線下、昭二一・三・八藏令三一、二項線下)

〔告示〕昭和二一・二・二八藏告四二号・六項、一七項、一八項

〔法人ノ事業所等毎ニ区分整理〕

第四十一条 左ニ掲グル法人ハ左ニ掲グル事項ヲ当該營業所又ハ事業所毎ニ区分シテ記載シタル書類ヲ昭和二十一年九月三十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 第三条第一項第二号乃至第五号ニ掲グル法人又ハ信託会社ニ付テハ同条ノ申告ヲ為スベキ預貯金又ハ

第十二条ノ申告ヲ為スベキ寄託金ノ種類、口数及当該金額ノ総額

二 社債ヲ發行シタル法人ニ付テハ第十三条第一項第一号及第二号ノ申告ヲ為スベキ社債ノ種類、記名式又ハ無記名式毎ニ数及金額

三 株式会社、株式合資会社又ハ出資証券ヲ發行スル法人ニ付テハ第十三条第一項第三号ノ申告ヲ為スベキ株式又ハ出資ノ種類、記名式又ハ無記名式毎ニ数及金額

四 投資信託受益証券ヲ發行シタル法人ニ付テハ第十三条第一項第五号ノ申告ヲ為スベキ投資信託ノ受益權ノ種類、数及金額

五 生命保險会社、信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人又ハ無尽会社ニ付テハ第二十七条ノ申告ヲ為スベキ生命保險契約、金錢信託契約、有価証券信託契約又ハ無尽契約ノ種類、口数及当該金額ノ総額

〔個人ノ事業用資産等ノ申告〕

第四十二条 左ニ掲グル事業ヲ為ス個人ニシテ調査時期



ニ於テ当該事業ニ関シ本邦内ニ有スル商品、製品、半製品、原料品其ノ他此等ニ準ズル動産（以下事業用動産ト称ス）ノ価額ノ合計額ガ五千円以上ナルモノハ事業用動産ノ種類毎ニ品目、数量及価額並ニ当該事業ニ

関シテ有スル債権及債務ノ金額其ノ他事業用動産及債権債務ニ関スル事項ヲ記載シタル申告書ヲ昭和二十一年四月二日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 物品販売業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザルモノノ販売ヲ含ム）

二 物品貸付業

三 製造業（物品ノ加工修理ヲ含ム）

四 請負業

五 印刷業

六 出版業

七 鉱業

八 砂鉱業

②前項ノ申告書ニハ同一人ニ対スル債権又ハ債務ニシテ其ノ金額ガ五千円ヲ超ユルモノニ付テハ債権者又ハ債

務者ノ住所及氏名並ニ其ノ金額ヲ記載スベシ

③第三十九条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

〔事業用資産ノ価格調査時ノ時価〕

第四十三条 前条ノ事業用動産ノ価額ハ調査時期ニ於ケル時価ニ依リ時価不明ナルトキハ取得価額又ハ製作価額ニ依ル

〔検査權ト検査証ノ携帯〕

第四十四条 稅務署長又ハ其ノ代理官令第十一条ノ規定ニ依リ帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ検査スルトキハ別ニ定ムル書式ニ依ル検査章ヲ携帯スベシ

〔申告期限ノ特例〕

第四十五条 伊豆諸島及孺婦岩以北ノ南方諸島ニ於テハ

第三条第一項ニ規定スル申告ノ期間ハ昭和二十一年四月十五日ヨリ同月三十日迄トシ第三十五条第一項ニ規定スル申告ノ期限ハ同年六月二日トシ第四十二条第一

項ニ規定スル申告ノ期限ハ同年五月二日トシ第十条、第二十五条及第二十九条中調査時期後トアルハ同年四

月十五日午前零時後トシ第三十一条第一項中日本銀行券預入令第一号ニ規定スル日トアルハ同年四月十五日トス(昭二一藏令五一号追加)

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・二・一七)ヨリ之ヲ施行ス

第四十四条ニ定ムル書式(用紙厚質白紙縦二寸五分横一寸五分)

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・三・八)ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・三・一二)ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・四・一一)ヨリ之ヲ施行ス

二、臨時財産調査令施行規則改正経過

(一) 公布時正文

臨時財産調査令施行規則(昭和二一・二・一七) (大藏省令一四号)

第一条 臨時財産調査令(以下令ト称ス)第一条ノ調査時期(以下調査時期ト称ス)ハ昭和二十一年三月三日午前零時トス

第二条 令第二条第二項ノ附属島嶼ハ本州、北海道、四

国及九州ノ附属島嶼中左ニ掲グル島嶼以外ノ島嶼ヲ謂

フ

一 千島列島(瑤瑤瑠諸島ヲ含ム)

二 伊豆諸島、小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、

表

第何号
検査章
税務署印

裏

何税務署
官氏名

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・二・二八)ヨリ之ヲ施行ス

沖鳥島、南鳥島及中鳥島

三 竹島

四 北緯三十度以南ノ南西諸島（口ノ島ヲ含ム）

第三条 調査時期ニ於テ左ニ掲グル預金、貯金、積金又

ハ寄託金（以下預貯金ト称ス）ヲ有スル者ハ其ノ種類、金額、預貯金先其ノ他預貯金ニ関スル事項、住所

（住所ナキトキハ居所以下同ジ）及氏名（法人ナルト

キハ名称及代表者ノ氏名以下同ジ）並ニ大蔵大臣ノ指

定スル定期的預貯金ニ付テハ預入ノ日及支払ノ日ヲ記

載シタル申告書ヲ昭和二十一年三月三日ヨリ同年四月

二日迄ニ郵便官署、銀行、信託会社、無尽会社、市町

村農業会、信用組合又ハ市街地信用組合（以下取扱機

関ト称ス）ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ郵便

振替貯金、当座預金、当座貯金及当座寄託金ニ付テハ

金額ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

一 郵便貯金

二 銀行又ハ無尽会社ニ対スル預金、貯金又ハ積金

三 市町村農業会、信用組合又ハ市街地信用組合ニ対

スル貯金又ハ積金

四 塩業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易

組合、漁業協同組合、漁業会、製造業会、自動車運

送事業組合、塩業組合連合会、工業組合連合会、商

業組合連合会、貿易組合連合会、自動車運送事業組

合連合会、都道府県農業会、農林中央金庫、商工組

合中央金庫又ハ庶民金庫ニ対スル貯金又ハ積金

五 恩給金庫ニ対スル寄託金

②前項ノ場合ニ於テ法人ガ本店及主タル事務所以外ノ營

業所又ハ事業所ニ於テ申告書ヲ提出セントスルトキハ

同項ニ規定スル事項ノ外当該營業所又ハ事業所ノ所在

場所及其ノ管理者ノ氏名ヲ記載スベシ

③第一項ノ申告書ハ取扱機關ヲ經由セズシテ所轄稅務署

ニ提出スルコトヲ得

第四条 左ニ掲グル預貯金ニ付テハ前条ノ申告ヲ為スコ

トヲ要セズ

一 前条第一項第二号乃至第四号ニ掲グル法人ノ本

州、北海道、四国、九州及第二条ニ規定スル其ノ附

属島嶼（以下本邦ト称ス）外ニ在ル營業所又ハ事業  
所ニ於テ当該法人ニ対シ為シタル預貯金

二 前号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ指定スル預貯金

第五条 第三条ノ申告ヲ為サントスル者ハ其ノ者ガ個人

ナルトキハ其ノ住所及氏名ヲ、法人ナルトキハ申告書

ヲ提出セントスル營業所又ハ事業所ノ所在場所及名称

ヲ確認スルコトヲ得ベキ書面ヲ呈示シ又ハ申告書ニ之

ヲ添附スベシ但シ大蔵大臣ノ指定スル場合ハ此ノ限ニ

在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ呈示シ又ハ添附スベキ書面ニ関シ必

要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第六条 令第二条第二項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テハ

当該預貯金ノ管理者第三条ノ申告ヲ為スベシ但シ管理

者ナキトキ又ハ管理者其ノ申告ヲ為サザルトキハ預貯

金者其ノ申告ヲ為スベシ

第七条 質権其ノ他正当ノ権原ニ基キ他人ノ預貯金ヲ証

スル書面ヲ保管スル者ハ当該預貯金者ニ代リテ第三条

ノ申告ヲ為スコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ第三条ノ申告書ニ預貯金者ニ代リ

テ申告ヲ為ス旨ヲ記載シ且第五条ニ規定スル書面ノ外

当該預貯金者ノ住所及氏名ヲ確認スルコトヲ得ベキ書

面ヲ呈示シ又ハ申告書ニ之ヲ添附スベシ但シ大蔵大臣

ノ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

③第五条第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ付之ヲ準用ス

第八条 第三条ノ申告ヲ為サントスル者ハ申告書ト共ニ

当該預貯金ヲ証スル書面（郵便振替貯金、当座預金、

当座預金其ノ他大蔵大臣ノ指定スル預貯金ニ付テハ大

蔵大臣ノ指定スル書面）ヲ提出スベシ

第九条 第三条ノ申告アリタル場合ニ於テ取扱機関（同

条第三項ノ場合ニ於テハ当該所轄稅務署トス以下本条

ニ於テ同ジ）ガ当該申告書ト第五条第一項、第七条第

二項及前条ニ規定スル書面トヲ照合シ申告書ノ記載事

項ノ正当ナルコトヲ認メタルトキハ申告アリタルコト

ヲ証スル為前条ニ規定スル書面ニ政府ノ発行スル証紙

ヲ貼附シ且取扱機関又ハ当該事務ニ従事スル者ノ印章

ヲ以テ書面ト証紙トニ契印シ当該取扱機関ノ名称ヲ表

示スルノ措置ヲ為シ之ヲ申告者ニ返還スベシ

第十条 第三条ノ申告ヲ為スベキ預貯金ニ付テハ調査時期後ヲ以テハ同条ノ申告ヲ為サレザル限り預貯金ノ債権者ハ其ノ支払ノ請求ヲ為シ又ハ譲渡其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得ズ

②前項ニ規定スル預貯金ニ付テハ調査時期後ニ於テハ第三条ノ申告ノ為サレザル限り債務者ハ其ノ支払其ノ他自己ノ債務ヲ免ルベキ行為ヲ為スコトヲ得ズ

③前二項ノ規定ニ違反シテ為シタル弁済其ノ他ノ処分ハ其ノ効力ヲ生セズ

④第一項ニ規定スル預貯金ニ付テハ大蔵大臣ノ指定スル日後六十日以内ハ時効完成セズ

⑤前四項ノ規定ハ大蔵大臣ノ指定スル預貯金ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十一条 第三条ノ申告ヲ為スベキ預貯金ニシテ同条ニ規定スル期間内ニ同条ノ申告ノ為サレザリシモノニ付テハ左ニ掲グル事由アル場合ニ限り当該預貯金者ハ昭和二十二年十二月三十一日迄(同年十一月二日以後本

邦外ヨリ本邦ニ引揚ゲタル者ニ在リテハ引揚ゲタル日ヨリ六十日以内)ニ同条ニ規定スル事項及当該事由ヲ記載シタル申告書ヲ郵便貯金ニ付テハ郵便官署、其ノ他ノ預貯金ニ付テハ当該預貯金ヲ受入レタル法人ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 災害其ノ他ノ事由ニ因リ預貯金ヲ証スル書面ガ滅失シタル場合ニ於テ第三条ニ規定スル期限後ニ滅失シタル書面ニ代ルベキ書面ノ交付ヲ受タルトキ

二 押収、領置、差押其ノ他ノ事由ニ因リ第三条ニ規定スル申告ノ期限迄ニ預貯金ヲ証スル書面ヲ呈示スルコトヲ困難トスル事情アリタルトキ

三 通信、交通其ノ他ノ状況ニ因リ第三条ニ規定スル期限迄ニ預貯金ヲ証スル書面ヲ呈示スルコトヲ困難トスル事情アリタルトキ

四 前三号ニ掲グル場合ノ外稅務署長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタルトキ

②前項ノ申告アリタル場合ニ於テ同項ノ取扱機關(第四項ニ於テ準用スル第三条第三項ノ場合ニ於テハ当該所

轄稅務署トス以下本項ニ於テ同ジ)ガ申告書ト第四項

ニ於テ準用スル第五條第一項、第七條第二項及第八條ニ規定スル書面トヲ照合シ申告書ノ記載事項ノ正当ナルコトヲ認メタルトキハ申告アルタルコトヲ証スル

為第四項ニ於テ準用スル第八條ニ規定スル書面ニ前項ノ申告アリタル旨、申告ノ日及当該取扱機關ノ名稱ヲ記載シ且当該事務ニ従事スル者ノ印章ヲ押捺スルノ措置ヲ為シ之ヲ申告者ニ返還スベシ

③第一項ノ申告アリタル預貯金ニ付テハ申告アリタル日以後ニ於テハ前條第一項乃至第三項ノ規定ハ之ヲ適用

セズ

④第三條第二項及第三項並ニ第五條乃至第八條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十二條 調査時期ニ於テ第三條第一項第二号乃至第四号ニ掲グル法人及信託会社ニ對シ預貯金以外ノ寄託金ヲ有スル者ハ寄託ノ事由、寄託先、金額其ノ他当該寄託金ニ関スル事項並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ同項ニ規定スル期間内ニ当該寄託先ヲ經由シ所轄稅

務署ニ提出スベシ

②第三條第二項及第三項、第四條乃至第七條、第十條並ニ前條第一項、第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十三條 調査時期ニ於テ左ニ掲グル財産ヲ有スル者ハ左ニ掲グル事項並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ第三條第一項ニ規定スル期間内ニ取扱機關ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ番号ハ別ニ申告ヲ為スベキ旨ヲ表示シ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

一 登録シタル公債又ハ社債(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ム以下同ジ)ニ付テハ種類、數、金額、發行行、登録機關、登録番号其ノ他当該公債又ハ社債ニ関スル事項

二 前号以外ノ公債証券又ハ社債証券ニ付テハ種類、記名式又ハ無記名式ノ別、數、番号、金額、發行者其ノ他当該証券ニ関スル事項

三 株式又ハ出資証券ヲ發行スル法人ニ對スル出資

(以下出資ト称ス)ニ付テハ種類、記名式又ハ無記

名式ノ別、数、番号、金額其ノ他株式又ハ出資ニ関

スル事項

四 手形ニ付テハ種類、金額、振出人及支払人ノ住所

及氏名、振出日、満期其ノ他手形ニ関スル事項

五 投資信託受益証券ニ依リテ表示セラルル投資信託

ノ受益権ニ付テハ種類、数、番号、金額其ノ他当該

証券ニ関スル事項

②登録シタル公債若ハ社債又ハ記名式ノ社債、株式、出

資若ハ投資信託ノ受益権ヲ譲受ケタル者ニシテ調査時

期ニ於テ社債原簿、株主名簿其ノ他此等ニ準ズル帳簿

ニ其ノ住所及氏名ノ記載ヲ受ザルモノハ前項ノ申告書

ニ其ノ旨及社債原簿、株主名簿其ノ他此等ニ準ズル帳

簿ニ記載セラレタル者ノ氏名ヲ記載スベシ

第十四条 左ニ掲グル財産ニ付テハ前条第一項ノ申告ヲ

為スコトヲ要セズ

一 本邦外ニ在ル国、地方団体其ノ他ノ法人ノ発行シ

タル公債、社債、株式、出資証券又ハ投資信託受益

証券

二 支払地ヲ本邦外ニ定メタル手形

三 前二号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ指定スル公

債、社債、株式、出資証券又ハ投資信託受益証券

第十五条 第十三条第一項ノ申告ヲ為サントスル者ハ申

告書ト共ニ同項第一号ノ公債又ハ社債ニ付テハ登録ヲ

証スル書面ヲ、同項第二号、第三号又ハ第五号ノ公

債、社債、株式、出資又ハ投資信託ノ受益権ニ付テハ

当該証券若ハ株券又ハ当該財産ヲ証スル書面ヲ、同項

第四号ノ手形ニ付テハ当該手形(除権判決ノ正本ヲ含

ム)ヲ提出スベシ

第十六条 第三条第二項及第三項、第五条乃至第七条並

ニ第九条乃至第十一条ノ規定ハ第十三条ノ場合ニ付之

ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ株式及出資ニ付テハ第十条第

一項及第二項中其ノ支払トアルハ利益若ハ利息ノ配當

若ハ分配、残余財産ノ分配、合併若ハ減資ニ因リ受ク

ベキ交付金又ハ退社ニ因リ受クベキ払戻金ノ支払トス

②合併、分割、組織変更、減資其ノ他此等ニ準ズル事由

ニ因リ受ケタル株式又ハ出資ハ前項ニ於テ準用スル第十條第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ前項後段ニ規定スル株式又ハ出資ト看做ス

第十七條 稅務署長ハ第十三條又ハ前條第一項ニ於テ準用スル第十一條第一項ノ申告アリタル公債、社債、株式又ハ出資ニシテ登録シタルモノ又ハ記名式ノモノニ付當該申告事項ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ指定スル日迄ニ當該登録機關又ハ當該証券若ハ株式ヲ發行シタル法人ニ通知スベシ

② 稅務署長ハ前項ニ規定スル申告ヲ為シタル者ノ申請アリタルトキハ其ノ申告アリタルコトヲ証スベキ書面ヲ交付スベシ

第十八條 調査時期ニ於テ小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書其ノ他大藏大臣ノ指定スル証書ヲ有スル者ハ其ノ種類、金額、振出人又ハ発行者及支払人又ハ引受人ノ住所及氏名、振出又ハ發行ノ日其ノ他當該小切手又ハ証書ニ関スル事項並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ第三條第一項ニ規定スル期間内ニ支払

ヲ為スベキ郵便官署、銀行其ノ他ノ法人ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

② 前項ノ申告書ハ同項ノ取扱機關以外ノ取扱機關ヲ經由シ又ハ取扱機關ヲ經由セズシテ所轄稅務署ニ提出スルコトヲ得

第十九條 左ニ掲グル財産ニ付テハ前條ノ申告ヲ為スコトヲ要セズ

一 支払地ヲ本邦外ニ定メタル小切手

二 前号ニ掲グルモノノ外大藏大臣ノ指定スル小切

手、郵便為替証書又ハ郵便振替貯金払出証書

第二十條 第十八條ノ申告ヲ為サントスル者ハ申告書ト

共ニ當該小切手(除權判決ノ正本ヲ含ム)、郵便為替

証書、郵便振替貯金払出証書又ハ同條第一項ノ規定ニ

依リ大藏大臣ノ指定スル証書ヲ提出スベシ

第二十一條 第三條第二項、第五條乃至第七條及第九條

乃至第十一條ノ規定ハ第十八條ノ場合ニ付之ヲ準用ス

② 第十八條ノ申告ヲ為スベキ郵便為替証書ニシテ同條ノ申告ヲ為サレザルトキハ大藏大臣ノ定ムル期間ハ之ヲ



其ノ有効期間ニ算入セズ

③第十八条(第一項ニ於テ準用スル第十一条第一項ノ場合ヲ含ム)ノ申告アリタル場合ニ於テ支払ヲ為スベキ郵便官署、銀行其ノ他ノ法人ガ当該小切手又ハ証書ニ

付申告ト同時ニ支払ヲ為ストキハ当該小切手又ハ証書ニ申告アリタル旨ヲ記載シ第一項ニ於テ準用スル第九

条又ハ第十一条第二項ニ規定スル措置ヲ為スコトヲ省略スルコトヲ得

第二十二條 調査時期ニ於テ大蔵大臣ノ指定スル収入印

紙ヲ有スル者ハ其ノ種類、数及金額並ニ住所及氏名ヲ

記載シタル申告書ヲ第三条第一項ニ規定スル期間内ニ

郵便官署ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

第二十三條 前条ノ申告ヲ為サントスル者ハ申告書ト共

ニ当該収入印紙ヲ提出スベシ

第二十四條 第二十二條ノ申告アリタル場合ニ於テ郵便

官署ガ申告書ト第二十六條ニ於テ準用スル第五条第一

項及第七條第二項ニ規定スル書面並ニ前条ノ収入印紙

トヲ照合シ申告書ノ記載事項ノ正当ナルコトヲ認メタ

ルトキハ申告アリタルコトヲ証スル為郵便官署ハ当該収入印紙ト引換ニ大蔵大臣ノ指定スル収入印紙ヲ交付スルノ措置ヲ為スベシ

第二十五條 第二十二條ノ申告ヲ為スベキ収入印紙ハ調査時期後ニ於テハ之ヲ以テ政府ノ歳入金ノ納付ニ充ツルコトヲ得ズ

第二十六條 第三条第二項、第五條乃至第七條並ニ第十一条第一項及第四項ノ規定ハ第二十二條ノ場合ニ付之ヲ準用ス

②第二十三條及第二十四條ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル

第十一條第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 左ニ掲グル者ハ左ニ掲グル事項並ニ住所及

氏名ヲ記載シタル申告書ヲ第三条第一項ニ規定スル期間内ニ取扱機關ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 調査時期ニ於テ現ニ存スル生命保險契約ニシテ生

命保險会社ヲ保險者トスルモノノ保險契約者ニ在リ

テハ種類、契約ノ日、保險金額其ノ他生命保險契約

ニ関スル事項

二 調査時期ニ於テ現ニ存スル金銭信託契約（投資信託契約ヲ除ク）又ハ有価証券信託契約ニシテ信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人ヲ受託者トスルモノノ委託者ニ在リテハ信託ノ種類、契約ノ日、委託者ト受益者トガ異ルトキハ受益者ノ住所及氏名其ノ他信託契約ニ関スル事項並ニ金銭信託ニ付テハ金額及信託期間満了ノ日、有価証券信託ニ付テハ有価証券ノ種類、数及金額

三 調査時期ニ於テ現ニ存シ未ダ契約金ノ給付ヲ受ケザル無尽契約ニシテ無尽会社ヲ相手方トスルモノノ掛金者ニ在リテハ種類、契約ノ日、金額其ノ他無尽契約ニ関スル事項

四 調査時期ニ於テ現ニ存スル郵便年金契約ノ契約者（調査時期ニ於テ支払事由発生セル郵便年金契約ニ付テハ年金受取人）ニ在リテハ郵便年金ノ種類、契約ノ日、毎年ノ年金額其ノ他郵便年金契約ニ関スル事項

第二十八条 左ニ掲グル契約ニ付テハ前条ノ申告ヲ為ス

コトヲ要セズ

一 保険料ノ支払ガ本邦外ニ於テノミ為サレタル生命保険契約

二 信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人又ハ無尽会社ノ本邦外ニ在ル営業所又ハ事業所ニ於テ為サレタル金銭信託契約、有価証券契約又ハ無尽契約

三 前二号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ指定スル生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託契約、無尽契約又ハ郵便年金契約

第二十九条 第二十七条ノ申告ヲ為スベキ契約ニ付テハ調査時期後ニ於テハ同条ノ申告ノ為サレザル限り生命保険契約者若ハ生命保険金受取人、信託ノ委託者若ハ受益者、無尽ノ掛金者又ハ郵便年金ノ契約者若ハ受取人ハ生命保険会社、信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人、無尽会社又ハ郵便官署ニ対シ生命保険金、信託ノ元本若ハ収益、無尽給付金、郵便年金其ノ他当該契約ニ基キテ受クベキ給付又ハ契約解除ニ因リテ受クベキ金銭ノ請求ヲ為シ又ハ此等ノ権利ノ譲渡其ノ他ノ

処分ヲ為スコトヲ得ズ

②前項ニ規定スル契約ニ付テハ調査時期後ニ於テハ第二十七条ノ申告ノ為サレザル限り生命保険会社、信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人、無尽会社又ハ郵便官署ハ前項ニ規定スル権利ニ付弁済其ノ他自己ノ債務ヲ免ルベキ行為ヲ為スコトヲ得ズ

③前二項ノ規定ニ違反シテ為シタル弁済其ノ他ノ処分ハ其ノ効力ヲ生ゼズ

④第一項ニ規定スル権利ニ付テハ大蔵大臣ノ指定スル日後六十日以内ハ時効完成セズ

⑤前四項ノ規定ハ大蔵大臣ノ指定スル契約ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十条 第三條第二項及第三項、第五條乃至第九條並ニ第十一條ノ規定ハ第二十七條ノ場合ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第十一條第三項中前條第一項乃至第三項トアルハ第二十九條第一項乃至第三項トス

第三十一條 日本銀券預入令第一條第一項ニ規定スル日後同令第二條第一項ノ規定ニ依ル預金、貯金又ハ金銭

信託ヲ為サントスル者及同條第二項ノ規定ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノハ預金、貯金若ハ金銭信託ト為シ又ハ日本銀行券ニ依ル支払ノ請求ヲ為サントスル際其ノ旨、金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル申告書ヲ同令ニ規定スル金融機關ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

②第四條乃至第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス第三十二條 第三條第一項、第十一條第一項(第十二條

第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項及第三十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十二條第一項、第十三條第一項、第十八條第一項又ハ第二十七條ノ申告書ニハ円ニ滿タザル金額ノ記載ヲ省略スルコトヲ得第三十三條 第九條(第十六條第一項、第二十一條第一項又ハ第三十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ証紙ノ様式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

②前項ノ証紙ニ関シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム第三十四條 大蔵大臣前條第一項ノ規定ニ依リ証紙ノ様式ヲ定メタルトキ其ノ他本令ノ規定ニ依リ指定ヲ為シ

タルトキハ之ヲ告示ス

### 第三十五条 法人税法ニ依リ法人税ヲ課セラルル法人

(宗教法人及法人タル労働組合ヲ除ク) 及特別法人税

法ニ依リ特別法人税ヲ課セラルル法人ハ調査時期ニ於

ケル財産目録及貸借対照表並ニ調査時期ヲ含ム事業年

度開始ノ日ヨリ調査時期ニ至ル迄ノ期間ノ損益計算書

ヲ昭和二十一年五月二日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

### ②前項ニ規定スル法人本邦ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有

セザルトキハ本邦ニ於ケル資産又ハ營業ニ関スル財産

目録、貸借対照表及損益計算書ヲ提出スベシ

### 第三十六条 前条ノ財産目録及貸借対照表ニハ調査時期

ヲ含ム事業年度前ヨリ引続キ有スル資産ニ付テハ当該

事業年度ノ直前事業年度末ノ財産目録及貸借対照表ニ

記載セラレタル価額ヲ、調査時期ヲ含ム事業年度開始

ノ日ヨリ調査時期迄ノ期間ニ於テ取得シタル資産ニ付

テハ取得価額又ハ製作価額ヲ記載スベシ但シ固定資産

ニ付テハ当該期間ノ減価償却額ヲ控除シタル金額ヲ記

載スルコトヲ得

### ②前項ノ場合ニ於テ財産目録及貸借対照表ニ記載スベキ

資産ノ価額ノ総額ガ調査時期ニ於ケル時価ニ依リ計算

シタル資産ノ価額ノ総額ヲ超ユルトキハ調査時期ニ於

ケル時価ニ依リ計算シタル価額ヲ記載スルコトヲ得

### ③前項ノ規定ハ第三十七条第一項及第二項ノ規定ニ該當

スル資産ヲ除外シテ之ヲ適用ス

### 第三十七条 昭和二十年大藏省令第九十五号第二条ニ掲

グル在外財産ニ付テハ前条第二項ノ規定ニ拘ラズ同条

第一項ノ規定ニ依ル価額ヲ記載シ之ヲ「在外財産」勘

定トシテ他ノ資産ト分別計理スベシ

### ②戦時災害ニ因リ被害ヲ受ケタルニ因リ支払ヲ受クベキ

保険金額ガ調査時期ニ於テ未ダ確定セザルトキハ被害

ヲ受ケタル資産ニ付テハ前条第二項ノ規定ニ拘ラズ被

害直前ニ於ケル価額ヲ記載シ之ヲ「戦時保険」勘定ト

シテ他ノ資産ト分別計理スベシ

### ③第一項ノ規定ニ依リ「在外財産」勘定トシテ計理シタ

ル資産ニ関スル措置確定シ又ハ前項ノ規定ニ依リ「戦

時保険」勘定トシテ計理シタル資産ニ関スル保険金ノ

支払が確定シタルトキハ財産目録、貸借対照表及損益計算書ヲ更訂シ措置又ハ支払ノ確定アリタルコトヲ知リタル後三十日以内ニ其ノ明細書ヲ添附シ所轄稅務署ニ提出スベシ

第三十八條 民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ハ調査時期ニ於ケル財産目録及貸借対照表ヲ第三十五條第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

②第三十五條第二項、第三十六條及前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十九條 第三十五條第一項又ハ前條第一項ニ規定スル法人ハ調査時期ニ於テ有スル左ニ掲グル動産及仮払金又ハ仮受金其ノ他此等ニ準ズルモノニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル明細書ヲ第三十五條第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 車輛運搬具、工具、器具及備品ニ付テハ種類毎ニ品目、數量及価額

二 商品、製品、半製品、原料品其ノ他此等ニ準ズル

動産ニ付テハ種類毎ニ品目、數量及価額

三 仮払金又ハ仮受金其ノ他此等ニ準ズルモノニ付テ

ハ金額並ニ支払先又ハ受入先ノ住所及氏名但シ同一人ニ対スル金額ガ五千円ニ滿タザルモノヲ除ク

②前項第一号及第二号ノ動産ニシテ本邦外ニ在ラモノ及同項第三号ノ仮払金又ハ仮受金其ノ他此等ニ準ズルモノニシテ本邦外ニ在ル營業所又ハ事業所ニ於ケル事業ニ因リ生ジタルモノニ付テハ前項ノ申告ヲ為スコトヲ要セズ

③第一項ノ明細書ニハ二以上ノ營業所又ハ事業所ヲ有スル場合ニ於テハ營業所又ハ事業所毎ニ区分シテ記載スベシ

第四十條 第三條第一項第二号乃至第五号ニ掲グル法人ニシテ当座預金、当座貯金又ハ当座寄託金ノ受入ヲ為スモノハ調査時期ニ於ケル当該預貯金ニ付各人別ニ金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル書類ヲ第三十五條第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

②前項ノ書類ハ同項ニ規定スル法人ガ二以上ノ營業所又

ハ事業所ヲ有スル場合ニ於テハ各營業所又ハ事業所之ヲ提出スベシ

第四十一条 左ニ掲グル法人ハ左ニ掲グル事項ヲ当該營業所又ハ事業所毎ニ区分シテ記載シタル書類ヲ昭和二十一年九月三十日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 第三条第一項第二号乃至第五号ニ掲グル法人又ハ信託会社ニ付テハ同条ノ申告ヲ為スベキ預貯金又ハ第十二条ノ申告ヲ為スベキ寄託金ノ種類、口数及当該金額ノ總額

二 社債ヲ発行シタル法人ニ付テハ第十三条第一項第一号及第二号ノ申告ヲ為スベキ社債ノ種類、記名式又ハ無記名式毎ニ数及金額

三 株式会社、株式合資会社又ハ出資証券ヲ発行スル法人ニ付テハ第十三条第一項第三号ノ申告ヲ為スベキ株式又ハ出資ノ種類、記名式又ハ無記名式毎ニ数及金額

四 投資信託受益証券ヲ発行シタル法人ニ付テハ第十三条第一項第五号ノ申告ヲ為スベキ投資信託ノ受益

權ノ種類、数及金額

五 生命保險会社、信託会社、銀行其ノ他信託業ヲ営ム法人又ハ無尽会社ニ付テハ第二十七条ノ申告ヲ為スベキ生命保險契約、金錢信託契約、有価証券信託契約又ハ無尽契約ノ種類、口数及当該金額ノ總額

第四十二条 左ニ掲グル事業ヲ為ス個人ニシテ調査時期ニ於テ該事業ニ関シ本邦内ニ有スル商品、製品、半製品、原料品其ノ他此等ニ準ズル動産（以下事業用動産ト称ス）ノ価額ノ合計額ガ五千円以上ナルモノハ事業用動産ノ種類毎ニ品目、數量及価額並ニ當該事業ニ関シテ有スル債權及債務ノ金額其ノ他事業用動産及債權債務ニ関スル事項ヲ記載シタル申告書ヲ昭和二十一年四月二日迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

一 物品販売業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザルモノノ販売ヲ含ム）

二 物品貸付業

三 製造業（物品ノ加工修理ヲ含ム）

四 請負業

〔書式略二三頁を参照。〕

(一) 第一次改正（施行規則改正経過）

- 五 印刷業
- 六 出版業
- 七 鋳業
- 八 砂鋳業

②前項ノ申告書ニハ同一人ニ対スル債権又ハ債務ニシテ

其ノ金額ガ五千円ヲ超ユルモノニ付テハ債権者又ハ債務者ノ住所及氏名並ニ其ノ金額ヲ記載スベシ

③第三十九条第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四十三条 前条ノ事業用動産ノ価額ハ調査時期ニ於ケ

ル時価ニ依リ時価不明ナルトキハ取得価額又ハ製作価額ニ依ル

第四十四条 税務署長又ハ其ノ代理官令第十一条ノ規定

ニ依リ帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ検査スルトキハ別ニ定ムル書式ニ依ル検査章ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日（昭二一・二・一七）ヨリ之ヲ施行ス

第四十四条ニ定ムル書式（用紙厚質白紙（縦二寸五分）横一寸五分）

臨時財産調査令施行規則中一部改正（昭和二一・二・二八）

大蔵省令一九

第三条第一項中「預入ノ日及支払ノ日」ヲ「大蔵大臣ノ指定スル事項」ニ、「又ハ市街地信用組合（以下取扱機

関ト称ス）」ヲ、「市街地信用組合又ハ大蔵大臣ノ指定

スル法人（以下取扱機関ト称ス）」ニ、「当座寄託金」ヲ

「恩給金庫ニ対スル寄託金」ニ改メ同項第四号中「都道府

県農業会、」ノ下ニ「道府県水産業会、」ヲ加フ

第四条第一号中「第四号」ヲ「第五号」ニ改ム

第十三条第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改メ同条第一

項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

大蔵大臣ノ指定スル国債ニ付テハ前項第一号又ハ第二

号ニ掲グル事項ノ外大蔵大臣ノ指定スル事項ヲ記載ス

ベシ

第十四条第三号中「出資証券」ノ下ニ「手形」ヲ加フ

第二十七条第二号中「有価証券信託ニ付テハ有価証券ノ種類、数及金額」ヲ削り同条ニ左ノ一項ヲ加フ

大蔵大臣ノ指定スル金銭信託ニ付テハ前項第二号ニ掲グル事項ノ外大蔵大臣ノ指定スル事項ル記載スベシ

第三十五条ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ場合ニ於テ法人解散シ調査時期ニ於テ清算中ナルトキハ損益計算書ヲ提出スルコトヲ要セズ

第四十条第一項中「又ハ当座寄託金」ヲ「其ノ他大蔵大臣ノ指定スル預貯金」ニ、同条第二項中「前項」ヲ「前三項」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

生命保険会社ハ第二十七条第一号ノ申告ヲ為スベキ生命保険契約ニ付前払ヲ受タル保険料ニシテ調査時期ニ於テ現ニ存スルモノアルトキハ各契約別ニ生命保険ノ種類、契約ノ日、保険金額、調査時期ニ於ケル前払保料、保険契約者ノ住所及氏名其ノ他当該生命保険契約ニ関スル事項ヲ記載シタル書類ヲ前項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

銀行、信託会社其ノ他信託業ヲ営ム法人ハ第二十七条

第二号ノ申告ヲ為スベキ金銭信託契約ニ付各契約別ニ信託ノ種類、契約及信託期間満了ノ日、調査時期ニ於ケル金銭信託ノ金額、委託者（委託者ト受益者トガ異ルトキハ委託者及受益者）ノ住所及氏名其ノ他当該信託契約ニ関スル事項ヲ記載シタル書類ヲ第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

### 附則

本令ハ公布ノ日（昭二一・二・二八）ヨリ之ヲ施行ス

### （三） 第二次改正

臨時財産調査令施行規則中一部改正（昭和二一・三・八一）

（省令三一）

第二十七条第二項中「金銭信託」ヲ「金銭信託契約又ハ無尽契約」ニ、「前項第二号」ヲ「前項第二号又ハ第三号」ニ改ム

第四十条第四項中「前三項」ヲ「前五項」ニ、「同項」ヲ「前五項」ニ改メ同条第三項ノ次ニ次ノ二項ヲ加フ

④ 第三十五条第一項又ハ第三十八条第一項ニ規定スル法



人ニシテ其ノ役員、職員其ノ他ノ従業員ヨリノ勤務先預ケ金ノ受入ヲ為スモノハ調査時期ニ於ケル当該預ケ金ニ付各人別ニ金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル書類ヲ第一項ニ規定スル期限迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ大藏大臣ノ指定スル勤務先預ケ金ニ付テハ此ノ限リニ在ラズ

⑤日本銀行、戰時金融金庫又ハ債務者特殊借入金ノ債務者タル法人ハ調査時期ニ於テ其ノ取扱ヲ為シ又ハ其ノ負担スル政府特殊借入金ハ戰時金融金庫借入金又ハ債務者特殊借入金ニ付各人別ニ金額並ニ住所及氏名ヲ記載シタル書類ヲ第一項ニ規定スル迄ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・三・八)ヨリ之ヲ施行ス

(四) 第三次改正

臨時財産調査令施行規則中一部改正 (昭和二一・三・二二大)

藏省令  
三二二

第二十七条第一項第一号中「生命保險会社」ノ下ニ「又ハ生命保險中央会」ヲ加フ

第二十八条第一号ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

附則

本令ハ公布ノ日(昭和二一・三・一二)ヨリ之ヲ施行ス

(五) 第四次改正

臨時財産調査令施行規則中一部改正 (昭和二一・三・三一大)

藏省令  
四五

第三条第一項中「四月二日迄」ヲ「四月九日迄」ニ改ム  
第十六条第一項中「払戻金ノ支払トス」ヲ「払戻金ノ支払トシ」  
第十一条第一項中郵便貯金ニ付テハ郵便官署、其ノ他預貯金ニ付テハ当該預貯金ヲ受入レタル法人トアルハ公債、社債、株式、出資又ハ投資信託ノ受益權ニ付テハ公債、社債、株式、出資証券又ハ投資信託受益証券ヲ發行シタル法人又ハ發行ノ事務ノ取扱ヲ為ス法人、手形ニ付テハ取扱機關トス」ニ改ム

第三十二條ノ二 取扱機關が第十三條第一項又ハ第二十七條第一項ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ稅務署長ノ承認ヲ受タルトキハ第十三條第一項又ハ第二十七條第一項ニ規定スル申告ノ期間ハ昭和二十一年三月三日ヨリ同年四月三十日迄トス取扱機關ガ第十六條第一項又ハ前條ニ於テ準用スル第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル申告ヲ為ス場合ニ於テ稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキ亦同ジ

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・三・一三)ヨリ之ヲ施行ス

(六) 第五次改正

臨時財産調査令施行規則中一部改正 (昭和二一・四・一一)大蔵省令

五)

第二條第二号中「伊豆諸島」ヲ削ル

第四十五條 伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於テハ

第三條第一項ニ規定スル申告ノ期間ハ昭和二十一年四月十五日ヨリ同月三十日迄トシ第三十五條第一項ニ規定スル申告ノ期限ハ同年六月二日トシ第四十二條第一

項ニ規定スル申告ノ期限ハ同年五月二日トシ第十條、第二十五條及第二十九條中調査時期後トアルハ同年四月十五日午前零時後トシ第三十一條第一項中日本銀行券預入令第一條ニ規定スル日トアルハ同年四月十五日トス

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・四・一一)ヨリ之ヲ施行ス

三 臨時財産調査令施行關係告示

一、臨時財産調査令施行規則第三條第一項等ノ規定ニ

依ル指定告示

(一) 昭和二十一年八月三十一日現在時告示

◎大蔵省告示第四十二号

臨時財産調査令施行規則第三條第一項、第四條第二号、第五條第一項但書、第七條第二項但書、第八條、第十條第四項、同條第五項、第十二條第二項、第十三條第二項、

第十四条第三号、第十八条第一項、第十九条第二号、第二十一条第二項、第二十二号、第二十四条、第二十七条第二項、第二十八条第三号、第二十九条第四項、第三十一条、第四十条第一項、同条第四項及同条第五項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス(昭二一蔵告四九号、蔵告一〇五号改正)

昭和二十一年二月二十八日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

改正沿革 昭和二一・三・二蔵告四九号、三・三蔵告六四号、三・六蔵告一〇一号、三・八蔵告一〇五号、三・十二蔵告一十四号、三・三一蔵告一七六号

臨時財産調査令施行規則第三条第一項等ノ規定ニ依ル指定ノ件

一 臨時財産調査令施行規則(以下規則ト称ス) 第三条

第一項ニ規定スル法人

(イ) 生命保険会社但シ本店並ニ東京都ノ区ノ存スル地域、横浜市、大阪市、京都市、神戸市、札幌市、仙台市、名古屋市、金沢市、広島市、高松市及福岡市ニ在ル支店又ハ支社ニ限ル

(ロ) 生命保険中央会

(ハ) 日本証券取引所

(ニ) 漁業会但シ北海道内ニ在ルモノニ限ル

二 規則第三条第一項ニ規定スル定期的預貯金及記載事項

(イ) 昭和二十一年四月九日迄ニ稅務署長ニ對シ同年三月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ヲ請求セザルコトヲ申出デタル規則第三条第一項ノ預貯金ニ付テハ一年据置ト記載スルコト(昭二一蔵告一七六号改正)

(ロ) 昭和二十二年三月二日後支払ヲ受クベキコトヲ約シタル規則第三条第一項ノ預貯金ニ付テハ一年以上据置ト記載スルコト

三 規則第四條第二号ニ規定スル預貯金

(イ) 国ニ於テ預入ヲ為シタル預貯金

(ロ) 金融機関（金融緊急措置令第八條ニ規定スル金融機関ノ謂フ以下同ジ）ニ於テ日本銀行ニ預入シタル預貯金

(ハ) 調査時期ニ於ケル金額が一契約ニ付五十円以下ノ預貯金（昭二一蔵告四九号追加）

(ニ) 郵便貯金ニ付昭和二十一年三月二日迄ニ元本ニ組入レラレタル利子ニシテ同日迄ニ通帳其ノ他之ヲ証スル書面ニ当該金額ヲ記載セラレザリシ預貯金（昭二一蔵告一七六号追加）

(ホ) 郵便貯金以外ノ預貯金ニ付預貯金ヲ証スル通帳其ノ他ノ書面ニ金額ヲ記載セラレザリシ預貯金アリタル為一契約ノ預貯金ノ一部ニ付申告ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ申告ナカリシ残額ガ五十円以下ナルトキノ当該残額（昭二一蔵告一七六号追加）

四 規則第五條第一項但書（第十一條第四項、第十二條第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項、第二十

六條第一項、第三十條及第三十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル場合

(イ) 国又ハ地方団体が申告ヲ為サントスルトキ

(ロ) 規則第三條第一項ニ規定スル取扱機関タル銀行其ノ他ノ法人ガ其ノ營業所又ハ事業所ニ於テ自己ノ申告ヲ為サントスルトキ

(ハ) 其ノ他稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキ

五 規則第七條第二項但書（第十一條第四項、第十二條第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項、第二十六條第一項、第三十條及第三十一條第二項ニ於テ準用ス場合ニ含ム）ニ規定スル場合

(イ) 国又ハ地方団体ノ有スル財産又ハ其ノ為シタル契約ニ付申告ヲ為サントスルトキ

(ロ) 戸主又ハ戸主ト同居セルザ家族ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム者ガ其ノ同居家族（疎開シテ生活スル者ヲ含ム）ニ代リテ申告ヲ為サントスルトキ

(ハ) 銀行、信託会社其ノ他信託業ヲ營ム法人ガ其ノ引受ケタル有価証券信託契約ノ目的タル有価証券ニ付

委託者ニ代リテ申告ヲ為サントスルトキ

(二) 恩給金庫又ハ銀行、信託公社其ノ他信託業ヲ営ム

法人ガ恩給金庫ノ業務又ハ保険信託ニ関シ委託者、

受託者其ノ他ノ者ヲ被保険者トシテ契約シタル生命

保険契約ニ付委託者又ハ委託者ニ代リテ申告ヲ為サ

ントスルトキ

(ホ) 其ノ他税務署長ノ承認ヲ受ケタルトキ

六 規則第八条又ハ規則第四十条第一項ニ規定スル預貯

金

恩給金庫ニ対スル寄託金

七 規則第八条ニ指定スル書面

(イ) 当座預金又ハ当座貯金ニ付テハ当該預貯金ヲ受入

レタル法人ノ発行スル概ネ左ノ様式ニ依ル預貯金口

座通知書(甲)

(ロ) 郵便振替貯金又ハ当座預金若ハ当座貯金ニシテ前

号ニ依リ難キモノニ付テハ預貯金者ノ作成スル概ネ

左ノ様式ニ依ル預貯金口座通知書(乙)及調査時期

ニ近キ日付アル郵便振替貯金受払通知書、小切手帳

其ノ他当該通知書ニ記載シタル事項ヲ証スベキ書面

預貯金口座通知書(甲)	
預貯金種類	
口座番号	
預貯金者姓名 住所又ハ 住所又ハ	住所氏名又ハ 名称
昭和21年 月 日	
預貯金先 住所	所在地 名称
印	

預貯金口座通知書(乙)	
預貯金種類	
口座番号	
預貯金先 所在地 及名称	所在地 名称
昭和21年 月 日	
住所 預貯金者氏 名又ハ名称	
印	

(ハ) 恩給金庫ニ対スル定期寄託金ニ付テハ恩給年金証書ノ保管証(恩給年金証書ノ保管証ナキトキハ寄託契約書)、同特別当座寄託金ニ付テハ寄託金通帳(寄託金通帳ナキトキハ恩給年金証書ノ保管証)

八 規則第十条第四項(第十二条第二項、第十六条第一項及第二十一条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ規則第二十九条第五項ニ規定スル日

(イ) 規則第十一条第一項(第十二条第二項、第十六条第一項及第二十一条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ規則第三十条ニ於テ準用スル規則第十一条第一項ノ申告アリタル場合ニ於テハ当該申告アリタル日

(ロ) 臨時財産調査令第九条第二項ニ規定スル法律ノ定ムル所ニ依リ財産又ハ権利ガ国庫ニ帰属スル場合ニ於テハ当該国庫ニ帰属スル日

八ノ二 規則第十条第五項ニ規定スル預貯金郵便振替貯金、当座預金又ハ当座貯金但シ手形、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書若ハ十一ノ項ニ掲グル

証書ニシテ臨時財産調査令ニ依ル申告アリタルモノ又ハ調査時期ニ於テ金融機関ガ所持シ昭和二十一年三月四日ノ手形交換ニ付スルモノノ支払ニ相当スル金額ノ預貯金ニ限ル(昭二一蔵告六四号追加)

八ノ三 規則第十二条第二項ニ於テ準用スル規則第四条第二号ニ規定スル寄託金(昭二一蔵告四九号追加)一件ノ金額ガ五十円以下ノ寄託金

九 規則第十三条第二項ニ規定スル国債及記載事項昭和二十一年四月九日迄ニ稅務署長ニ対シ昭和二十二年三月三日迄ハ讓渡其ノ他ノ処分ヲ為サザルコトヲ申出デタル規則第十三条第一項第一号又ハ第二号ノ国債ニ付テハ一年保有ト記載スルコト(昭二一蔵告一七六号改正)

十 規則第十四条第三号ニ規定スル公債、社債、株式、出資証券又ハ手形等

(イ) 国ニ於テ有スル公債、社債、株式、出資証券又ハ手形(昭二一蔵告四九号改正)

(ロ) 金融機関ニ於テ有スル手形ニシテ他ニ讓渡セザル

- モノ又ハ其ノ旨ヲ記載シ手形交換ニ付スルモノ（手形交換ニ付スルモノニ付テハ調査時期前ニ手形金ヲ其ノ受取人ノ預貯金ト為シタルモノニ限ル）（昭二一蔵告四九号追加）
- (ハ) 賜金国庫債券又ハ一枚ノ額面金額ガ五十円以下ノ公債証書（昭二一蔵告四九号追加蔵告六四号改正）
- (ニ) 勸業債券、貯蓄債券、報国債券、副券其ノ他一枚ノ額面金額ガ五十円以下ノ社債証券（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム）（昭二一蔵告四九号追加）
- (ホ) 登録シタル公債又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラシタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券ヲ含ム）ニシテ登録ヲ証スル書面一件ノ登録金額ガ五十円以下ノモノ（昭二一蔵告一〇五号追加）
- (ニ) 一件ノ金額ガ五十円以下ノ手形（昭二一蔵告四九号追加、昭二一蔵告一〇五号、二号繰下）
- (ト) 昭和二十年大蔵省令第九十五号第四条ノ規定ニ依ル報告書ヲ提出スベキ手形（昭二一蔵告一〇一号追加、昭二一蔵告一〇五号、二号繰下）
- 十一 左ニ掲グル証書ニシテ一件ノ金額ガ五十円ヲ超ユルモノ但シ金融機関ニ於テ所持スルモノニシテ其ノ旨ヲ記載シ手形交換ニ付スルモノ又ハ昭和二十年大蔵省令第九十五号第四条ノ規定ニ依ル報告書ヲ提出スベキモノ（調査時期前ニ当該金額ヲ其ノ受取人ノ預貯金ト為シタルモノニ限ル）ヲ除ク（昭二一蔵告四九号改正、昭二一蔵告一〇一号改正）
- (イ) 歳出金支払通知書
- (ロ) 歳出金繰替払通知書兼受領書
- (ハ) 郵便貯金払戻証書
- (ニ) 郵便振替貯金払込金還付通知書
- (ホ) 郵便官署又ハ規則第三条第一項第一号乃至第五号ニ掲グル法人ヲ支払人トスル支払又ハ送金ノ指図アリタルコトヲ証スル電報其ノ他ノ通知書但シ調査時期前ニ送金ノ指図アリタルモノニ限ル（昭二一蔵告一〇一号改正）
- (ト) 特殊預金設定依頼書特殊預金預リ書又ハ日本銀行

封鎖預金設定依頼書（昭二一蔵告一七六号改正）

(ト) 宝籤、勸業債券、貯蓄債券其ノ他抽籤又ハ之ニ類

スル方法ニ依リ当籤金、割増金其ノ他此等ニ類スル

モノヲ附スルモノノ昭和二十一年三月二日以前ニ於

ケル当籤金、割増金其ノ他此等ニ類スルモノノ支払

請求権アルコトヲ証スル当該宝籤、勸業債券、貯蓄

債券其ノ他ノ書面但シ一件ノ金額ガ千円以上ナルト

キニ限ル（昭二一蔵告一〇一号追加）

十二 規則第十九条第二号ニ規定スル小切手、郵便為替

証書又ハ郵便振替貯金払出証書（昭二一蔵告四九号改

正）

(イ) 国ニ於テ有スル小切手

(ロ) 日本銀行ニ於テ有スル小切手ニシテ政府ノ歳入金

トシテ受入レタルモノ

(ハ) 金融機関ニ於テ所持スル小切手、郵便為替証書又

ハ郵便振替貯金払出証書ニシテ其ノ旨ヲ記載シ手形

交換ニ付スルモノ（昭二一蔵告四九号追加）

(ニ) 一件ノ金額ガ五十円以下ノ小切手、郵便為替証書

又ハ郵便振替貯金払出証書（昭二一蔵告四九号追

加）

十三 規則第二十一条第二項ニ規定スル期間

昭和二十一年三月三日ヨリ規則第十九条又ハ規則第二

十一条第一項ニ於テ準用スル規則第十一条第一項ノ申

告アリタル日迄ノ期間

十三ノ二 規則第二十二條ニ規定スル収入印紙（昭二一

蔵告四九号追加）

昭和二十一年三月二日ニ現ニ通用スル五円、十円、二

十円、五十円、百円又ハ千円ノ収入印紙

十三ノ三 規則第二十四條ニ規定スル収入印紙（昭二一

蔵告四九号追加）

昭和二十一年大蔵省令第二十号ニ定ムル様式ノ収入印

紙又ハ昭和二十一年三年二日現ニ通用スル収入印紙ニ

シテ規則第二十二條ニ規定スル収入印紙以外ノモノ

十四 規則第二十七條第二項ニ規定スル金銭信託契約及

記載事項

(イ) 昭和二十一年四月九日迄ニ稅務署長ニ對シ同年三



月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ノ請求ヲ為サザルコトヲ申出デタル規則第二十七条第一項第二号ノ金銭信託契約ニ付テハ一年据置ト記載スルコト(昭二一蔵告一七六号改正)

(ロ) 昭和二十二年三月二日後ヲ満期日トスル規則第二十七条第一項第二号ノ金銭信託契約ニ付テハ一年以上据置ト記載スルコト

十四ノ二 規則第二十七条第二項ニ規定スル無尽契約及記載事項

昭和二十一年四月九日迄ニ稅務署長ニ対シ同年三月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ契約金ノ給付事由發生スルモ当該契約金ノ支払ノ請求ヲ為サザルコトヲ申出デタル規則第二十七条第一項第三号ノ無尽契約ニ付テハ一年据置ト記載スルコト(昭二一蔵告一〇五号追加)

十四ノ三 規則第二十八条第三号ニ規定スル生命保險契約、無尽契約又ハ郵便年金契約(昭二一蔵告四九号追加、昭二一蔵告一〇五号改正、一項繰下)

(イ) 一件ニ付保險金額ガ千円以下ノ生命保險契約但シ保險料ヲ一時ニ払込ミタルモノ(一件ノ金額ガ百円ヲ超ユルモノニ限ル)ヲ除ク(昭二一蔵告一〇五号改正)

(ロ) 本邦内ニ住所若ハ居所ヲ有セルザ個人ニシテ戶籍法ノ適用ヲ受ケザルモノ又ハ本邦内ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有セルザル法人ガ生命保險会社ヲ保險者トシテ契約シタル生命保險契約(昭二一蔵告一一四号追加)

(ハ) 日本団体生命保險株式会社ヲ保險者トスル団体定期保險契約(昭二一蔵告一一四号追加)

(ニ) 一件ニ付契約金額ガ三百円以下、無尽契約但シ掛金ヲ一時ニ払込ミタルモノヲ除ク(昭二一蔵告一一四号二号繰下)

(ホ) 団体郵便年金契約ニシテ厚生年金代行タルコトノ郵便官署ノ証明アルモノ(昭二一蔵告一一四号二号繰下)

十五 規則第三十一条第一項ニ規定スル支払請求者

昭和二十一年三月三日以後日本銀行券預入令施行規則

第九条ノ規定ニ依リ支払ヲ請求スル者

十六 規則第三十一条第二項ニ於テ準用スル規則第四条

第二号ノ規定ニ依ル預金貯金又ハ金銭信託

(イ) 国又ハ地方団体ニ於テ為ス預金、貯金又ハ金銭信託

(ロ) 金融機関ガ金融機関ニ対シテ為ス預金、貯金又ハ金銭信託

十七 規則第四十条第四項ニ規定スル勤務先預ケ金一件ノ金額ガ五十円以下ノ勤務先預ケ金(昭二一蔵告一〇五号追加)

十八 規則第四十条第四項及第五項ニ規定スル記載事項

(昭二一蔵告一〇五号追加)

(イ) 国民貯蓄組合ノ幹旋ニ係ル勤務先預ケ金ニシテ二

年以上ノ期間払戻ヲ為サザルコトヲ約シ昭和二十二

年三月二日以後ニ於テ其ノ期間満了スルモノニ付テ

ハ一年以上据置ト記載スルコト

(ロ) 前号以外ノ国民貯蓄組合ノ幹旋ニ係ル勤務先預ケ

金ニシテ昭和二十一年四月九日迄ニ同年三月三日ヨ

リ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ノ請求ヲ為サザル

コトヲ約シタルモノニ付テハ一年据置ト記載スルコ

ト(昭二一蔵告一七七号改正)

(ハ) 政府特殊借入金、戦時金融金庫特殊借入金又ハ債務者特殊借入金ニシテ昭和二十一年四月九日迄ニ日

本銀行、戦時金融金庫又ハ債務者特殊借入金ノ債務者タル法人ニ対シ同年三月三日ヨリ昭和二十二年三

月二日迄ハ支払ノ請求ヲ為ザルコトヲ申出デタルモノニ付テハ一年据置ト記載スルコト(昭二一蔵告一七七号改正)

(ニ) 臨時財産調査令施行規則第三条第一項

等ノ規定ニ依ル指定告示大蔵省告示第四

十二号改正経過

(i) 制定時全文(昭和二一・二二・二八)

(大蔵省告示四二号)

(公布前文略)

臨時財産調査令施行規則第三条第一項、第四条第二号、

第五條第一項但書、第七條第二項但書、第八條、第十條第四項、第十三條第二項、第十四條第三號、第十八條第一項、第十九條第二號、第二十一條第二項、第二十七條第二項、第二十九條第四項、第三十一條及第四十條第一項ノ規定ニ依リ指定（昭和二一・二・二八）  
 一 臨時財産調査令施行規則（以下規則ト称ス）第三條第一項ニ規定スル法人

(イ) 生命保險会社但シ本店並ニ東京都ノ区ノ存スル地域、横浜市、大阪市、京都市、神戸市、札幌市、仙台市、名古屋市、金沢市、広島市、高松市及福岡市ニ在ル支店ハ支社ニ限ル

(ロ) 生命保險中央會  
 (ハ) 日本証券取引所

(ニ) 漁業會但シ北海道内ニ在ルモノニ限ル

二 規則第三條第一項ニ規定スル定期的預貯金及記載事項

(イ) 昭和二十一年四月二日迄ニ稅務署長ニ對シ同年三月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ヲ請求セ

ルザコトヲ申出デタル規則第三條第一項ノ預貯金ニ付テハ一年据置ト記載スルコト

(ロ) 昭和二十二年三月二日後支払ヲ受ベキコトヲ約シタル規則第三條第一項ノ預貯金ニ付テハ一年以上据置ト記載スルコト

三 規則第四條第二號ニ規定スル預貯金

(イ) 國ニ於テ預入ヲ為シタル預貯金

(ロ) 金融機關（金融緊急措置令第八條ニ規定スル金融機關ヲ謂フ以下同ジ）ニ於テ日本銀行ニ預入ヲ為シタル預貯金

四 規則第五條第一項但書（第十一條第四項、第十二條第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項、第二十六條第一項、第三十條及第三十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル場合

(イ) 國又ハ地方團體ガ申告ヲ為サントスルトキ

(ロ) 規則第三條第一項ニ規定スル取扱機關タル銀行其ノ他ノ法人ガ其ノ營業所又ハ事業所ニ於テ自己ノ申告ヲ為サントスルトキ

(ハ) 其ノ他稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキ

五 規則第七條第二項但書（第十一條第四項、第十二條第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項、第二十六條第一項、第三十條及第三十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル場合

(イ) 國又ハ地方団体ノ有スル財産又ハ其ノ為シタル契約ニ付申告ヲ為サントスルトキ

(ロ) 戸主又ハ戸主ト同居セルザ家族ニシテ獨立ノ生計ヲ営ム者ガ其ノ同居家族（疎開シテ生活スル者ヲ含ム）ニ代リテ申告ヲ為サントスルトキ

(ハ) 銀行、信託会社其ノ他信託業ヲ営ム法人ガ其ノ引受クタル有価証券信託契約ノ目的タル有価証券ニ付委託者ニ代リテ申告ヲ為サントスルトキ

(ニ) 恩給金庫又ハ銀行、信託会社信託業ヲ営ム法人ガ恩給金庫ノ業務又ハ保險信託ニ関シ委託者、受託者其ノ他ノ者ヲ被保險者トシテ契約シタル生命保險契約ニ付委託者又ハ委託者ニ代リテ申告ヲ為サントスルトキ

(ホ) 其ノ他稅務署長ノ承認ヲ受ケタルトキ

六 規則第八條又ハ規則第四十條第一項ニ規定スル預貯金

七 恩給金庫ニ対スル寄託金  
規則第八條ニ指定スル書面

(イ) 当座預金又ハ当座貯金ニ付テハ当該預貯金ヲ受入レタル法人ノ発行スル概ネ左ノ様式ニ依ル預貯金口座通知書（甲）

(ロ) 郵便振替貯金又ハ当座預金若ハ当座貯金ニシテ前号ニ依リ難キモノニ付テハ預貯金者ノ作成スル概ネ左ノ様式ニ依ル預貯金口座通知書（乙）及調査時期ニ近キ日附アル郵便振替貯金受払通知書、小切手帳其ノ他該通知書ニ記載シタル事項ヲ証スベキ書面

〔様式略・四二頁参照〕

(ハ) 恩給金庫ニ対スル定期寄託金ニ付テハ恩給年金証書ノ保管証（恩給年金証書ノ保管証ナキトキハ寄託契約書）、同特別当座寄託金ニ付テハ寄託金通帳（寄

託金通帳ナキトキハ恩給年金証書ノ保管証)

出資証券又ハ手形等

八 規則第十条第四項(第十二条第二項、第十六条第一

(イ) 国ニ於テ有スル公債、社債、株式又ハ出資証券

項及第二十一条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又

(ロ) 金融機関ニ於テ有スル手形ニシテ他ニ譲渡セルザ

ハ規則第二十九条第四項ニ規定スル日

モノ

(イ) 規則第十一条第一項(第十二条第二項、第十六条

十一 規則第十八条第一項ニ規定スル証書

第一項及第二十一条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含

歳出金支払通知書、歳出金繰替払通知書兼受領書又ハ

ム)又ハ規則第三十条ニ於テ準用スル規則第十一条

郵便貯金払戻証書

第一項ノ申告アリタル場合ニ於テハ当該申告アリタ

十二 規則第十九条第二号ニ規定スル小切手

ル日

(イ) 国ニ於テ有スル小切手

(ロ) 臨時財産調査令第九条第二項ニ規定スル法律ノ定

(ロ) 日本銀行ニ於テ有スル小切手ニシテ政府ノ歳入金

ムル所ニ依リ財産又ハ権利ガ国庫ニ帰属スル場合ニ

トシテ受入レタルモノ

於テハ当該国庫ニ帰属スル日

十三 規則第二十一条第二項ニ規定スル期間

九 規則第十三条第二項ニ規定スル国債及記載事項

昭和二十一年三月三日ヨリ規則第十八条又ハ規則第二

年三月二日迄ハ譲渡其ノ他ノ処分ヲ為サザルコトヲ申

十一条第一項ニ於テ準用スル規則第十一条第一項ノ申

出デタル規則第十三条第一項第一号又ハ第二号ノ国債

告アリタル日迄ノ期間

ニ付テハ一年保有ト記載スルコト

十四 規則第二十七条第二項ニ規定スル金銭信託契約及

記載事項

記載事項

十 規則第十四条第三号ニ規定スル公債、社債、株式、

(イ) 昭和二十一年四月二日迄ニ稅務署長ニ対シ同年三

月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ノ請求ヲ  
為サザルコトヲ申出デタル規則第二十七条項一項第

二号ノ金銭信託契約ニ付テハ一年据置ト記載スルコ

ト

(ロ) 昭和二十二年三月二日後ヲ満期日トスル規則第二

十七条第一項第二号ノ金銭信託契約ニ付テハ一年以

上据置ト記載スルコト

十五 規則第三十一条第一項ニ規定スル支払請求者

昭和二十一年三月三日以後日本銀行券預入令施行規則

第九条ノ規定ニ依リ支払ヲ請求スル者

十六 規則第三十一条第二項ニ於テ準用スル規則第四条

第二号ノ規定ニ依ル預金、貯金又ハ金銭信託

(イ) 国又ハ地方団体ニ於テ為ス預金、貯金又ハ金銭信

託

(ロ) 金融機関ガ金融機関ニ対シテ為ス預金、貯金又ハ

金銭信託

(ii) 第一次改正

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十二号中一

部改正

(昭和二一・三・二)  
大蔵省告示四十九号)

「臨時財産調査令施行規則第三条第一項、第四条第二号、

第五条第一項但書、第七条第二項但書、第八条、第十

条第四項、第十三条第二項、第十四条第三号、第十八条

項一項、第十九条第二号、第二十一条第二項、第二十七

条第二項、第二十九条第四項、第三十一条及第四十条第

一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス」ヲ「臨時財産調査令施

行規則第三条項一項、第四条第二号、第五条第一項但

書、第七条第二項但書、第八条、第十条第四項、第十二

条第二項、第十三条第二項、第十四条第三号、第十八条

第一項、第十九条第二号、第二十一条第二項、第二十二

条、第二十四条、第二十七条第二項、第二十八条第三

号、第二十九条第四項、第三十一条及第四十条第一項ノ

規定ニ依リ左ノ通指定ス」ニ改ム

三ノ項ニ左ノ一号ヲ加フ

(ハ) 調査時期ニ於ケル金額ガ一契約ニ付五十円以下ノ  
預貯金

八ノ二 規則第十二条第二項ニ於テ準用スル規則第四条  
第二号ニ規定スル寄託金

一件ノ金額ガ五十円以下ノ寄託金

十ノ項(イ)号中「又ハ出資証券」ヲ「出資証券又ハ手形」  
ニ改メ同項(ロ)号中「譲渡セルザモノ」ノ下ニ「又ハ其ノ  
旨ヲ記載シ手形交換ニ付スルモノ」ヲ加ヘ同項ニ左ノ三  
号ヲ加フ

(ハ) 一枚ノ券面金額ガ五十円以下ノ公債証券

(ニ) 勸業債券、貯蓄債券、報国債券、副券其ノ他一枚

ノ額面金額ガ五十円以下ノ社債証券(特別ノ法令ニ  
依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ

発行スル債券ヲ含ム)

(ホ) 一件ノ金額ガ五十円以下ノ手形

十一ノ項ヲ左ノ如ク改ム

左ニ掲グル証書ニシテ一件ノ金額ガ五十円ヲ超ユルモ

ノ但シ金融機関ニ於テ所持スルモノニシテ其ノ旨ヲ記

載シ手形交換ニ付スルモノヲ除ク

(イ) 歳出金支払通知書

(ロ) 歳入金繰替払通知書兼受領書

(ハ) 郵便貯金払戻証書

(ニ) 郵便振替貯金払込金還付通知書

(ホ) 規則第三条第一項第二号乃至第五号ニ掲グル法人  
ヲ支払人トスル送金ノ指図アリタルコトヲ証スル電  
報其ノ他ノ通知書但シ調査時期前ニ送金ノ指図アリ  
タルモノニ限ル

(ハ) 特殊預金設定依頼書

「十二 規則第十九条第二号ニ規定スル小切手」ヲ「十  
二 規則第十九条第二号ニ規定スル小切手、郵便為替証  
書又ハ郵便振替貯金払出証書」ニ改メ同項ニ左ノ二号ヲ  
加フ

(ハ) 金融機関ニ於テ所持スル小切手、郵便為替証書又

ハ郵便振替貯金払出証書ニシテ其ノ旨ヲ記載シ手形

交換ニ付スルモノ

(ニ) 一件ノ金額ガ五十円以下ノ小切手、郵便為替証書

又ハ郵便振替貯金払出証書

十三ノ二 規則第二十二條ニ規定スル収入印紙

昭和二十一年三月二日ニ現ニ通用スル五円、十円、二十円、五十円、百円又ハ千円ノ収入印紙

十三ノ三 規則第二十四條ニ規定スル収入印紙

昭和二十一年大藏省令第二十号ニ定ムル様式ノ収入印紙又ハ昭和二十一年三月二日現ニ通用スル収入印紙以外ノモノ

十四ノ二 規則第二十八條第三号ニ規定スル生命保険契約、無尽契約又ハ郵便年金契約

(イ) 一件ニ付保険金額ガ千円以下ノ生命保険契約但シ保険料ヲ一時ニ払込ミタルモノヲ除ク

(ロ) 一件ニ付契約金額ガ三百円以下ノ無尽契約但シ掛金ヲ一時ニ払込ミタルモノヲ除ク

(ハ) 団体郵便年金契約ニシテ厚生年金代行タルコトノ郵便官署ノ証明アルモノ

(iii) 第二次改正

昭和二十一年二月大藏省告示第四十二号中一  
部改正 (昭和二一・三・三)  
大藏省告示六四号

件名中「第十條第四項、」ノ下ニ「同條第五項、」ヲ加フ

八ノ二ノ項ヲ八ノ三ノ項トシ八ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

八ノ二 規則第十條第五項ニ規定スル預貯金郵便振替貯金、当座預金又ハ当座貯金但シ手形、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書若ハ十一ノ項ニ掲グル

証書ニシテ臨時財産調査令ニ依ル申告アリタルモノ又ハ調査時期ニ於テ金融機關ガ所持シ昭和二十一年三月

四日ノ手形交換ニ付スルモノノ支払ニ相当スル金額ノ預貯金ニ限ル

十ノ項(ロ)号中「手形交換ニ付スルモノ」ノ下ニ「(手形交換ニ付スルモノニ付テハ調査時期前ニ手形金ヲ其ノ受

取人ノ預貯金ト為シタルモノニ限ル)」ヲ、同項(ハ)号中



「一枚ノ額面金額」ノ上ニ「賜金国庫債券又ハ」ヲ加フ  
十一ノ項及十二項(ハ)号中「手形交換ニ付スルモノ」ノ下  
ニ「調査時期前ニ当該金額ヲ其ノ受取人ノ預貯金ト為  
シタルモノニ限ル」ヲ加フ

(iv) 第三次改正

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十二号中一

部改正 (昭和二一・三・六)  
大蔵省告示一〇一(号)

十ノ項ニ左ノ一項ヲ加フ

(ハ) 昭和二十年大蔵省令第十五号第四条ノ規定ニ依ル

報告書ヲ提出スベキ手形

十一ノ項中「手形交換ニ付スルモノ」ノ下ニ「又ハ昭和  
二十年大蔵省令第九十五号第四条ノ規定ニ依ル報告書ヲ  
提出スベキモノ」ヲ加ヘ同項(ハ)号中「規則第三条第一項  
第一号」ノ上ニ「郵便官署又ハ」ヲ、「送金ノ指図」ノ  
上ニ「支払又ハ」ヲ加ヘ同項ニ左ノ一号ヲ加フ

(ト) 宝籤、勸業債券、貯蓄債券其ノ他抽籤又ハ之ニ類  
スル方法ニ依リ当籤金、割増金其ノ他此等ニ類スル

モノヲ附スルモノノ昭和二十一年三月二日以前ニ於  
ケル当籤金、割増金其ノ他此等ニ類スルモノノ支払  
請求権アルコトヲ証スル当該宝籤、勸業債券、貯蓄  
債券其ノ他ノ書面但シ一件ノ金額ガ千円以上ナルモ  
ノニ限ル

(v) 第四次改正

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十二号中一

部改正 (昭和二一・三・八)  
大蔵省告示一〇五(号)

件名中「及第四十条第一項」ヲ、「第四十条第一項、同  
条第四項及同条第五項」ニ改ム

十ノ項(ハ)号ヲ(ト)号トシ(ホ)号ヲ(イ)号トシ同項(ニ)号ノ次ニ左  
ノ一号ヲ加フ

(ホ) 登録シタル公債又ハ社債(特別ノ法令ニ依リ設立  
セラルタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル  
債券ヲ含ム)ニシテ登録ヲ証スル書面一件ノ登録金  
額ガ五十円以下ノモノ

十四ノ二ノ項(イ)号中「払込ミタルモノ」ノ下ニ「(一件

ノ金額ガ百円ヲ超エルモノニ限ル」ヲ加ヘ同項ヲ十四ノ三ノ項トス

十四ノ二 規則第二十七条第三項ニ規定スル無尽契約及

記載事項

昭和二十一年四月二日迄ニ稅務署長ニ対シ同年三月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ契約金ノ給付事由發生スルモ當該契約金ノ支払ノ請求ヲ為サザルコトヲ申出デタル規則第二十七条第一項第三号ノ無尽契約ニ付テハ一年据置ト記載スルコト

十七 規則第四十条第四項ニ規定スル勤務先預ケ金一件ノ金額ガ五十円以下ノ勤務先預ケ金

十八 規則第四十条第四項及第五項ニ規定スル記載事項(イ) 國民貯蓄組合ノ斡旋ニ係ル勤務先預ケ金ニシテ二

年以上ノ期間払戻ヲ為サザルコトヲ約シ昭和二十二年三月二日以後ニ於テ其ノ期間満了スルモノニ付テハ一年以上据置ト記載スルコト

(ロ) 前号以外ノ國民貯蓄組合ノ斡旋ニ係ル勤務先預ケ金ニシテ昭和二十一年四月二日迄ニ同年三月三日ヨ

リ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ノ請求ヲ為サザルコトヲ約シタルモノニ付テハ一年据置ト記載スルコト

(ハ) 政府特殊借入金、戰時金融金庫特殊借入金又ハ債務者特殊借入金ニシテ昭和二十一年四月二日迄ニ日

本銀行、戰時金融金庫又ハ債務者特殊借入金ノ債務者タル法人ニ対シ同年三月三日ヨリ昭和二十二年三月二日迄ハ支払ノ請求ヲ為サザルコトヲ申出デタルモノニ付テハ一年据置ト記載スルコト

(vi) 第五次改正

昭和二十一年二月大藏省告示第四十二号中一部改正 (昭和二一・三・一二) 大藏省告示一一四号

十四ノ三ノ項(ハ)号ヲ(ホ)号トシ(ロ)号ヲ(ニ)号トシ同項中(イ)号ノ次ニ左ノ二号ヲ加フ

(ロ) 本郷内ニ住所若ハ居所ヲ有セザル個人ニシテ戶籍法ノ適用ヲ受ケザルモノ又ハ本邦内ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有セルザ法人ガ生命保險会社ヲ保險者ト

シテ契約シタル生命保険契約

(vi) 日本団体生命保険株式会社ヲ保險者トスル団体定期保険契約

(vii) 第六次改正

昭和二十一年二月大藏省告示第四十二号中一部改正 (昭和二一・三・三一) (大藏省告示一七六号)

二ノ項(i)号中「四月二日迄」ヲ「四月九日迄」ニ改ム  
三ノ項ニ左ノ二号ヲ加フ

- (二) 郵便貯金ニ付昭和二十一年三月二日迄ニ元本ニ組入レラレタル利子ニシテ同日迄ニ通帳其ノ他之ヲ証スル書面ニ当該金額ヲ記載セラレザリシ預貯金
- (ホ) 郵便貯金以外ノ預貯金ニ付預貯金ヲ証スル通帳其ノ他ノ書面ニ金額ヲ記載セラレザリシ預貯金アリタル為一契約ノ預貯金ノ一部ニ付申告ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ申告ナカリシ残額ガ五十円以下ナルトキノ当該残額

九ノ項中「四月二日迄」ヲ「四月九日迄」ニ改ム

十一ノ項(v)号中「特殊預金設定依頼書」ノ下ニ「特殊預金預リ書又ハ日本銀行封鎖預金設定依頼書」ヲ加フ  
十四ノ項(i)号、十四ノ二ノ項並ニ十八ノ項(ii)号及(v)号中「四月二日迄」ヲ「四月九日迄」ニ改ム

二、臨時財産調査令施行規則第五号第二項ノ規定ニ依リ書面ノ呈示又ハ添付ニ関スル件

(一) 昭和二十一年八月三十一日現在時告示

◎大藏省告示第四十三号

臨時財産調査令施行規則第五号第二項(第七号第三項、第十一号第四項、第十二号第二項、第十六号第一項、第二十一号第一項、第二十六号第一項、第三十号第一項及第三十一号第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ書面ノ呈示又ハ添付ニ関シ左ノ通り定ム

昭和二十一年二月二十八日

大藏大臣 子爵 渋沢 敬三

臨時財産調査令施行規則第五号第二項ノ規定ニ依

リ書面ノ呈示又ハ添付ニ関スル件

改正沿革 昭和二一・三・二蔵告五〇

号、三・六蔵告一〇二号

一 個人ニ付テハ米穀通帳(米穀通帳ナキトキハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳)ヲ呈示スルコト

二 個人ニシテ前号ニ依リ難キ場合ニ於テハ町内会長、部落会長又ハ市区町村長ノ発行スル概ネ左ノ様式ニ依ル居住証明書ヲ申告書ニ添付スルコト

用紙概ネB7版(昭二一・三・二蔵告五〇号改正)

居住証明書		
住所又ハ居所	氏名	摘 要
		昭和二十一年三月三日 午前零時現在
右証明ス 昭和二十一年 月 日 何町内会長 何部落会長 何市区町村長 何 某 印		

記載方 住所又ハ居所ハ都道府県以下番地迄詳細ニ記入スル

ト

二ノ二 船員法ノ適用ヲ受クル船員ガ乗組中ノ船舶ニ保管スル財産又ハ財産若ハ契約ヲ証スル書面ヲ提出シテ申告スル場合ニ於テハ当該船長ノ発行スル概ネ前号ノ様式ニ依ル居住証明書ヲ申告書ニ添付スルコト(昭二一蔵告一〇二号追加)

三 法人ニ付テハ市区町村長ノ発行スル概ネ左ノ様式ニ依ル營業所所在証明書ヲ申告書ニ添付スルコト  
用紙概ネB7版(昭二一・三・二蔵告五〇号改正)

營業所所在証明書			
区 分	所在場所	名 称	摘 要
(一)本店又ハ主タル事務所			昭和二十一年三月三日午前零時現在
(二)右以外ノ營業所又ハ事業所			昭和二十一年三月三日午前零時現在
右証明ス 昭和二十一年 月 日 市区町村長 何 模 印			

記載方

一 所在場所ハ現ニ本店、主タル事務所其ノ他營業所又ハ事業所ノ在ル場所ヲ都道府県以下番地迄詳細ニ記入スルコト

二 名称ハ支店、出張所等ニ在リテハ現ニ使用中ノ名称ヲ具体的ニ記入スルコト

三 (一)ノ所在証明書ハ(二)ノ欄ヲ全部抹消スルコト

四 (二)ノ所在証明書ハ(一)ノ摘要欄ノ記載ヲ抹消スルコト

(二) 昭和二十一年二月大蔵省告示第四十三号ノ改正ノ経過

(i) 制定時全文

臨時財産調査令施行規則第五條第二項(第七條第三項、第十一條第四項、第十二條第二項、第十六條第一項、第二十一條第一項、第二十六條第一項、第三十條第一項及第三十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ書面ノ呈示又ハ添附ニ関シ定ム(昭和二一・二・二八)大蔵省告示四二二号

一 個人ニ付テハ米穀通帳(米穀通帳ヲキトキハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳)ヲ呈示スルコト

二 個人ニシテ前号ニ依リ難キ場合ニ於テハ町内会長、部落会長又ハ市区町村長ノ発行スル概ネ左ノ様式ニ依ル居住証明書ヲ申告書ニ添附スルコト

用紙概ネA6版

居住証明書		
住所又ハ居所	氏名	摘要
右証明ス		
昭和二十一年 月 日		昭和二十一年三月三日 午前零時現在
何町内会長 何部落会長 何市区町村長	何	某 印

記載方 住所又ハ居所ハ都道府県以下番地迄詳細ニ記入スルコト

三 法人ニ付テハ市区町村長ノ発行スル概ネ左ノ様式ニ依ル營業所所在証明書ヲ申告書ニ添附スルコト

事業所所在証明書		区分	所在場所	名称	摘要
(一)本店又ハ主タ ル事務所					昭和二十一年三月 三日午前零時現在
(二)右以外ノ營業 所又ハ事業所					昭和二十一年三月 三日午前零時現在
右証明ス					
昭和二十一年 月 日					
市区町村長 何 某 印					

記載方

- 一 所在場所ハ現ニ本店、主タル事務所其ノ他營業所又ハ事業所ノ在ル場所ヲ都道府県以下番地迄詳細ニ記入スルコト
- 二 名称ヘ支店、出張所等ニ在リテハ現ニ使用中ノ名称ヲ具体的ニ記入スルコト
- 三 (一)ノ所在証明書ハ(二)ノ欄ヲ全部抹消スルコト
- 四 (二)ノ所在証明書ハ(一)ノ摘要欄ノ記載ヲ抹消スルコト

(ii) 第一次改正

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十三号中一部改正 (昭和二一・三・二)  
大蔵省告示五〇二)

昭和二十一年二五大蔵省告示第四十三号二ノ項及三ノ項中「用紙概ネA6版」ヲ「用紙概ネB7版」ニ改ム

(iii) 第二次改正

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十三号中一部改正 (昭和二一・三・六)  
大蔵省告示一〇二)

二ノ二 船員法ノ適用ヲ受クル船員ガ乗組中ノ船舶ニ保管スル財産又ハ財産若ハ契約ヲ証スル書面ヲ提出シテ申告スル場合ニ於テハ当該船長ノ発行スル概ネ前号ノ様式ニ依ル居住証明書ヲ申告書ニ添付スルコト

三、臨時財産調査令施行規則第三十三条ノ規定ニ依ル証紙ノ様式等ヲ定ムル件

(一) 昭和二十一年八月三十一日現在時告示

◎大蔵省告示第四十四号

臨時財産調査令施行規則第三十二条ノ規定ニ依リ証紙ノ様式等左ノ通定ム

昭和二十一年二月二十八日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

臨時財産調査令施行規則第三十三条ノ規定ニ依ル

証紙ノ様式等ヲ定ムルノ件

改正沿革 昭和二一・三・三一

蔵告一七七号

一 臨時財産調査令施行規則(以下規則ト称ス)第三十

三条第一項ニ限り証紙(以下申告済証紙ト称ス)ノ様

式ヲ定ムコト左ノ如シ



縦三〇耗  
横十五耗

暗青色

二 申告済証紙ハ規則第三条第一項ニ規定スル郵便官

署、銀行其ノ他ノ法人(以下取扱機關ト称ス)ニ対シ  
稅務署長之ヲ交付スルモノトス

三 稅務署及取扱機關ハ概ネ左ノ様式ニ依ル申告済証紙  
受払簿ヲ作成シ申告済証紙ノ日ノ受払高及現在高ヲ  
記載スルモノトス

申告済証紙受払簿

取扱機關名

月日 受 高 払 高 現在高 摘要

枚 枚 枚

四 取扱機關ハ申告済証紙ノ受払高及昭和二十一年四月

十日午前零時ニ於ケル現在高ヲ同月十七日迄ニ所轄稅

務署長ニ報告スルモノトス(昭二一蔵告一七七号改正)

四ノ二 取扱機關ガ規則第三十条ノ二ノ規定ニ依リ申告

ヲ為ス場合ニ於テハ取扱機關ニ申告済証紙ノ昭和二十

一年四月十日以後ノ受払高及同年五月一日午前零時ニ

於ケル現在高ヲ同月八日迄ニ所轄稅務署長ニ報告スル

モノトス(昭二一蔵告一七七号追加)

五 取扱機關ハ四ノ項ニ依リ報告シタル申告済証紙ノ現

在数ヲ同項ノ報告(取扱機関ガ規則第三十条ノ二ノ規定ニ依リ申告ヲ為ス場合ニ於テハ前項ニ依リ報告シタル申告済証紙ノ現在数ヲ同項ノ報告)ト同時ニ所轄稅務署ニ送付スルモノトス(昭二一歲告一七七号改正)

六 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ必要アリト認ムルトキハ申告済証紙受払簿及申告済証紙ノ現在高ヲ調査スルコトヲ得ルモノトス(昭二一歲告一七七号改正)

七 稅務署長ハ申告済証紙整理簿ヲ作成シ稅務署及取扱機関毎ニ口座ヲ設ケ申告済証紙ノ受払ニ関スル事項ヲ記載スルモノトス

八 稅務署長ハ申告済証紙ノ受払ニ関スル事項及昭和二十一年五月二日午前零時ニ於ケル申告済証紙ノ現在高ヲ同月二十日迄ニ所轄稅務局長ニ報告スルモノトス(昭二一歲告一七七号改正)

九 日本銀行ハ大藏大臣ノ指示スル所ニ依リ申告済証紙ノ交付ニ関スル事務ヲ取扱フモノトス

(二) 昭和二十一年二月大藏省告示第四十四号の改正の経過

(i) 制定時全文

臨時財産調査令施行規則第三十三条ノ規定ニ依リ証紙ノ様式等定ム(昭和四一・二・二八)

一 臨時財産調査令施行規則(以下規則ト称ス)第三十三条第一項ノ規定ニ依リ証紙(以下申告済証紙ト称ス)ノ様式ヲ定ムルコト左ノ如シ

(様式略)〔五九頁をみよ。〕

二 申告済証紙ハ規則第三条第一項ニ規定スル郵便官署、銀行其ノ他ノ法人(以下取扱機関ト称ス)ニ對シ稅務署長之ヲ交付スルモノトス

三 稅務署及取扱機関ハ概ネ左ノ様式ニ依ル申告済証紙受払簿ヲ作成シ申告済証紙ノ日ノ受払高及現在高ヲ記載スルモノトス

申告済証紙受払簿



取扱機関名

月日 受高 払高 現在高 摘要

枚 枚 枚

九 日本銀行ハ大蔵大臣ノ指示スル所ニ依リ申告済証紙ノ交付ニ関スル事務ヲ取扱フモノトス

四 取扱機関ハ申告済証紙ノ受払高及昭和二十一年四月

三日午前零時ニ於ケル現在高ヲ同月十日迄ニ所轄稅務署長ニ報告スルモノトス

署長ニ報告スルモノトス

五 取扱機関ハ前号ニ依リ報告シタル申告済証紙ノ現在

数ヲ前号ノ報告ト同時ニ所轄稅務署ニ送付スルモノトス

六 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ必要アリト認ムルトキハ

第三号ノ申告済証紙受払簿及申告済証紙ノ現在高ヲ調査スルコトヲ得ルモノトス

七 稅務署長ハ申告済証紙整理簿ヲ作成シ稅務署及取扱

機関毎ニ口座ヲ設ケ申告済証紙ノ受払ニ関スル事項ヲ記載スルモノトス

八 稅務署長ハ申告済証紙ノ受払ニ関スル事項及昭和二十一年四月三日午前零時ニ於ケル申告済証紙ノ現在高

ヲ同月二十日迄ニ所轄財務局長ニ報告スルモノトス

(ii) 第一次改正

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十四号(臨時財産調査令施行規則第三十三条ノ規定ニ依ル証紙ノ様式等ヲ定ムルノ件)中一部改正

(昭二一・三・一)

(大蔵省告示一七七号)

四ノ項中「四月三日」ヲ「四月十日」ニ、「同月十日」ヲ「同月十七日」ニ改ム

四ノ二 取扱機関ガ規則第三十条ノ二ノ規定ニ依リ申告

ヲ為ス場合ニ於テハ取扱機関ハ申告済証紙ノ昭和二十一年四月十日以後ノ受払高及同年五月一日午前零時ニ

於ケル現在高ヲ同月八日迄ニ所轄稅務署長ニ報告スルモノトス

五ノ項中「前号ニ依リ報告シタル申告済証紙ノ現在数ヲ前号ノ報告」ヲ「四ノ項ニ依リ報告シタル申告済証紙ノ

現在数ヲ同項ノ報告(取扱機関ガ規則第三十条ノ二ノ規

定ニ依リ報告スル申告済証紙ノ現在高)

ニ改ム

現任在

現任在

定ニ依リ申告ヲ為ス場合ニ於テハ前項ニ依リ報告シタル  
申告済証紙ノ現在数ヲ同項ノ報告」ニ改ム

六ノ項中「第三号ノ」ヲ削ル

八ノ項中「四月三日」ヲ「五月二日」ニ改ム

四、臨時財産調査令第二条及第三条ノ規定ニ依リ申告

アリタルコトヲ証スベキ表示ニシテ臨時財産調査令

施行規則第三十三条ニ規定スル証紙ノ貼附ナキモノ

ニ付表示ノ明確及取引ノ全安ヲ期スル為準拠トナス

ベキ表示ノ型式等ヲ定ムル大蔵省告示

◎大蔵省告示第三〇三号

臨時財産調査令第二条及第三条ノ規定ニ依ル申告アリタ

ルコトヲ証スベキ表示ニシテ臨時財産調査令施行規則第

三十三条ニ規定スル証紙ノ貼附ナキモノニ付表示ノ明確

及取引ノ全安ヲ期スル為準拠ト為スベキ表示ノ型式等ヲ

左ノ如ク定ム

昭和二十一年四月二十三日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

臨時財産調査令ニ依ル申告アリタルコトヲ証スヘ

キ表示等ノ件

一 臨時財産調査令施行規則第十一条第一項（第十六条

第一項、第二十一条第一項及第三十条ニ於テ準用スル

場合ヲ定ム）ノ申告（以下期限後申告ト称ス）アリタ

ルコトノ表示

昭和 年 月 日臨時財産申告

何郵便局又ハ何店 責任者印

（備考）昭和二十一年三月三日午前零時現在ニ於

ケル預貯金ノ一部ノ追加申告ヲ為シタル場

合ニ於テハ昭和 年 月 日何円臨時財産

追加申告ト記載スルコト

二 昭和二十一年三月二日以前ヨリ契約ノ継続スル預貯

金、無尽掛金等ヲ証スル書面ガ通帳式ナル場合ニ於テ

新通帳発行其ノ他ノ事由ニ因リ再交付スル該財産又

ハ契約ヲ証スル書面ニ付当該再交付者ニ於テ為ス表示

（一）当該財産又ハ契約ガ申告済ナルトキ

何々（取扱機関）ヲ經由シ臨時財産申告済責任者印

(又ハ「財産申告済」、「税申告済」又ハ「申告済」ト記載シ責任者印ヲ押捺スルコトヲ得)

(備考) 本措置ヲ為ストキハ申告済証紙ヲ貼附シテ

ル旧通帳ヲ回収シ当分ノ内通帳再交付者ニ於テ

テ之ヲ保管スルモノトス

(二) 申告ヲ為スベキ財産又ハ契約ニシテ再交付ノ請求ヲ為ス迄当該申告ガ為サレザリシトキ

一ノ期限後申告ノ表示ニ依ル

(三) 当該財産又ハ契約ニシテ申告ヲ要セルガモノナルトキ

昭和二十一年三月三日午前零時現在預貯金額(又ハ

掛金合計額)五十円以下責任者印(右表示ニ代エ

「申告不要五十円以下」ト記載シ責任者印ヲ押捺ス

ルコトヲ得)

三 有価証券其ノ他各種契約ヲ証スル証券又ハ証書ニ付

本券又ハ本証ニ代ルベキ書面ヲ提出シテ臨時財産調査

令第二条又ハ第三条ノ規定ニ依ル申告ヲ為シタル場合

ニ於テ当該本券又ハ本証ニ代ルベキ書面ト引換ニ交ス

ル本券又ハ本証ニ付当該交付者ニ於テ為ス表示

証録済通知書ニ依リ臨時財産申告済 何店責任者印

(備考)

(イ) 本券又ハ本証ニ代ルベキ書面ヲ提出シテ申

告ヲ為シタルコトヲ示スベキ文言ヲ例示ス

レバ左ノ如シ

登録済証ニ依リ……………

供託受領証ニ依リ……………

何々保管証(又ハ何々預り証)ニ依リ…

払込金領収証(又ハ何々領収証)ニ依リ

……………

現在証明書(又ハ所有証明書若ハ何々証

明書)ニ依リ……………

保管預り通帳(又ハ保護預り証)ニ依リ

……………

分割前ノ株券(併合前ノ株券)ニ依リ…

(ロ) 本券又ハ本証ニ押捺セル印章ト責任者ノ印

章トガ同一ナルトキハ「何店」ノ記載ヲ省

略スルコトヲ得

(ハ)「臨時財産申告済」ノ記載ハ「財産申告  
済」又ハ「税申告済」ノ如ク簡記スルコト  
ヲ得

(ニ)本措置ヲ為ストキハ申告済証紙ヲ貼附シア  
ル本券又ハ本証ニ代ルベキ書面ヲ回収シ当  
分ノ内本券又ハ本証ノ交付者ニ於テ之ヲ保  
管シ置クモノトス

#### 四 臨時財産調査令施行規則（以下規則ト称ス）第三条

第一項ニ規定スル定期的預貯金、規則第十三条第二項  
ニ規定スル国債又ハ規則第二十七条第二項ニ規定スル  
金銭信託契約若ハ無尽契約ヲ証スル書面ニシテ一年据  
置スル一年保有ノ記載アルモノニ付新通帳発行其ノ他  
ノ事由ニ因リ交付スル当該財産又ハ契約ヲ証スル書面  
ニ当該交付者ニ於テ為ス記載

一年据置（規則第十三条第二項ニ規定スル国債ニ在  
リテハ一年保有）

## 第二章 金融緊急措置令

### 関係法令

#### 一 金融緊急措置令

○ 金融緊急措置令

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ席國憲法第八條第一項ニ依リ金融緊急措置令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

#### 御名 御璽

昭和二十一年二月十七日

内閣総理大臣兼	男爵	幣原	喜重郎
第一復員大臣			
第二復員大臣			
内務大臣		三土	忠造
司法大臣		岩田	宙造

外務大臣	吉田	茂
国務大臣	松本	烝治
厚生大臣	芦田	均
大藏大臣	子爵	渋沢敬三
商工大臣	小笠原	三九郎
国務大臣	小林	一三
文部大臣	安倍	能成
農林大臣	副島	千八
運輸大臣	村上	義一

勅令第八十三号(官報 号外)

#### 金融緊急措置令

第一条 金融機関ハ本令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他金融業務上トノ債務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下封鎖預金等ト称ス)ニ付テハ第三条第二項ノ規定ニ依ルノ外其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ

②日本銀行券預入令第四条第二項ノ規定ニ依リ生ジタル預金、貯金及金銭信託ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

第二条 封鎖支払ニ基キ生ジタル金融機関ノ預金其ノ他

金融業務上トノ債務ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

②前項ノ封鎖支払トハ手形、小切手、郵便為替証書其ノ

他之ニ準ズル支払指図ヲ以テ為サルル封鎖預金等ヘノ  
払込又ハ振替及金融機関ノ帳簿上ノ振替ノ方法ニ依ル  
封鎖預金等ノ支払ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三条 第一条ノ規定ハ左ニ掲グル者ガ金融機関ニ対シ  
有スル預金其ノ他ノ債権ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体

## 二 金融機関

②封鎖預金等ノ支払ハ命令ノ定ムル所ニ依リ現金ニ依ル  
支払、現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払又ハ封鎖支払  
ニ依リ之ヲ為スベシ

第四条 本令施行ノ際現ニ存スル国債、地方債、社債其  
ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル債券ノ元本ノ償還及  
利息ノ支払ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ本令施行ノ  
際現ニ存スル株式、出資其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ  
準ズルモノニ対スル配当金、残余財産ノ分配金及合併  
又ハ減資ニ因ル交付金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ並

ニ本令施行ノ際現ニ存スル保険契約ニ基リ保険金ニシ  
テ命令ヲ以テ定ムルモノノ支払ニ付亦同ジ

第五条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ封鎖預金等ノ  
債権ヲ譲渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供スルコトヲ制限  
シ又ハ禁止スルコトヲ得

第六条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機関其ノ  
他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ制限シ又  
ハ禁止スルコトヲ得

第七条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金銭債務ノ弁  
済ニ関シ封鎖支払其ノ他命令ヲ以テ定ムル現金支払以  
外ノ方法ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

②大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ保有方法ニ関  
シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第八条 本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、信託  
会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合  
中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、地方  
農業会、漁業会及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ  
為ス組合ヲ謂フ

第九条 封鎖預金等ニ付テハ其ノ債権者ハ第三条第二項

ニ規定スル場合ヲ除クノ外支払禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ハ其ノ支払ノ請求ヲ為スノ権利ヲ有セザルモノトス

② 支払禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ノ間ニ於テ封鎖預金

等ニ付スベキ利息ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

③ 支払禁止ノ解除前ニ於テ時効期間ノ滿了スル封鎖預金

等ニ付テハ支払禁止ノ解除後一月以内ハ時効完成セズ

第十条 本令ハ他ノ法令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ノ適

用アル場合ニ於テモ仍之ヲ適用ス但シ他ノ法令ノ規定

ニ依ル制限又ハ禁止ガ本令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止

ヨリ重キトキハ当該法令ヲ適用ス

第十一条 第一条、第三条第二項若ハ第四条ノ規定、第

五条若ハ第六条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第七条

ノ規定ニ依ル命令ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行

為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ徴役又ハ一万円以下ノ罰

金ニ処ス

第十二条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用

人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦同条ノ罰金刑ヲ科ス

附 則 (昭二一勅令第八三号)

本令ハ公布ノ日 (昭二一・二・一七) ヨリ之ヲ施行ス

二 金融緊急措置令施行規則

一、昭和二十一年八月三十一日現在時規則

◎大蔵省令第一二号

金融緊急措置令ニ基キ金融緊急措置令施行規則左ノ通定ム

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

金融緊急措置令施行規則

改正沿革 昭二一・三・二藏令二二号、三・

三藏令二四号、三・二八藏令四〇

号、三・三一藏令四四号、七・二八藏令八二号、八・一一藏令九〇号、八・一七藏令九三号、八・三〇藏令九六号

第一条 金融緊急措置令（以下令ト称ス）第一条ニ規定

スル令施行ノ際現ニ存スル金融業務上ノ債務ハ左ニ掲グル債務（以下封鎖預金等ト称ス）トス

- 一 預金（利息ヲ含ム）
- 二 貯金（利息ヲ含ム）
- 三 定期積金給付金
- 四 金銭信託（受益者配当ヲ含ム）
- 五 恩給金庫ニ対スル寄託金（利息ヲ含ム）
- 六 無尽給付金
- 七 年金
- 八 其ノ他前各号ノ債務ニ準ズル債務（昭二一藏令二二号追加）

②前項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債務ニハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム

③第一項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債務ニシテ自由支払ニ依リ払込ミタル債務ニシテ自由支払ニ依リ払込ミタル郵便積立金、定期積金掛金、無尽掛金及年金掛金ノ額ニ対スル給付ニ相当スル金額ハ之ヲ封鎖預金等ニ含マズ

④前項ノ自由支払トハ本令施行後ニ於ケル旧券（日本銀行預入令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ）以外ノ現金ニ依ル支払及現金以外ノ封鎖支払（令第二条ノ封鎖支払ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザル支払ニシテ旧券以外ノ現金ヲ対価トスルモノヲ謂フ

第一条ノ二 封鎖預金等ハ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ノ二種トス（昭二一藏令九〇号追加）

②昭和二十一年八月十一日以後封鎖支払ニ基キ生ジタル封鎖預金等ハ第一封鎖預金等トス但シ大藏大臣ノ指定スルモノハ此ノ限ニ在ラズ（昭二一藏令九〇号追加）

③昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ハ第一条ノ三乃至第一条ノ十ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ニ区分ス（昭二一藏令



九〇号追加)

第一条ノ三 昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現

ニ存スル封鎖預金等ノ中年金以外ノモノニ付テハ左ノ金額ヲ限リ第一封鎖預金等トシ殘金ノ金額ヲ第二封鎖

預金等トス但シ企業整備資金措置法又ハ臨時資金調整法ニ規定スル特殊預金及特殊金錢信託並ニ大藏大臣ノ指定スル封鎖預金等ニ付テハ別ニ大藏省令ヲ以テ定ムル所ニ依ルモノトス(昭二一藏令九〇号追加)

一 一口三千円未満ノモノニ付テハ其ノ金額

二 一口三千円以上ニシテ個人ヲ封鎖預金等ノ債権者

トスルモノニ付テハ一世帯毎ニ且一金融機關(同一金融機關ノ他ノ營業所又ハ事務所ヲ含ム以下同ジ)

毎二名寄セテ為シ一世帯ニ付(イ)又(ロ)ノ中何レカ多

額ナル金額

(イ) 世帯主及世帯員各一人ニ付四千元ノ割合ヲ以テ

計算シタル金額ノ合計額但シ三万二千元ヲ超ユル

コトヲ得ズ

(ロ) 一万五千元

三 一口三千円以上ニシテ法人其ノ他ノ団体ヲ封鎖預

金等ノ債権者トスルモノニ付テハ一口一万五千元以

下ナルトキハ其ノ金額、一万五千元ヲ超ユルトキハ

一万五千元

② 昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封

鎖預金等ノ中年金ニ付テハ一年間ノ年間給付金額ガ一

口千円以下ナルトキハ給付金額ノ金額、千円ヲ超ユル

トキハ給付金額中千円ヲ第一封鎖預金等トシ殘金ノ金

額ヲ第二封鎖預金等トス

③ 第一項ニ規定スル封鎖預金等ノ中郵便積立貯金、定額

積金給付金及無尽給付金ニ付テハ昭和二十一年八月十

一日午前零時迄ニ自由支払以外ノ方法ニ依リ払込ミタ

ル掛金額ヲ以テ同日同時現ニ存スル封鎖預金等ト看做

シテ之ヲ計算ス

第一条ノ四 左ノ金額ハ前条ノ第一封鎖預金等ト為スベ

キ金額ニ之ヲ加算ス(昭二一藏令九〇号追加)

一 第五条第一項第一号ノ金額ノ限度迄支払ヲ受ケザ

リシ者ニ付テハ昭和二十一年八月分以前ノ未ダ支払

ヲ受ザリシ金額

二 第五条第一項第二号（前段ノ引揚者ニ限ル）及第

五号ノ金額ノ限度迄支払ヲ受ケザリシ者ニ付テハ其

ノ未ダ支払ヲ受ケザリシ金額

三 第五条第一項第八号ノ金額ニシテ昭和二十一年八

月分ノ限度迄支払ヲ受ケザリシ者ニ付テハ其ノ未ダ

支払ヲ受ケザリシ金額

四 慈善団体、教育団体、医療団体其ノ他専ラ公益ヲ

目的トスル団体ニシテ封鎖預金等審査委員会ノ指定

スルモノニ付テハ同委員会ノ定ムル金額

②前項第四号ノ金額ハ封鎖預金等ノ金額ノ五万円ヲ超ユ

ル部分ニ付テハ五割以内トシ且総額ニ於テ三十万円ヲ

超ユルコトヲ得ズ但シ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ総額百万

円ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ増額スルコトヲ得

④封鎖預金等審査委員会ニ関スル規程ハ大蔵大臣之ヲ定

ム

第一条ノ五 左ニ掲グル封鎖預金等ハ昭和二十一年八月

十一日午前零時現ニ存スル封鎖預金等ト看做ス（昭二

一 蔵令九〇号追加）

一 昭和二十一年八月十一日以後旧券ノ預入ニ基キ生

ジタル封鎖預金等

二 昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖小

切手等（第二条ニ規定スル封鎖小切手等ヲ謂フ）ニ

基キ生ジタル封鎖預金等

②前項ノ規定ニ依リ生ズル封鎖預金等ハ昭和二十一年八

月十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ口座ニ預入ス

ルコトヲ要ス但シ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此

ノ限リ在ラズ（昭二一蔵令九〇号追加、蔵令九六号但

書追加）

第一条ノ六 第一条ノ三第一項ノ世帯トハ戸主及之ト同

居スル家族又ハ之ニ準ズル者ニシテ生計ヲ同ジクシ且

昭和二十一年八月十一日現在ノ個人金融通帳又ハ之ニ

代ルベキ書面ニ記載セラレタルモノ（使用人、単ナル

同居者其ノ他之ニ準ズル者ヲ除ク）ヲ謂フ（昭二一蔵

令九〇号追加）

②戸主ト同居セルザ家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者（疎

開シテ生活スル者又ハ他ノ世帯ニ属スル者ヲ含ム）ハ其ノ生計ノ単位毎ニ之ヲ前項ノ世帯ト看做シ其ノ中ノ一人ヲ前項ノ戸主ト看做ス（昭二一蔵令第九〇号追加）

③世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト称ス（昭二一蔵令第九〇号追加）

④封鎖預金等ノ債権者ニシテ世帯ニ属セルザモノ又ハ大蔵大臣ノ指定スルモノニ対スル第一条ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ関シテハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス（昭二一蔵令第九〇号追加、蔵令第九六号改正）

第一条ノ七 第一条ノ三第一項第二号又ハ第一条ノ四第一項第一号乃至第三号ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ト為ルベキ封鎖預金等ノ債権者ハ一金融機関毎ニ其ノ種類、金額、第一封鎖預金等ト為ルベキ金額其ノ他封鎖預金等ニ関スル事項、住所及氏名ヲ記載シタル第一封鎖預金等設定申請書ヲ昭和二十一年八月十一日ヨリ同年九月十日迄ニ当該封鎖預金等ノ債務者タル金融機関ニ提出スベシ但シ己ムコトヲ得ザル事由ニ因リ申請書

ヲ本文ノ金融機関ニ提出スルコト能ハザルトキハ最寄ノ銀行ニ之ヲ提出スルコトヲ得

②前項ノ申請ヲ為サントスル者ハ申請書ニ当該封鎖預金等ヲ証スル書面及個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書面ヲ添附スベシ

第一条ノ八 前条ノ申請アリタル場合ニ於テ金融機関ハ当該申請書ノ記載事項ヲ審査シタル上第一封鎖預金等ノ設定ヲ為シ当該封鎖預金等ヲ証スル書面及個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書面ニ第一封鎖預金等ノ設定ヲ為シタル金額及取扱年月日ヲ記載シ取扱金融機関ノ記名捺印ヲ為シ之ヲ申請者ニ返還スベシ但シ前条第一項但書ノ場合ニハ第一封鎖預金等ノ設定ニ代ヘ当該封鎖預金等ノ債務者タル金融機関ニ対シ申請書ト共ニ本文ノ措置ヲ為シタル旨ノ通知書ヲ送付スベシ（昭二一蔵令九〇号追加）

第一条ノ九 第一条ノ四第一項第四号ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ設定ヲ為サントスル者ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ申請書ヲ提出スベシ（昭二一蔵令九〇号）

第一条ノ十 第一条ノ七ノ申請ヲ為スベキ封鎖預金等ニシテ同条ニ規定スル期間内ニ申請ノ為サレザリシモノニ付テハ大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ限り大蔵大臣ノ指定スル日迄同条ノ申請ヲ為スコトヲ得(昭二一藏令九〇号追加)

第二条 封鎖支払ハ取立又ハ割引ノ為金融機関ニ譲渡スル場合ヲ除クノ外之ヲ裏書其ノ他ノ方法ニ依リ譲渡スルコトヲ得ザル手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図(以下封鎖小切手等ト称ス)ニシテ其ノ支払ニ付第三条ニ規定スル制限アルモノニ依ル支払及第十条ノ規定ニ依ル支払ヲ謂フ(昭二一藏令九〇号改正)

第三条 封鎖小切手等ニ付テハ金融機関ニ対スル預金、貯金若ハ金銭信託ト為シ又ハ定期積金掛金、無尽掛金、保険料若ハ年金掛金ニ充ツル場合ヲ除クノ外其ノ支払ヲ為シ又ハ支払ノ請求ヲ為スコトヲ得ザルモノトス

第四条 封鎖小切手等ノ振出人、発行者其ノ他之ニ準ズ

ル者ハ手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル書面ノ表面余白ニ受取人氏名及資金ノ使途ヲ記載シ且「封鎖支払」ノ表示ヲ為ベシ電信送金為替其ノ他書面ニ依ラザルモノナルトキハ支払ヲ為スベキ者ニ封鎖支払ナル旨ヲ通知スベシ(昭二一藏令二二号、藏令九〇号改正)

②封鎖小切手等ノ振出人、発行者其ノ他之ニ準ズル者ハ金融機関ニ之ヲ呈示シテ其ノ認証ヲ受クベシ(昭二一藏令九〇号追加)

第五条 第一封鎖預金等ノ現金ニ依ル支払又ハ現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払ハ左ノ各号ノ使途ニ付其ノ合計額が同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スモノトス

一 一世帯ニ付其ノ生活費等ニ充ツル為毎月世帯主及世帯員各一人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額但シ世帯主及世帯員ノ勤勞所得又ハ事業所得ノ合計額が月額二百円ニ滿タザル世帯ニ在リテハ所得ニ付市区町村長証明書ノ提出アリタル場合ニ

於テ世帯主（世帯員ヲ有セザル学生又ハ生徒ナル場合ヲ除ク）ニ対シ二百円ヨリ当該月ノ所得ノ合計額ヲ控除シタル残額ヲ本文ノ金額ニ加算シタル金額トス（昭二一藏令四四号、藏令九〇号改正）

二 昭和二十一年二月一日以後外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ引揚グタル者又ハ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヘ引揚グル者ノ為他ノ法令ノ規定ニ依リ通貨ノ携帶輸入又ハ携帶輸出ニ付大蔵大臣ノ認ムル金額但シ日本銀行券預入令施行規則第八條ノ規定ニ依リ新券ニ依ル支払ヲ受ケタルトキハ本文ニ規定スル大蔵大臣ノ認ムル金額ヨリ其ノ支払ヲ受ケタル金額ヲ控除シタル残額ヲ限度トス（昭二一藏令二二号追加）

三 給与支払簿其ノ他之ニ準ズル書類ノ呈示アリタル場合ニ於テ毎月給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ当該月ニ於テ月額五百円ヲ超ユル定期的給与ヲ受クル者アルトキハ其ノ者ニ付テハ月額五百円（分類所得税額、健

康保険保険料額、船員保険保険料額及厚生年金保険保険料額ヲ含マズ）トシテ計算スルモノトス（昭二一藏令二四号改正）

四 事業者ニ付其ノ事業ノ目的タル業務ノ遂行上必要ナル通信費、交通費其ノ他ノ事業用雜費ノ支払ノ為之ニ要スル金額（昭二一藏令四四号改正）

五 衣料、家具其ノ他生活必需品ヲ購入スル為戰災者一人ニ付千円但シ一世帯ニ付五千円ヲ超ユルコトヲ得ズ

六 所得ニ付税務署長ノ発行スル証明書ノ呈示アリタル場合ニ於テ大蔵大臣ノ指定スル個人事業主、医師、弁護士其ノ他之ニ準ズル者ニシテ定期的給与ノ支給ヲ受ケザルモノノ生活費等ニ充ツル為第一号ノ金額ノ外毎月五百円ヲ超エザル金額（昭二一藏令二二号改正）

七 結婚費又ハ葬祭費ノ支払ノ為一人ニ付千円

八 学生又ハ生徒ノ教育費ノ支払ノ為毎月一人ニ付五十円但シ世帯ヲ異ニスルトキハ本文ノ金額ニ百円ヲ

加算シタル金額トス（昭二一藏令九〇号改正）

九 町内会又ハ部落会ニ付其ノ正規ノ事業遂行上必要ナル経費ノ支払ノ為之ニ要スル金額

十 衆議院議員候補者ニ付其ノ選挙費ノ支払ノ為法定選挙費用ノ金額但シ衆議院議員選挙法ニ規定スル支  
出責任者ハ同法第百六条ノ規定ニ基キ其ノ報告ヲ為  
スコトヲ要ス

十一 大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル使途ニ充  
ツル為必要ナル金額

②前項第一号又ハ第八号ノ金額ノ限度迄封鎖預金等ノ支  
払ヲ受ケザリシ者ハ其ノ支払ヲ受ケザリシ金額ノ支払  
ヲ翌月以降ニ於テ受クルコトヲ得但シ前項第一号ノ場  
合ニ在リテハ昭和二十一年二月分、前項第八号ノ場合  
ニ在リテハ昭和二十一年七月以前ノ月分ニシテ未ダ支  
払ヲ受ケザリシ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ（昭二一  
藏令九〇号改正）

③第一項第三号但書ノ金額ハ二以上ノ者ヨリ定期的給与  
ノ支給ヲ受クル者ニ付テハ之ヲ合算シタル金額ニ依リ

計算ス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ者ヨリ受クル定期的

給与ノ内先ヅ最モ多額ノ定期的給与ヲ同項同号但書ノ  
金額ニ充當シ當該定期的給与（分類所得税額、健康保  
険保険料額、船員保険保険料額及厚生年金保険保険料  
額ヲ含マズ）ガ五百円ニ滿タザルトキハ其ノ残額ニ付  
他ノ者ヨリ受クル定期的給与ヲ多額ノモノヨリ順次  
之ニ充當ス（昭二一藏令二二号追加、藏令二四号改  
正）

④二以上ノ者ヨリ定期的給与ノ支給ヲ受クル者ハ當該給  
与ノ支給者ニ対シ其ノ旨ノ申告ヲ為スベシ（昭二一藏  
令九〇号追加）

第六条 第一封鎖預金等ノ封鎖支払ニ依ル支払ハ左ノ各  
号ノ使途ニ付其ノ合計額ガ同号ニ定ムル金額ヲ超エザ  
ル限度ニ於テ之ヲ為スモノトス

一 毎月給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与  
ノ支払ノ為之ニ要スル金額ヨリ前条第一項三号ニ規  
定スル金額ヲ控除シタル金額及慰勞金、退職金其ノ  
他臨時的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額

二 本令施行ノ際現ニ存スル債務(封鎖預金等ヲ除ク)ノ元本又ハ利息ノ支払ノ為ニ要スル金額

二ノ二 本令施行後生ジタル金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーニ対スル債務ノ元本又ハ利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一藏令二二号追加、藏令九〇号但書削除)

三 郵便積立貯金、定期積金掛金、無尽掛金、保険料又ハ年金掛金ノ支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一藏令二二号改正)

四 家賃、地代又ハ事業用若ハ農業用ノ施設ノ賃借料ノ支払ノ為之ニ要スル金額

五 左ニ掲グル使途ニ充ツル為必要ナル費用ニシテ大藏大臣ノ定ムル基準ニ依リ認メラレタル金額但シ当該原材料、施設又ハ運送其ノ他ノ用役ノ必要ニシテ且公認セラレタル価格ニ依ル入手ノ確実ナルコトヲ証スルニ足ル書類ノ呈示アリタル場合ニ限ル

(甲) 事業ノ目的タル業務遂行上必要ナル住宅、農業用建物、工場其ノ他ノ建物ノ修繕又ハ建設ニ要ス

ル建築材料其ノ他ノ材料ノ購入

(乙) 公認セラレタル平和産業ノ業務ノ遂行ノ為又ハ公認セラレタル平和産業ヘノ転換ノ為ニ必要ナル原材料、施設又ハ用役ノ入手

五ノ二 医師、病院等ノ医療費又ハ弁護士、計理士等ノ報酬若ハ手数料ノ支払請求書ノ呈示アリタル場合ニ於テ當該医療費又は報酬若ハ手数料ノ支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一藏令二二号追加)

六 大藏大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額

第六条ノ二 削除(昭二一藏令四四号追加、藏令九〇号削除)

第六条ノ三 削除(昭二一藏令四四号追加、藏令九〇号削除)

第七条 第一封鎖預金等ノ支払ハ国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル公租公課其ノ他之ニ準ズル債務ノ支払ニ充ツルトキハ小切手又ハ郵便為替証書ヲ以テスル封鎖支払ニ依リ之ヲ為スコトヲ得但シ大藏大臣ノ

指定スル場合ヲ除クノ外ニ掲グル国税ノ支払ノ為ニハ一之ヲ為スコトヲ得ズ(昭二二藏令二二号、藏令二四号、藏令九〇号改正)

一 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ他ノ所得ノ支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴収シタルモノニ限ル

二 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第六十六条ノ規定ニ依リ徴収スル綜合所得税但シ利子其ノ他ノ所得ノ支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴収シタルモノニ限ル

三 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ納税義務ノ発生スル通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特別行爲税、入場税及特別入場税

第七条ノ二 第二封鎖預金等ノ封鎖支払ハ左ノ各号ノ使途ニ付其ノ合計額が同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スモノトス(昭二二藏令九〇号追加)

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル公租公課ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノノ支払ノ為之ニ要スル金額

二 昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル金融機關ニ対スル債務ノ元本及利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ支払ヲ為スベキ第二封鎖預金等ガ当該債務ノ担保ニ供セラレタル場合ニ限ル

三 昭和二十一年八月十一日前ニ封鎖預金等ニ基キ振出シ又ハ発行セラレタル手形、小切手、郵便爲替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図ニシテ同日ニ於テ現ニ存スルモノノ支払ノ為之ニ要スル金額

四 他ノ法令ノ規定ニ依リ第二封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ベキ使途ノ為当該法令ノ規定ニ依リ認めラレタル金額

五 大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ超ザル使途ニ充ツル爲必要ナル金額

②前項第一号ノ規定ニ依ル封鎖支払ノ方法ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス(昭二二藏令九〇号追加)



第八條 第五條第一項ノ世帯トハ戸主及之ト同居スル家族、使用人其ノ他ノ者ニシテ生計ヲ同ジクスルモノヲ謂フ

②戸主ト同居セルザ家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者（疎開シテ生活スル者ヲ含ム）ハ其ノ生計ノ單位毎ニ之ヲ前項ノ世帯ト看做シ其ノ中ノ一人ヲ前項ノ戸主ト看做ス

③世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト称ス

第九條 第五條第一項乃至第七條ノ二ノ規定ニ依リ封鎖預金等ノ支払ヲ請求スル者ハ其ノ支払ヲ受クベキ金融機関ノ店舗ニ対シ個人金融通帳其ノ他大蔵大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シ之ニ支払アリタルコトヲ証スル表示ヲ受クベシ（昭二一藏令第四四号、藏令九〇号改正）

第十條 第一封鎖預金等ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ之ガ支払ヲ為スコトヲ得（昭二一藏令九〇号改正）

一 金融機関ノ同一店舗ニ対シ自己名義ノ他ノ種類ノ

預金、貯金又ハ金銭信託ト為ストキ

二 名義人ノ住所変更アリタル場合ニ於テ金融機関ノ他ノ店舗ニ対シ自己名義ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ストキ

三 金融機関ノ他ノ店舗ニ対シ同店舗ニ現ニ存スル自己名義ノ預金、貯金又ハ金銭信託ニ集中スルトキ（昭二一藏令二二号追加）

第十一條 令第四條ニ規定スル社債ニ準ズル債券ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザルモノノ発行スル債券トシ、同條ニ規定スル出資ニ準ズルモノハ相互会社ノ基金トシ、同條ノ配当金、分配金若ハ交付金又ハ保険金（解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム）ハ自由支払ニ依リ為サレタル株式、出資若ハ基金ノ払込金額又ハ保険料ノ払込金額ニ相当スル金額ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ除キタルモノトス

第十二條 第一封鎖預金等ノ債権ハ左ノ各号ニ定ムル使途ニ付同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得（昭二一藏令九

○号改正)

一 本令ノ規定ニ依リ第一鎖預金等等ノ支払ヲ受ケ得ベキ使途ノ為其ノ支払ヲ受ケ得ベキ金額

二 大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額

第十三条 金融機関、証券引受会社又ハビルブローカー

ノ令第三条第一項各号ニ掲グル者以外ノ者ニ対スル資金ノ融通(資金ノ貸付、手形ノ割引、コールローン及当座貸越ヲ謂フ以下同ジ)、左ノ各号ニ掲グル使途ニ

付同号ニ定ムル金額及方法ヲ限り之ヲ為スコトヲ得但シ大蔵大臣ノ指定スル租税ノ支払ノ為必要ナル資金ノ融通ハ之ヲ為スコトヲ得ズ(昭二一蔵令九〇号改正)

一 資金ノ使途並ニ融通ノ金額及方法ノ如何ヲ問ハズ自由預金等(自由支払ニ依リ為サレタル預金其ノ他之ニ準ズル金融機関ノ金融業務上ノ債務ヲ謂フ)ヲ

担保トスルモノ

二 第一封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ベキ使途ノ為其ノ支払ヲ為シ得ベキ金額及方法ニ依ルモノ

三 大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル使途ニ充ツ

ル為必要ナル金額ニ付大蔵大臣ノ指定スル方法ニ依ルモノ

②大蔵大臣ハ金融機関、証券引受会社又ハビルブローカ

ーニ対シ其ノ資金ノ融通ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ、融通シタル資金ニ付回収若ハ担保権ノ実行ヲ命ジ又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得(昭二一蔵令四四号改正、以下三項乃至五項削除)

第十三条ノ二 左ノ各号ニ掲グル金銭債務ノ弁済ハ封鎖

支払ノ方法ニ依リ之ヲ為スベシ(昭二一蔵令第二二号追加)

一 給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与ノ債務ニシテ同額五百円(分類所得税額ヲ含マズ)ヲ超ユル部分ニ相当スルモノ及慰勞金、退職金其ノ他臨時の給与ノ債務

二 本令施行ノ際現ニ存スル勸業債券、貯蓄債券、報國債券、臨時資金調整法第十条ノ五第一項ニ規定スル証券、同法第十条ノ七ニ規定スル貯蓄又ハ同法第

十条ノ十二第一項ニ規定スル証券ノ割増等又ハ當籤金ノ債務

三 預リ金其ノ他之ニ準ズル債務（金融機關ノ債務ヲ除ク）ニシテ自由支払以外ノ方法ニ依リ為サレタルモノ

四 大藏大臣ノ指定スル蒐買機關ガ昭和二十一年三月三日以後支払フ食糧管理特別會計法ニ依ル食糧管理法及同法施行令ニ規定スル主要食糧ノ買入代金ノ二分ノ一ニ相当スル金額但シ大藏大臣別段ノ指示ヲ為シタルトキハ其ノ指示スル所ニ依ル（昭二一藏令第二二号追加、藏令四〇号、藏令九〇号改正）

五 第六条第二号乃至第六号ノ規定ニ依リ封鎖支払ノ方法ニ依リ第一封鎖預金等ノ支払ヲ受ケタル者が當該封鎖預金等ノ支払ヲ受ケタル使途ニ充ツル為支払フベキ金錢債務（昭二一藏令九〇号改正）

六 其ノ他大藏大臣ノ指定スル金錢債務

② 第五条第三項ノ規定ハ前項第一号前段ノ債務ノ計算ニ付之ヲ準用ス

③ 第一項第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ昭和二十一年三月二日以前ニ支払ヒタル買入代金ハ之ヲ封鎖支払ニ依リ為シタルモノト看做ス

第十三条ノ三 令施行後発行セラレタル国債、地方債、社債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ニ非ザル法人ノ債券ニシテ自由支払ニ非ザル支払ニ依リ払込マレタルモノノ元本ノ償還又ハ利息ノ支払ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ令施行後発行セラレタル株式、出資又ハ相互会社ノ基金ニシテ自由支払ニ非ザル支払ニ依リ払込マレタルモノニ対スル配当金、殘金財産ノ分配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金並ニ令施行後成立シタル保険契約ニシテ其ノ保険料ガ自由支払ニ非ザル支払ニ依リ振込マレタルモノノ保険金ニ付亦同ジ（昭二一藏令第二二号追加）

第十三条ノ四 金融機關ノ金融業務上ノ債務以外ノ債務ノ弁済ハ左ニ掲グルモノヲ除クノ外封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ（昭二一藏令第二二号追加）

一 第五条第一項第二号乃至第四号若ハ第十一号又ハ

第七条ニ規定スル使途ノ為及金額ノ範圍内ニ於テ為

ス債務ノ弁済

二 其ノ他大蔵大臣ノ定ムル基準ニ依リ為ス債務ノ弁

済

第十三条ノ五 前三条ノ規定ニ依リ封鎖支払ニ依リ弁済

ヲ為スベキ金銭債務ニ付テハ現金又ハ現金以外ノ封鎖  
支払ニ非ザル支払ノ方法ニ依ル弁済ノ受領スルコトヲ

得ズ(昭二二蔵令九〇号追加)

第十四条 金融機関ハ令第九条第二項ノ規定ニ依リ封鎖

預金等ニ付左ニ掲グル利息ヲ附ス但シ大蔵大臣ノ指定  
スル第一封鎖預金等ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル利息ヲ

附ス

一 約定利息アルモノニ付テハ当該約定利息

二 支払期限ヲ経過シタル預金、貯金又ハ恩給金庫ニ

対スル寄託金ニ付テハ其ノ期限迄ニ附シタル利息ノ

割合ニ依ル利息

②金融機関ノ第二封鎖預金等ニ附スベキ利息ハ大蔵大臣

ノ定ムル所ニ依ル(昭二二蔵令九〇号追加、一項三号)

削除)

第十五条 本令ニ於テ金融機関トハ令ニ規定スル金融機

関ヲ、証券引受会社トハ有価証券引受業法ノ証券引受

会社ヲ、ビルブローカートハ金融機関又ハ証券引受会

社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形

ノ売買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ大蔵大

臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第十六条 自由支払ニ依リ為サレタル預金其ノ他金融機

関ノ金融業務上ノ債務ノ支払又ハ支払ノ請求ニ付テハ

何等ノ制限ヲ受クルコトナシ

第十七条 本令ノ適用ヲ受クル者ハ何等ノ名義ヲ以テス

ルヲ問ハズ本令ニ基ク制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ為

スコトヲ得ズ

附則

本令ハ公布ノ日(二月一七日)ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭二二蔵令第二二号)

本令ハ公布ノ日(三月二日)ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭二二蔵令第二四号)

本令ハ公布ノ日(三月三日)ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭二一藏令第四〇号)

本令ハ公布ノ日(三月二八日)ヨリ之ヲ施行ス

附 則(昭二一藏令第四四号)

①本令ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

②第五条第一項第五号ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ

③昭和二十一年三月ニ於テ旧第五条第一項第一号ノ金額

ノ限度迄封鎖預金等ノ支払ヲ受ケザリシ者ニ対スル同

条第二項ノ規定ヲ適用ニ付テハ同条第二項第一号ノ金

額ハ仍従前ノ例ニ依リ世帯主ニ対シ三百円及世帯員一

人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額ト

ス

④昭和二十一年三月ニ於テ旧第五条第一項第一号ノ金額

ノ限度迄封鎖預金等ノ支払ヲ受ケザリシ個人ノ指定事

業者ニ対シテハ第六条ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ第五

条第二項ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定

ヲ準用ス

⑤第十条ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ(昭二一藏令八

二追加)

附 則(昭二一・七・二八藏令八二号)

この省令は、公布の日〔七月二八日〕から、これを施行する。

附 則(昭二一・八・一一〔官報号外〕大藏省令

第九〇号)

① この省令は、公布の日(八月一日)から、これを施行する。

② 第一条ノ七の規定に依り第一封鎖預金等設定申請を

しなればならない。封鎖預金等の債権者は、第一封

鎖預金等の設定前に於ても、第五条第一項第一号、第

二号、第五号乃至第八号、第六条第一項第三号及第四

号並びに昭和二十一年二月大藏省告示第二十七号第三

号ノ二、第三号ノ三及第五号の規定に依り当該封鎖預

金等の支払を受けることができる。但し一世帯(第八

条の世帯をいふ)について、一万五千円を超えてはな

らない。

③ 前項の規定に依り封鎖預金等の支払を受けた者は、

其の支払を受けた金額を、第一条ノ三の規定に依り第一封鎖預金等とすることのできる金額より控除するものとする。

附則(昭和二一・八・一七大蔵省令第九三号)

この省令は、公布の日(八月一七日)から、これを施行する。

〔附則〕(昭和二一・八・三〇大蔵省令第九六

号)

〔この省令は、公布の日(八月三〇日)から、これを施行する。〕

二、金融緊急措置令施行規則の改正の経過

(一) 公布時全文(昭二一・二・一七)  
(大蔵省令二二)

金融緊急措置令施行規則

第一条 金融緊急措置令(以下令ト称ス)第一条ニ規定スル令施行ノ際現ニ存スル金融業務上ノ債務ハ左ニ掲グル債務(以下封鎖預金等ト称ス)トス

一 預金(利息ヲ含ム)

二 貯金(利息ヲ含ム)

三 定期積金給付金

四 金銭信託(受益者配当ヲ含ム)

五 思給金庫ニ対スル寄託金(利息ヲ含ム)

六 無尽給付金

七 年金

②前項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債務ニハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム

③第一項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債務ニシテ自由支払ニ依リ払込ミタル郵便積立貯金、定期積金掛金、無尽掛金及年金掛金ノ類ニ対スル給付金額ニ相当スル金額ハ之ヲ封鎖預金等ニ含マズ

④前項ノ自由支払トハ本令施行後ニ於ケル旧券(日本銀行券預入令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ)以外ノ現金ニ依ル支払及現金以外ノ封鎖支払(令第二条ノ封鎖支払ヲ謂フ以下同ジ)ニ非ザル支払ニシテ旧券以外ノ現金ヲ対価トスルモノヲ謂フ

第二条 封鎖支払ハ取立ノ為金融機関ニ讓渡スル場合ヲ

除クノ外之ヲ裏書其ノ他ノ方法ニ依リ讓渡スルコトヲ

得ザル手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル

支払指図(以下封鎖小切手等ト称ス)ニシテ其ノ支払

ニ付第三条ニ規定スル制限アルモノニ依ル支払及第十

条ノ規定ニ依ル支払ヲ謂フ

第三条 封鎖小切手等ニ付テハ金融機関ニ対スル預金、

貯金若ハ金銭信託ト為シ又ハ定期積金掛金、無尽掛

金、保険料若ハ年金掛金ニ充ツル場合ヲ除クノ外其ノ

支払ヲ為シ又ハ支払ノ請求ヲ為スコトヲ得ザルモノト

ス

第四条 封鎖小切手等ノ振出人、発行者其ノ他之ニ準ズ

ル者ハ手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル

書面ノ表面余白ニ「封鎖支払」ト記載シ之ニ記名捺印

スベシ電信送金為替其ノ他書面ニ依ラザルモノナルト

キハ支払ヲ為スベキ者ニ封鎖支払ナル旨ヲ通知スベシ

第五条 封鎖預金等ノ現金ニ依ル支払又ハ現金以外ノ封

鎖支払ニ非ザル支払ハ左ノ各号ノ使速ニ付其ノ合計額

ガ同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スモ  
ノトス

一 一世帯ニ付其ノ生活費等ニ充ツル為毎月世帯主ニ

対シ三百円及世帯員一人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計

算シタル金額ノ合計額

二 昭和二十一年二月一日以後外国其ノ他大蔵大臣ノ

指定スル地域ヨリ引揚ゲタル者又ハ外国其ノ他大蔵

大臣ノ指定スル地域ヘ引揚グル者ノ為他ノ法令ノ規

定ニ依リ通貨ノ携帯輸入又ハ携帯輸出ニ付大蔵大臣

ノ認ムル金額

三 給与支払簿其ノ他之ニ準ズル書類ノ呈示アリタル

場合ニ於テ毎月給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定

期的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ当該月ニ於

テ月額五百円ヲ超ユル定期的給与ヲ受クル者アルト

キハ其ノ者ニ付テハ月額五百円(分類所得税額ヲ含

マズ)トシテ計算スルモノトス

四 事業者ニ付其ノ事業ノ目的タル業務ノ遂行上必要

ナル通信費、交通費其ノ他ノ事務用雜費ノ支払ノ為

之ニ要スル金額

五 衣料、家具其ノ他生活必需品ヲ購入スル為戦災者一人ニ付千円但シ一世帯ニ付五千円ヲ超ユルコトヲ得ズ

六 医師、病院等ノ医療費ノ支払請求書ノ呈示アリタル場合ニ於テ当該医療費ノ支払ノ為之ニ要スル金額

七 結婚費又ハ葬祭費ノ支払ノ為一人ニ付千円

八 世帯ヲ異ニスル学生又ハ生徒ノ教育費ノ支払ノ為一人ニ付毎月百五十円

九 町内会又ハ部落会ニ付其ノ正規ノ事業遂行上必要ナル経費ノ支払ノ為之ニ要スル金額

十 衆議院議員候補者ニ付其ノ選挙費ノ支払ノ為法定

選挙費用ノ金額但シ衆議院議員選挙法ニ規定スル支出責任者ハ同法第百六条ノ規定ニ基キ其ノ報告ヲ為スコトヲ要ス

十一 大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル用途ニ充ツル為必要ナル金額

②前項第一号ノ金額ノ限度迄封鎖預金等ノ支払ヲ受ケザ

リシ者ハ其ノ支払ヲ受ケザリシ金額ノ支払ヲ翌月以降

ニ於テ受クルコトヲ得但シ昭和二十一年二月ニ於テ支払ヲ受ケザリシ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 封鎖預金等ノ封鎖支払ニ依ル支払ハ左ノ各号ノ用途ニ付其ノ合計額ガ同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スモノトス

一 毎月給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与

ノ支払ノ為之ニ要スル金額ヨリ前条第一項第三号ニ規定スル金額ヲ控除シタル金額及慰勞金、退職金其

ノ他臨時的給与ノ支払ノ為之ニ要スル金額

二 本令施行ノ際現ニ存スル債務（封鎖預金等ヲ除

ク）ノ元本又ハ利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額

三 保険料又ハ年金掛金ノ支払ノ為之ニ要スル金額

四 家賃、地代又ハ事業用若ハ農業用ノ施設ノ賃借料ノ支払ノ為之ニ要スル金額

五 左ニ掲グル用途ニ充ツル為必要ナル費用ニシテ大

蔵大臣ノ定ムル基準ニ依リ認メラレタル金額但シ当該原材料、施設又ハ運送其ノ他ノ用役ノ必要ニシテ



且公認セラレタル価格ニ依ル入手ノ確實ナルコトヲ  
証スルニ足ル書類ノ呈示アリタル場合ニ限ル

(甲) 事業ノ目的タル業務遂行上必要ナル住宅、農業  
用建物、工場其ノ他ノ建物ノ修繕又ハ建設ニ要ス  
ル建築材料其ノ他ノ材料ノ購入

(乙) 公認セラレタル平和産業ノ業務ノ遂行ノ為又ハ  
公認セラレタル平和産業ヘノ転換ノ為ニ必要ナル  
原材料、施設又ハ用役ノ入手

六 大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル使途ニ充ツ  
ル為必要ナル金額

第七条 封鎖預金等ノ支払ハ国又ハ都道府県其ノ他地方  
公共団体ニ対スル公租公課其ノ他ノ債務ノ支払ノ為当  
該封鎖預金等ノ債権者ノ選択ニ從ヒ現金ニ依ル支払又  
ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スコトヲ得但シ左ニ掲グル国  
税ノ支払ノ為ニハ之ヲ為スコトヲ得ズ

一 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第七十  
二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税但シ給与其ノ  
他ノ所得ノ支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴収

シタルモノニ限ル

二 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ所得税法第百六  
条ノ規定ニ依リ徴収スル綜合所得税但シ利子其ノ他  
ノ所得ノ支払ノ際封鎖支払以外ノ方法ニ依リ徴収シ  
タルモノニ限ル

三 昭和二十一年三月三日以後ニ於テ納税義務ノ發生  
スル通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖  
特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特  
別行為税、入場税及特別入場税

第八条 第五条第一項ノ世帯トハ戸主及之ト同居スル家  
族、使用人其ノ他ノ者ニシテ生計ヲ同ジクスルモノヲ  
謂フ

② 戸主ト同居セルザ家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者（疎  
開シテ生活スル者ヲ含ム）ハ其ノ生計ノ単位毎ニ之ヲ  
前項ノ世帯ト看做シ其ノ中ノ一人ヲ前項ノ戸主ト看做  
ス

③ 世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト  
称ス

第九条 第五条第一項又ハ第七条ノ規定ニ依リ封鎖預金

等ノ支払ヲ請求スル者ハ其ノ支払ヲ受クベキ金融機關

ノ店舗ニ対シ米穀通帳其ノ他大蔵大臣ノ指定スル書類

ヲ呈示シ之ニ支払アリタルコトヲ証スル表示ヲ受クベ

シ

第十条 封鎖預金等ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ金

融機關ニ於テル振替決済ノ方法ニ依リ之ガ支払ヲ為ス

コトヲ得

一 金融機關ノ同一店舗ニ対シ自己名義ノ他ノ種類ノ

預金、貯金又ハ金銭信託ト為ストキ

二 名義人ノ住所変更アリタル場合ニ於テ金融機關ノ

他ノ店舗ニ対シ自己名義ノ預金、貯金又ハ金銭信託

ト為ストキ

第十一条 令第四条ニ規定スル社債ニ準ズル債券ハ特別

ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ会社ニ非ザル

モノノ発行スル債券トシ、同条ニ規定スル出資ニ準ズ

ルモノハ相互会社ノ基金トシ、同条ノ配当金、分配金

若ハ交付金又ハ保険金（解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ

含ム）ハ自由支払ニ依リ為サレタル株式、出資若ハ基

金ノ払込金額又ハ保険料ノ払込金額ニ相当スル金額ノ

割合ニ依リ算出シタル金額ヲ除キタルモノトス

第十二条 封鎖預金等ノ債権ハ本令ノ規定ニ依リ封鎖預

金等ノ支払ヲ受ケ得ル使途ノ為其ノ支払ヲ受ケ得ル金

額ヲ限り之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得

第十三条 金融機關、証券引受会社又ハビルブローカー

ノ令第三条第一項各号ニ掲グル者以外ノ者ニ対スル資

金ノ融通（資金ノ貸付、手形ノ割引及当座貸越ヲ謂フ

以下同ジ）ハ本令ノ規定ニ依リ封鎖預金等ノ支払ヲ為

シ得ル使途ノ為其ノ支払ヲ為シ得ル金額及方法ヲ限り

之ヲ為スコトヲ得但シ大蔵大臣ノ指定スル租税ノ支払

ノ為必要ナル資金ノ融通ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

②大蔵大臣ハ金融機關、証券引受会社又ハビルブローカ

ーニ対シ其ノ資金ノ融通ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ又ハ

当座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

第十四条 金融機關ハ令第九条第二項ノ規定ニ依リ封鎖

預金等ニ付左ニ掲グル利息ヲ附ス但シ大蔵大臣ノ指定

スル封鎖預金等ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル利息ヲ附ス

スコトヲ得ズ

一 約定利息アルモノニ付テハ該約定利息

附則

二 支払期限ヲ経過シタル預金、貯金又ハ恩給金庫ニ

本令ハ公布ノ日(昭二一・二・一七)ヨリ之ヲ施行ス

対スル寄託金ニ付テハ其ノ期限迄ニ附シタル利息ノ

割合ニ依ル利息

(一) 第一次改正

三 契約期限ヲ経過シタル金銭信託ニ付テハ最終ノ受

金融緊急措置令施行規則中一部改正(昭和二一・三・二二)

益者配当ノ割合ニ依ル利息

大蔵省令  
二二二号

第十五条 本令ニ於テ金融機關トハ令ニ規定スル金融機

第一条第一項ニ左ノ一号ヲ加フ

関ヲ、証券引受会社トハ有価証券引受業法ノ証券引受

八 其ノ他前各号ノ債務ニ準ズル債務

会社ヲ、ビルブローカートハ金融機關又ハ証券引受会

第四条中「記載シ之ニ記名捺印スベシ」ヲ「記載スベシ」ニ改ム

社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形

第五条第一項第二号ニ左ノ但書ヲ加フ

ノ売買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

但シ日本銀行券預入令施行規則第八条ノ規定ニ依リ新

第十六条 自由支払ニ依リ為サレタル預金其ノ他金融機

券ニ依ル支払ヲ受ケタルトキハ本文ニ規定スル大蔵大

関ノ金融業務上ノ債務ノ支払又ハ支払ノ請求ニ付テハ

臣ノ認ムル金額ヨリ其ノ支払ヲ受ケタル金額ヲ控除シ

何等ノ制限ヲ受クルコトナシ

タル残額ヲ限度トス

第十七条 本令ノ適用ヲ受クル者ハ何等ノ名義ヲ以テス

同条同項第六号ヲ左ノ通改ム

ルヲ問ハズ本令ニ基ク制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ為

六 所得ニ付稅務署長ノ發行スル證明書ノ呈示アリタ

ル場合ニ於テ大蔵大臣ノ指定スル個人事業主、医師、弁護士其ノ他之ニ準ズル者ニシテ定期的の給与ノ支給ヲ受ケザルモノノ生活費等ニ充ツル為第一号ノ金額ノ外毎月五百円ヲ超エザル金額

同条第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項第三号但書ノ金額ハ二以上ノ者ヨリ定期的の給与ノ支給ヲ受クル者ニ付ハ之ヲ合算シタル金額ニ依リ計算ス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ者ヨリ受クル定期的の給与ノ内先ヅ最モ多額ノ定期的の給与ヲ同項同号但書ノ金額ニ充当シ当該定期的の給与(分類所得税ヲ含マズ)ガ五百円ニ滿タザルトキハ其ノ残額ニ付他ノ者ヨリ受クル定期的の給与ヲ多額ノモノヨリ順次之ニ充当ス

第六条第二号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

二ノ二 本令施行後生ジタル金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーニ対スル債務ノ元本又ハ利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ昭和二十一年三月八日以後新生ジタル当該債務者ノ封鎖預金等ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

同条第三号中「保険料」ヲ「郵便積立貯金、定期積金掛金、無尽掛金、保険料」ニ改ム

同条第五号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

五ノ二 医師、病院等ノ医療費又ハ弁護士、計理士等ノ報酬若ハ手数料ノ支払請求書ノ呈示アリタル場合ニ於テ当該医療費又ハ報酬若ハ手数料ノ支払ノ為ニ要スル金額

第七条中「其ノ他ノ債務」ヲ「其ノ他之ニ準ズル債務」ニ改メ「現金ニ依ル支払」ノ下ニ「現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払」ヲ加ヘ同条但書ヲ左ノ通改ム

但シ大蔵大臣ノ指定スル場合ヲ除クノ外左ニ掲グル国税ノ支払ノ為ニハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第十条ニ左ノ一号ヲ加フ

三 金融機関ノ他ノ店舗ニ対シ同店舗ニ現ニ存スル自己名義ノ預金、貯金又ハ金銭信託ニ集中スルトキ第十三条ノ二 左ノ各号ニ掲グル金銭債務ノ弁済ハ封鎖支払ノ方法ニ依リ之ヲ為スベシ  
一 給料、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的の給与ノ債

務ニシテ月額五百円（分類所得税額ヲ含マズ）ヲ超  
 ヌル部分ニ相当スルモノ及慰勞金、退職金其ノ他臨  
 時的給与ノ債務

二 本令施行ノ際現ニ存スル勸業債券、貯蓄債券、報  
 國債券、臨時資金調整法第十条ノ五第一項ニ規定ス  
 ル証券、同法第十条ノ七ニ規定スル貯蓄又ハ同法第  
 十条ノ十二第一項ニ規定スル証券ノ割増金又ハ當該  
 金ノ債務

三 預リ金其ノ他之ニ準ズル債務（金融機関ノ債務ヲ  
 除ク）ニシテ自由支払以外ノ方法ニ依リ為サレタル  
 モノ

四 大蔵大臣ノ指定スル蒐買機関ガ昭和二十一年三月  
 三日以後支払フ昭和二十年産米（麦其ノ他ノ主要食  
 糧ニシテ米ノ代替トシテ買入ルルモノヲ含ム）ノ買  
 入代金ノ二分ノ一ニ相当スル債務

五 第六条第二号乃至第六号ノ規定ニ依リ封鎖支払ノ  
 方法ニ依リ封鎖預金等ノ支払ヲ受ケタル者ガ該封  
 鎖預金等ノ支払ヲ受ケタル用途ニ充ツル為支払フベ

キ金銭債務

六 其ノ他大蔵大臣ノ指定スル金銭債務

○第五条第三項ノ規定ハ前項第一号前段ノ債務ノ計算ニ  
 付之ヲ準用ス

第一項第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ昭和二十一年三月  
 二日以前ニ支払ヒタル買入代金ハ之ヲ封鎖支払ニ依リ  
 為シタルモノト看做ス

第十三条ノ三 令施行後発行セラレタル國債、地方債、  
 社債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ニ非ザ  
 ル法人ノ債券ニシテ自由支払ニ非ザル支払ニ依リ払込  
 マレタルモノノ元本ノ償還又ハ利息ノ支払ハ封鎖支払  
 ニ依リ之ヲ為スベシ令施行後発行セラレタル株式、出  
 資又ハ相互会社ノ基金ニシテ自由支払ニ非ザル支払ニ  
 依リ払込マレタルモノニ対スル配当金、残余財産ノ分  
 配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金並ニ令施行後成立シ  
 タル保険契約ニシテ其ノ保険料ガ自由支払ニ非ザル支  
 払ニ依リ払込マレタルモノノ保険金ニ付亦同ジ

第十三条ノ四 金融機関ノ金融業務上ノ債務以外ノ債務

ノ弁済ハ左ニ掲グルモノヲ除クノ外封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ

一 第五条第一項第二号乃至第四号若ハ第十一号又ハ第七条ニ規定スル使途ノ為及金額ノ範囲内ニ於テ為ス債務ノ弁済

二 其ノ他大蔵大臣ノ定ムル基準ニ依リ為ス債務ノ弁済

附則

本令ハ公布ノ日(昭和二一・三・二)ヨリ之ヲ施行ス

(三) 第二次改正

金融緊急措置令施行規則中一部改正 (昭和二一・三・三)

大蔵省令二四号 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体支払等規則

附則

①本令ハ公布ノ日(昭和二一・三・三)ヨリ之ヲ施行ス  
②金融緊急措置令施行規則中左ノ通改正ス

第五条第一項第三号、第三項及第十三条ノ二第一項第一号中「(分類所得税額ヲ含マズ)」ヲ「(分類所得税

額、健康保険保険料額、船員保険保険料額及厚生年金保険保険料額ヲ含マズ)」ニ改ム

第七条中「又ハ封鎖支払」ヲ「又ハ小切手若ハ郵便為替証書ヲ以テスル封鎖支払」ニ改ム

(四) 第三次改正

金融緊急措置令施行規則中一部改正 (昭和二一・三・二)  
八大蔵省令  
第四〇号

第十三条ノ二第一項第四号ヲ左ノ如ク改ム

四 大蔵大臣ノ指定スル蒐買機関ガ昭和二十一年三月三日以後支払フ食糧管理特別会計法ニ依ル食糧管理法施行令第一号ニ掲グル主要食糧ノ買入代金ノ二分ノ一ニ相当スル金額

附則

本令ハ公布ノ日(昭和二一・三・二八)ヨリ之ヲ施行ス

(五) 第四次改正

金融緊急措置令施行規則中一部改正 (昭和二一  
・三・三)

(一大蔵省  
令四四)

第五條第一項第一号ヲ左ノ如ク改ム

一 一世帯ニ付其ノ生活費等ニ充ツル為毎月世帯主及世帯員各一人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額但シ世帯主及世帯員ノ勤勞所得又ハ事業所得ノ合計額ガ月額二百円ニ滿タザル世帯ニ在リテハ所得ニ付町内会長又ハ部落会長証明書ノ提出アリタル場合ニ於テ世帯主(世帯員ヲ有セルザ学生又ハ生徒ナル場合ヲ除ク)ニ対シ二百円ヨリ当該月ノ所得ノ合計額ヲ控除シタル残額ヲ本文ノ金額ニ加算シタル金額トス

同條同項第四号中「事務用雜費」ヲ「事業用雜費」ニ改ム

第六條ノ二 大蔵大臣ノ指定スル事業ヲ営ム者(当該事業ヲ営ム者ガ個人ナル場合ニ於テハ之ト世帯ヲ同ジク

スル者ヲ含ム以下指定事業者ト称ス)ニ対シテハ大蔵大臣ノ指定スル日以後第五條又ハ前條ノ規定ニ拘ラズ第五條第一項第一号、第三号及第四号並ニ前條第一号、第三号(但シ損害保険料支払ニ限ル)、第四号(農業用施設ノ賃借料ノ支払ヲ除ク)及第五号ノ(乙)(施設ノ入手ヲ除ク)ニ掲グル使途ニ充ツル為封鎖預金等ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ但シ事業經營ノ為又ハ生活維持ノ為必要ナル物資ノ購入又ハ用後ノ入手ニ付封鎖預金等ノ支払ヲ受クルニ非ザレバ他ニ資金ヲ調達スル方法ナキ場合ニ於テ市区町村長ノ証明書ノ提出アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②個人ノ指定事業者ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ指定事業者ナルコトノ証明ヲ受クベシ

③個人ノ指定事業者ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノハ大蔵大臣ノ定ムル証明書ヲ当該事業ヲ営ム場所ニ備付クルコトヲ要ス

第六條ノ三 指定事業者ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ証明ヲ受ケザルモノアルトキハ大蔵大臣ハ金融機關ニ

対シ当該指定事業者ノ封鎖預金等ノ支払ヲ制限シ又ハ  
禁止スルコトヲ得

第九条中「米穀通帳」ヲ「個人金融通帳」ニ改ム

第十三条第二項ヲ左ノ如ク改ム

大蔵大臣ハ金融機関、証券引受会社又ハビルブローカ

ーニ対シ其ノ資金ノ融通ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ、融

通シタル資金ニ付回収若ハ担保権ノ実行ヲ命ジ又ハ当

座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

同条ニ左ノ三項ヲ加フ

金融機関ハ指定事業者ニ対シ当該指定事業者ガ第六条

ノニニ規定スル使途ニ充ツル為他ニ資金ヲ調達スル方

法ナシト認ムル場合ニ限り第一項ノ規定ニ拘ラズ第五

条第一項第一号、第三号及第四号並ニ第六条第一号、

第三号、第四号及第五号ノ(2)ニ規定スル使途ノ為其ノ

支払ヲ為シ得ル金額及方法ヲ限り資金ノ融通ヲ為スコ

トヲ得

前項ノ規定ニ依リ資金ノ融通ヲ受ケタル指定事業者ハ

当該資金ノ融通ヲ為シタル金融機関ニ対シ自由支払ノ

方法ニ依リ其ノ弁済ヲ為スベシ

指定事業者第三項ノ規定ニ依リ封鎖支払ノ方法ニ依リ

資金ノ融通ヲ受ケタルトキハ当該封鎖支払ニ基キ生ジ

タル封鎖預金等ノ支払ニ付テハ第六条ノ二第一項ノ規

定ヲ適用セズ

### 附 則

① 本令ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

② 第五条第一項第五号ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ

③ 昭和二十一年三月ニ於テ旧第五条第一項第一号ノ金額

ノ限度迄封鎖預金等ノ支払ヲ受ケザリシ者ニ対スル同

条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第一項第一号ノ金

額ハ仍従前ノ例ニ依リ世帯主ニ対シ三百円及世帯員一

人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額ト

ス

④ 昭和二十一年三月ニ於テ旧第五条第一項第一号ノ金額

ノ限度迄封鎖預金等ノ支払ヲ受ケザリシ個人ノ指定事

業者ニ対シテハ第六条ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ第五

条第二項ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定



ヲ準用ス

(六) 第五次改正

金融緊急措置令施行規則中一部改正 (昭二一・七・二八)

大蔵省令  
第八二号

附則に左の一項を加える。

第十条ノ規定ハ当分ノ内之ヲ適用セズ

附 則 (昭二一蔵令八二)

この省令は、公布ノ日〔七・二八〕から、これを施行する。

(七) 第六次改正

金融緊急措置令施行規則中一部改正 (昭和二一・八・一)

一大蔵省  
令九〇)

第一条ノ二 封鎖預金等ハ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ノ二種トス

② 昭和二十一年八月十一日以後封鎖支払ニ基キ生ジタル封鎖預金等ハ第一封鎖預金等トス但シ大蔵大臣ノ指定

スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

③ 昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ハ第一条ノ三乃至第一条ノ十ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ニ区分ス

第一条ノ三 昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現

ニ存スル封鎖預金等ノ中年金以外ノモノニ付テハ左ノ金額ヲ限リ第一封鎖預金等トシ残余ノ金額ヲ第二封鎖預金等トス但シ企業整備資金措置法又ハ臨時資金調整法ニ規定スル特殊預金及特殊金銭信託並ニ大蔵大臣ノ指定スル封鎖預金等ニ付テハ別ニ大蔵省令ヲ以テ定ムル所ニ依ルモノトス

一 一口三千円未満ノモノニ付テハ其ノ全額

二 一口三千円以上ニシテ個人ヲ封鎖預金等ノ債権者

トスルモノニ付テハ一世帯毎ニ且一金融機関 (同一金融機関ノ他ノ営業所又ハ事務所ヲ含ム以下同ジ)

毎ニ名寄セヲ為シ一世帯ニ付(イ)又ハ(ロ)ノ中何レカ多

額ナル金額

(イ) 世帯主及世帯員各一人ニ付四千円ノ割合ヲ以テ

計算シタル金額ノ合計額但シ三万二千元ヲ超ユル

コトヲ得ズ

(ロ) 一万五千元

三 一口三千円以上ニシテ法人其ノ他ノ団体ヲ封鎖預金等ノ債権者トスルモノニ付テハ一口一万五千元以下ナルトキハ其ノ全額、一万五千元ヲ超ユルトキハ一万五千元

② 昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ中年金ニ付テハ一年間ノ年金給付金額ガ一口千円以下ナルトキハ給付金額ノ全額、千円ヲ超ユルトキハ給付金額中千円ヲ第一封鎖預金等トシ残余ノ金額ヲ第二封鎖預金等トス

③ 第一項ニ規定スル封鎖預金等ノ中郵便積立貯金、定期積金給付金及無尽給付金ニ付テハ昭和二十一年八月十一日午前零時迄ニ自由支払以外ノ方法ニ依リ払込ミタル掛金額ヲ以テ同日同時現ニ存スル封鎖預金等ト看做シテ之ヲ計算ス

第一条ノ四 左ノ金額ハ前条ノ第一封鎖預金等ト為スベ

キ金額ニ之ヲ加算ス

一 第五条第一項第一号ノ金額ノ限度迄支払ヲ受ケザリシ者ニ付テハ昭和二十一年八月分以前ノ未ダ支払ヲ受ケザリシ金額

二 第五条第一項第二号(前段ノ引揚者ニ限ル)及第五号ノ金額ノ限度迄支払ヲ受ケザリシ者ニ付テハ其ノ未ダ支払ヲ受ケザリシ金額

三 第五条第一項第八号ノ金額ニシテ昭和二十一年八月分ノ限度迄支払ヲ受ケザリシ者ニ付テハ其ノ未ダ支払ヲ受ケザリシ金額

四 慈善団体、教育団体、医療団体其ノ他専ラ公益ヲ目的トスル団体ニシテ封鎖預金等審査委員会ノ指定スルモノニ付テハ同委員会ノ定ムル金額

② 前項第四号ノ金額ハ封鎖預金等ノ金額ノ五万円ヲ超ユル部分ニ付テハ五割以内トシ且総額ニ於テ三十万円ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ総額百万円ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ増額スルコトヲ得

③ 封鎖預金等審査委員会ニ関スル規程ハ大蔵大臣之ヲ定

ム(参照・一〇二頁)

第一条ノ五 左ニ掲グル封鎖預金等ハ昭和二十一年八月

十一日午前零時現ニ依ル封鎖預金等ノ看做ス

一 昭和二十一年八月十一日以後旧券ノ預入ニ基キ生

ジタル封鎖預金等

二 昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖小

切手等(第二条ニ規定スル封鎖小切手等ヲ謂フ)ニ

基キ生ジタル封鎖預金等

②前項ノ規定ニ依リ生ズル封鎖預金等ハ昭和二十一年八

月十一日ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ノ口座ニ預入ス

ルコトヲ要ス

第一条ノ六 第一条ノ三第一項ノ世帯トハ戸主及之ト同

居スル家族又ハ之ニ準ズル者ニシテ生計ヲ同ジクシ且

昭和二十一年八月十一日現在ノ個人金融通帳又ハ之ニ

代ルベキ書面ニ記載セラレタルモノ(使用人、単ナル

同居者其ノ他之ニ準ズル者ヲ除ク)ヲ謂フ

②戸主ト同居セルザ家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者(疎

開シテ生活スル者又ハ他ノ世帯ニ属スル者ヲ含ム)ハ

其ノ生計ノ単位毎ニ之ヲ前項ノ世帯ト看做シ其ノ中ノ  
一人ヲ前項ノ戸主ト看做ス

③世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト  
称ス

④封鎖預金等ノ債権者ニシテ世帯ニ属セルザモノニ対ス  
ル第一条ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ関シテハ大蔵大臣  
ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第一条ノ七 第一条ノ三第一項第二号又ハ第一条ノ四第

一項第一号乃至第三号ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ト

為ルベキ封鎖預金等ノ債権者ハ一金融機関毎ニ其ノ種

類、金額、第一封鎖預金等ト為ルベキ金額其ノ他封鎖

預金等ニ関スル事項、住所及氏名ヲ記載シタル第一封

鎖預金等設定申請書ヲ昭和二十一年八月十一日ヨリ同

年九月十日迄ニ当該封鎖預金等ノ債務者タル金融機関

ニ提出スベシ但シ己ムコトヲ得ザル事由ニ因リ申請書

ヲ本文ノ金融機関ニ提出スルコト能ハザルトキハ最寄

ノ銀行ニ之ヲ提出スルコトヲ得

②前項ノ申請ヲ為サントスル者ハ申請書ニ当該封鎖預金

等ヲ証スル書面及個人金融通帳又ハ之ニ代ルベキ書面

ヲ添付スベシ

第一条ノ八 前条ノ申請アリタル場合ニ於テ金融機關ハ  
当該申請書ノ記載事項ヲ審査シタル上第一封鎖預金等  
ノ設定ヲ為シ当該封鎖預金等ヲ証スル書面及個人金融  
通帳又ハ之ニ代ルベキ書面ニ第一封鎖預金等ノ設定ヲ  
為シタル金額及取扱年月日ヲ記載シ取扱金融機關ノ記  
名捺印ヲ為シ之ヲ申請者ニ返還スベシ但シ前条第一項  
但書ノ場合ニハ第一封鎖預金等ノ設定ニ代ヘ当該封鎖  
預金等ノ債務者タル金融機關ニ対シ申請書ト共ニ本文  
ノ措置ヲ為シタル旨ノ通知書ヲ送付スベシ

第一条ノ九 第一条ノ四第一項第四号ノ規定ニ依リ第一  
封鎖預金等ノ設定ヲ為サントスル者ハ大蔵大臣ノ定ム  
ル所ニ依リ申請書ヲ提出スベシ

第一条ノ十 第一条ノ七ノ申請ヲ為スベキ封鎖預金等ニ  
シテ同条ニ規定スル期間内ニ申請ノ為サレザリシモノ  
ニ付テハ大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル事由ア  
ル場合ニ限り大蔵大臣ノ指定スル日迄同条ノ申請ヲ為

スコトヲ得

第二条の中で「取立ノ為」を「取立又ハ割引ノ為」に改  
める。

第四条の中で「封鎖支払」ト記載スベシ」を「受取人  
ノ氏名及資金ノ使途ヲ記載シ且「封鎖支払」ノ表示ヲ為  
スベシ」に改め、同条に左の一項を加へる。

封鎖小切手等ノ振出人、発行者其ノ他之ニ準ズル者ハ  
金融機關ニ之ヲ呈示シテ其ノ認証ヲ受クベシ

第五条の中で「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に改  
める。

同条第一項第一号但書の中で「町内会長又は部落会長」  
を「市区町村長」に改める。

同条同項第八号を次の如く改める。

八 学生又ハ生徒ノ教育費ノ支払ノ為毎月一人ニ付五  
十円但シ世帯ヲ異ニスルトキハ本文ノ金額ニ百円ヲ  
加算シタル金額トス

同条第二項の中で「第一号」を「第一号又は第八号」  
に、「昭和二十一年二月ニ於テ」を「前項第一号ノ場合

ニ在リテハ昭和二十一年二月分、前項第八号ノ場合ニ在リテハ昭和二十一年七月以前ノ月分ニシテ未ダ」に改める。

同条に左の一項を加へる。

二以上ノ者ヨリ定期的給与ノ支給ヲ受クル者ハ当該給与ノ支給者ニ対シ其ノ旨ノ申告ヲ為スベシ

第六条の中で「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に改める。

同条第二号ノ二但書を削る。

第六条ノ二及第六条ノ三を削る。

第七条の中で「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に、

「債務ノ支払ノ為当該封鎖預金等ノ債務者ノ選択ニ従ヒ現金ニ依ル支払、現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払又ハ」を「債務ノ支払ニ充ツルトキハ」に、「小切手若ハ」を「小切手又ハ」に改める。

第七条ノ二 第二封鎖預金等ノ封鎖支払ニ依ル支払ハ左

ノ各号ノ使途ニ付其ノ合計額が同号ニ定ムル金額ヲ超

エザル限度ニ於テ之ヲ為スモノトス

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル公租公課ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノノ支払ノ為之ニ要スル金額

二 昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル金融機関ニ対スル債務ノ元本及利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ支払ヲ為スベキ第二封鎖預金等ガ当該債務ノ担保ニ供セラレタル場合ニ限ル

三 昭和二十一年八月十一日前ニ封鎖預金等ニ基キ振出シ又ハ発行セラレタル手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図ニシテ同日ニ於テ現ニ存スルモノノ支払ノ為之ニ要スル金額

四 他ノ法令ノ規定ニ依リ第二封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ベキ使途ノ為当該法令ノ規定ニ依リ認めラレタル金額

五 大蔵大臣ノ指定スル己ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額

②前項第一号ノ規定ニ依ル封鎖支払ノ方法ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第九条の中で「又ハ第七条」を「乃至第七条ノ二」に改める。

第十条の中で「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に改める。

第十二条 第一封鎖預金等ノ債権ハ左ノ各号ニ定ムル使途ニ付同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得

一 本令ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等ノ支払ヲ受ケ得ベキ使途ノ為其ノ支払ヲ受ケ得ベキ金額

二 大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額

第十三条第一項を左の如く改め、同条第三項乃至第五項を削る。

金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーノ令第三条第一項各号ニ掲グル者以外ノ者ニ対スル資金ノ融通（資金ノ貸付、手形ノ割引、コールローン及当座貸越ヲ謂フ以下同ジ）ハ左ノ各号ニ掲グル使途ニ付同号ニ定ムル金額及方法ヲ限り之ヲ為スコトヲ得但シ大蔵大

臣ノ指定スル租税ノ支払ノ為必要ナル資金ノ融通ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

一 資金ノ使途並ニ融通ノ金額及方法ノ如何ヲ問ハズ自由預金等（自由支払ニ依リ為サレタル預金其ノ他之ニ準ズル金融機関ノ金融業務上ノ債務ヲ謂フ）ヲ担保トスルモノ

二 第一封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ベキ使途ノ為其ノ支払ヲ為シ得ベキ金額及方法ニ依ルモノ

三 大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額ニ付大蔵大臣ノ指定スル方法ニ依ルモノ

第十二条ノ二第一項第四号の中で「食糧管理法施行令第一条ニ掲グル」を「食糧管理法及同法施行令ニ規定スル」に改め、左の但書を加へる。

但シ大蔵大臣別段ノ指示ヲ為シタルトキハ其ノ指示スル所ニ依ル  
同条第一項第五号の中で「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に改める。

第十三条ノ五 前三条ノ規定ニ依リ封鎖支払ニ依リ弁済ヲ為スベキ金錢債務ニ付テハ現金又ハ現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払ノ方法ニ依ル弁済ヲ受領スルコトヲ得ズ

第十四条の中で「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に改め、第三号を削り、左の一項を加へる。

金融機関ノ第二封鎖預金等ニ附スベキ利息ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依ル

附 則

この省令は、公布の日（昭和二一・八・一一）から、これを施行する。

第一条ノ七の規定に依り第一封鎖預金等設定申請をしなければならぬ封鎖預金等の債権者は、第一封鎖預金等の設定前に於ても、第五条第一項第一号、第二号、第五号乃至第八号、第六条第一項第三号及第四号並びに昭和二十一年<sup>二</sup>大蔵省告示第二十七号第三号ノ二、第三号ノ三及第五号の規定に依り当該封鎖預金等の支払を受けることが出来る。但し一世帯（第八条の世帯をいふ）に

ついて、一万五千元を超えてはならない。

前項の規定に依り封鎖預金等の支払を受けた者は、其の支払を受けた金額を、第一条ノ三の規定に依り第一封鎖預金等とすることのできる金額より控除するものとする。

(ハ) 第七次改正

金融緊急措置令施行規則の一部改正（昭和二一・八・一一）  
七大蔵省  
 令九三

第七条ノ二第一項第三号に左の但書を加へる。

但シ同年同月三十一日迄ニ支払ヲ為ス場合ニ限ル

附 則（昭二一蔵令九三）

この省令は、公布の日（八・一七）から、これを施行する。

(九) 第八次改正

金融緊急措置令施行規則の一部改正 (昭和二一・八・三)

○大蔵省  
令九六

第一条ノ五第二項に、左の但書を加へる。

但シ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第一条ノ六第四項の中で、「世帯ニ属セザルモノ」を  
「世帯ニ属セルザモノ又ハ大蔵大臣ノ指定スルモノ」に  
改める。

三、伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令等ノ適用ノ特例及ビ關係告示

◎大蔵省令第五十号

伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令及日本銀行券預入令等ノ適用ノ特例ニ関シ左ノ通定ム

昭和二十一年四月十一日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

改正 昭和二一・四・一九省令五四号

第一条 伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル金融緊急措置令及同令施行規則並ニ日本銀行券預入令及同令施行規則ノ適用ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 金融緊急措置令及同令施行規則並ニ日本銀行券預入令同令施行規則ハ昭和二十一年四月十一日ヨリ之ヲ適用ス但シ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限り別段ノ定ヲ為スコトヲ得 (昭和二一蔵令五四改)

正) 第三条 金融緊急措置令施行規則ニ定ムル日ハ夫々左ニ掲グル日トス但シ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限り別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第六条 昭和二十一年四月十八日

第七条 昭和二十一年四月十七日

第十三条ノ二 昭和二十一年四月十七日

第十三条ノ四 昭和二十一年四月十七日

第十三条ノ二 昭和二十一年四月十六日

第四条 日本銀行券預入令施行規則ニ定ムル日又ハ期間ハ夫々左ニ掲グル日又ハ期間トス但シ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限り別段ノ定ヲ為スコトヲ得



第二条 昭和二十一年四月十日

第三条 昭和二十一年四月十七日

第五条 昭和二十一年四月十五日ヨリ昭和二十一年四月十七日迄

第六条第一項 昭和二十一年四月二十三日迄

第六条第一項 其ノ日ノ翌日ヨリ十日以内

第十三条 昭和二十一年四月十五日ヨリ昭和二十一年四月十八日迄

第十五条 昭和二十一年四月十六日迄

第五条 金融緊急措置令施行規則第六条ノ二及第六条ノ

三ノ規定ハ之ヲ適用セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔附則〕(昭和二一・四・一九藏令五四号)

〔昭和二十一年四月十五日ヨリ之ヲ適用ス(公布前文)〕

◎大藏省告示第二百八十八号

伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル昭和二十一年

二月大藏省告示第二十五号、同第二十七号、同第四十号、

昭和二十一年三月大藏省告示第五十一号、同第五十二号、

同第九十九号、同第一百号、同第二百二十九号及同第七十

五号ノ適用ノ特例ニ関シ左ノ通定ム

昭和二十一年四月十一日

大藏大臣 子爵 渋沢 敬三

一 伊豆諸島及孀婦岩以北ノ南方諸島ニ於ケル昭和二十

一年二月大藏省告示第二十五号、同第二十七号、昭和二十

一年三月大藏省告示第五十二号、同第三百三十九号及同

第三百七十五号(以下措置令関係告示ト総称ス)並ニ昭

和二十一年二月大藏省告示第四十号、昭和二十一年三月大

藏省告示第五十一号、同第九十九号及同第一百号(以下

預入令関係告示ト総称ス)ノ適用ノ特例ハ本告示ノ定

ムル所ニ依ル

二 措置令関係告示中「昭和二十一年三月八日」トアル

ハ「昭和二十一年四月十八日」トシ「昭和二十一年二

月分」トアルハ「昭和二十一年三月分」トス

三 措置令関係告示中「昭和二十一年三月大藏省告示第五

十二号、第二号同第三百二十九号及第三百七十五号」ハ之

ヲ適用セス

四 預入令関係告示中「昭和二十一年三月二日」トアル

ハ「昭和二十一年四月十六日」トシ「昭和二十一年三月三日」トアルハ「昭和二十一年四月十七日」トシ

「昭和二十一年三月七日」トアルハ「昭和二十一年四月十七日」トシ「昭和二十一年三月八日」トアルハ

「昭和二十一年四月十八日」トス

◎大蔵省告示第二百九十八号

昭和二十一年大蔵省令第五十号第二条但書ノ規定ニ依リ金融緊急措置令及同令施行規則並ニ日本銀行券預入令及同令施行規則ハ八丈島、小島及青ヶ島ニ付テハ昭和二十一年四月十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和二十一年四月十九日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

◎大蔵省告示第二百九十九号

昭和二十一年大蔵省令第五十号第三条但書及第四条但書ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和二十一年四月十九日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

八丈島、小島及青ヶ島ニ在リテハ昭和二十一年大蔵省令

第五十号第三条及第四条ニ定ムル日又ハ期間ハ同令ノ規定ニ拘ラズ夫々左ニ掲グル日又ハ期間トス

一 金融緊急措置令施行規則関係

第六条 昭和二十一年四月二十一日

第七条 昭和二十一年四月二十日

第十三条ノ二 昭和二十一年四月二十日

第十三条ノ四 昭和二十一年四月二十日

第十三条ノ二 昭和二十一年四月十九日

二 日本銀行券預入令施行規則関係

第二条 昭和二十一年四月十九日

第三条 昭和二十一年四月二十日

第五条 昭和二十一年四月十八日ヨリ昭和二十一年四月二十日迄

第六条第一項 昭和二十一年四月二十六日迄

第十三条 昭和二十一年四月十八日ヨリ昭和二十一年四月二十一日迄

第十五条 昭和二十一年四月十九日迄

四、封鎖預金等審査員会規程

◎大蔵省令第九十一号（官報号外）

金融緊急措置令第一条ノ四の規定によつて、封鎖預金等

審査委員会規程を次のやうに定める。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

封鎖預金等審査委員会規程

第一条 封鎖預金等審査委員会は大蔵大臣の監督に属し、金融緊急措置令施行規則第一条ノ四の規定によつて、その権限に属せしめた事項を調査審議する。

第二条 審査会は会長一人及び委員若干人を以て、これを組織する。

②特別の事項を調査審議する為必要のあるときは、臨時委員を置くことができる。

第三条 会長は大蔵大臣を以て、これに充てる。

第四条 委員は貴衆両院議員及び学識経験のある者の中から、大蔵大臣がこれを命ずる。

第五条 臨時委員は学識経験ある者の中から、大蔵大臣がこれを命ずる。

第六条 会長は会務を総理する。

②会長が事故のあるときは、大蔵大臣の指名する委員

が、其の職務を代理する。

第七条 大蔵大臣は必要のあるときは、委員会に特別分科会及び地方分科会を置き、其の所掌事項を分掌審議せしめることができる。

②特別分科会及び地方分科会に主査を置き、会長又は会長の指名する委員がこれに当る。

③特別分科会及び地方分科会に属する委員は、会長がこれを指名する。

第八条 委員会に幹事を置く、関係各庁官吏及び学識経験ある者の中から、大蔵大臣がこれを命ずる。

②幹事は会長の指揮を承けて、庶務を整理する。

#### 附 則

この省令は、公布の日（昭二一・八・一一）から、これを施行する。

五、金融緊急措置令施行関係告示

(一) 金融緊急措置令施行規則第五条第一項

第二号及日本銀行券預入令施行規則第六

条第二項ノ規定ニ依リ地域指定

◎大蔵省告示第二十四号

金融緊急措置令施行規則第五条第一項第二号及日本銀行券預入令施行規則第六條第二項ノ規定ニ依リ左ノ地域ヲ指定ス

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

- 一 朝鮮、台湾、関東州、南洋群島及樺太
- 二 千島列島
- 三 伊豆諸島、小笠原諸島及硫黄列島
- 四 竹島
- 五 北緯三十六度以南ノ南西諸島
- 六 大東島、沖ノ鳥島、南鳥島及中ノ鳥島

(二) 金融緊急措置令施行規則第五条第一項

十一号ノ規定ニ依ル指定ノ件

◎大蔵省告示第二十五号

金融緊急措置令施行規則第五条第一項第十一号ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

金融緊急措置令施行規則第五条第一項第十一号ノ規定ニ依ル指定ノ件

改正 昭二一・三・一蔵告示四八号、三

・二蔵告五三号、三・九蔵告一〇八号、三・一二蔵告一一五号

一 削除(昭二一蔵告一一五号)

二 勅令ニ依リ組織セラレタル共済組合ニ付テハ年金給

付ノ支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一蔵告五三号改

正)

三 連合軍軍隊ノ駐屯ニ伴フ経費ノ支払ニ充ツル為政府

ノ指示ニ基キ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル銀行ニ特別ノ口座ヲ設ケ日本銀行仮勘定ヨリ資金ノ交付ヲ受ケタル者ガ当該資金ノ支払ヲ為ス為必要ト認メタル金額

(昭二一蔵告四八号改正)

四 通勤ニ必要ナル定期乗車券ヲ購入スル為必要ナル金額

四ノ二 自由支払ニ依リテ為スベキ株式出資若ハ相互会社ノ基金ニ対スル配当金、残余財産ノ分配金及合併若

ハ減資ニ依ル交付金ノ支払又ハ社債若ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ニ非ザル法人ノ債券ノ元本ノ償還又ハ利息ノ支払ノ為之ニ要スル金額但シ昭和二十

一年三月八日以後新ニ生ジタル当該支払又ハ償還ヲ為ス者ノ封鎖預金等ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ(昭二一

蔵告第一〇八号追加)

五 其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ許可ヲ受タル使途ニ充ツル為必要ナル金額

(三) 金融緊急措置令施行規則第六條第五項

ノ基準ヲ定ムル件

◎大蔵省告示第二十六号

金融緊急措置令施行規則第六條第五号ノ基準左ノ通定ム

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

一 購入又ハ入手ニ付臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキモノニ付テハ其ノ許可又ハ認可アリタル金額

二 前号以外ノモノニ付中央官庁、地方長官、地方商工局長、海運局長、財務局長其ノ他其ノ事業ヲ所管スル官庁ノ証明ヲ受タル場合ニ在リテハ其ノ証明ヲ受タル

金額

三 前二号以外ノモノニ付テハ金融機関ガ左ノ各号ニ依

リ審査シ査定シタル金額

(1) 事業者ノ営ム事業ガ公認セラレタル平和的産業ニシテ必要ナル民需生産ノ増加ニ寄与スルモノナルコ

トヲ確認スルコト

(2) 呈示セラレタル証明書ニ記載セラレタル価格ノ適

正ナルコト及入手ノ確實ナルコトヲ確認スルコト

(3) 購入又ハ入手ノ量ニ付テハ現保有量ヲモ勘案シテ  
当該事業ノ通常必要トスル量ニ止メ買溜又ハ思惑ヲ  
為サシメザルコト

(4) 購入又ハ入手が其ノ原材料、施設又ハ用役、配給  
等ニ関スル政府ノ施策ニ反セザルコトヲ確認スルコ  
ト

(5) 購入又ハ入手セラルベキ原材料、施設又ハ用役ガ

有効ニ活用セラルベキコトヲ確認スルコト

(6) 事業ノ規模等ニ鑑ミ已ムヲ得ザルモノ以外ハ事業  
ノ資金計画ヲ徴シ予メ之ヲ審査シ毎月支払フベキ金  
額ヲ査定シ置クコト

(7) 自己ノ判断ニ依リ決定シ難キトキハ必要ナル資料  
ヲ添附シ日本銀行ニ協議スルコト

四 小切手ニ依ル預金ノ支払ニ付テハ振出人ガ小切手振  
出前予メ当該預金ノ預ケ先金融機関ニ小切手ヲ呈示シ

適正ナル小切手ノ振出ナル旨ノ認証ヲ受タル場合ニ限  
リ支払ヲ為スコト

(四) 金融緊急措置令施行規則第六條第六号  
ノ規定ニ依リ指定

◎大蔵省告示第二十七号

金融緊急措置令施行規則第六條第六号ノ規定ニ依リ左ノ  
通指定ス

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

金融緊急措置令施行規則第六條第六号ノ規定ニ依  
ル指定ノ件

改正

昭二一・二・二〇蔵告三一号、二

・二二蔵告三五号、二・二六蔵告

三九号、二・二八蔵告四五号、三

・三蔵告五四号、三・九蔵告一〇

九号、三・一二蔵告一一六号、四

・二七蔵告三一四号、六・二一蔵

告四八三号、八・一一蔵告六四三

号

大蔵

一 昭和二十年<sup>外務省</sup>内務省令第一号第一条ニ規定スル指定機  
司法

関ノ為ス封鎖預金等ノ支払又ハ当該機關ニ対シ為ス封鎖預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ為スモノ昭和二十年大蔵省令第八号第一条ノ規定ニ依リ日本銀行ノ管理スル印度支那銀行東京支店ノ為ス封鎖預金等ノ支払又ハ同支店ニ対シ為ス封鎖預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ為スモノニ付亦同ジ  
(昭二一蔵告四五号後段追加)

一ノ二 供託金ノ供託ノ為之ニ要スル金額(昭二一蔵告一一六号追加)

一ノ三 公ノ競売手續ニ於ケル競売又ハ入札ノ保証金及競落又ハ入札代金支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一蔵告一一六号追加)

二 国債、地方債、社債又ハ金融緊急措置令施行規則第十九条ニ規定スル債券(以下債券等ト称ス)ノ償還ヲ

受タル資金ヲ以テスル当該債券等ノ乗換応募並ニ金融緊急措置令施行ノ際現ニ存スル株式又ハ出資ノ払込ノ為之ニ要スル金額(昭二一蔵告五四号改正)

二ノ二 勅令ヲ以テ組織セラレタル共済組合又ハ健康保険組合ノ組合員ニ対スル年金、傷病手当金及出產手当金以外ノ給付金又ハ年金、傷病手当金及出產手当金ニシテ組合員一人ニ付月額五百円ヲ超ユルモノノ当該超過金額ノ支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一蔵告五四号追加、蔵告三一三号改正)

三 市区町村長ノ証明書其ノ他公ノ証明書ノ呈示アリタル場合ニ於テ世帯ヲ異ニスル家族其ノ他扶養セラルル生活費等ニ充ツル目的ヲ以テ当該被扶養者ノ預金又ハ貯金ト為ス為ニ扶養者ニ対シ為ス封鎖預金等ノ支払但シ金融緊急措置令施行規則第五条第一号ノ規定ニ依リ計算シタル金額ノ六月分ニ相当スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ(昭二一蔵告三一号改正)

三ノ二 学生、生徒又ハ兒童ノ授業料、入学金又ハ実験費(学校ニ納付スルモノニ限ル)ノ支払ノ為之ニ要ス

ル金額（昭二一蔵告五四号追加、同四八三号改正）

三ノ三 通勤又ハ通学ニ必要ナル定期乗車券ヲ購入スル  
為必要ナル金額（昭二一蔵告四八三号追加、蔵告三一  
四号、同四八三号改正）

三ノ四 納税施設法ニ依ル納税団体ニ対スル納税資金ノ  
払込ノ為ニ要スル金額（昭二一蔵告六四三号追加）

四 戦災者、建物疎開ヲ命ゼラレタル者又ハ昭和二十一  
年八月十五日以後外国又ハ大蔵大臣ノ指定スル地域ヨ  
リ引揚ゲタル者ノ住宅ノ購入、建築又ハ修繕ノ為必要  
ナル金額但シ一世帯ニ付一万円ヲ超ユルコトヲ得ズ

（昭二一蔵告五四号、同四八三号改正）

五 電話料金（公衆電話料金ヲ除ク）、瓦斯使用料及電  
氣使用料金支払ノ為之ニ要スル金額（昭二一蔵告三五  
号、同四八三号改正）

五ノ二 金融緊急措置令施行前ニ設立若ハ資本増加又ハ  
債券等ノ発行ニ付臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ基ク  
許可又ハ認可ヲ受ケタル会社ノ株式若ハ出資又ハ債券  
等ノ払込ノ為之ニ要スル金額（昭二一蔵告五四号追

加）

五ノ三 金融緊急措置令第四条又ハ同令施行規則第十三  
条ノ三ノ規定ニ依リ封鎖支払ニ依リテ為スベキ株式、  
出資若ハ相互会社ノ基金ニ対スル配当金、残余財産ノ  
分配金及合併若ハ減資ニ因ル交付金ノ支払又ハ社債若

ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社ニ非ザル法人  
ノ債券ノ元本ノ償還又ハ利息ノ支払ノ為之ニ要スル金  
額（昭二一蔵告一〇九号追加）

五ノ四 歳入徴収官又ハ同所屬分掌官ノ発行スル納入告  
知書ノ呈示アリタル場合ニ於テ国有財産ノ払下代金若  
ハ交換差金又ハ国有財産ニ関スル弁償金若ハ違約金ノ

支払ノ為之ニ要スル金額（昭二一蔵告三一三号追加）

六 事業者ガ自己ノ他ノ營業所、工場其ノ他ノ事業所名  
義ノ預金又ハ貯金ト為ス為之ニ対シ為ス封鎖預金等ノ  
支払（昭二一蔵告三九号追加）

六ノ二 事業者ガ其ノ代理人名義ノ預金又ハ貯金ト為ス  
為之ニ対シ為ス封鎖預金等ノ支払及事業者ノ代理人ガ  
其ノ事業者名義ノ預金又ハ貯金ト為ス為之ニ対シ為ス



封鎖預金等ノ支払ノ為之ニ要スル金額(昭二一蔵告一

六四〇号

〇九号追加)

七 其ノ他已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大

臣ノ許可ヲ受タル使途ニ充ツル為ニ必要ナル金額(昭

二一蔵告第三五号一項線下、同三九号一項線下)

(五) 金融緊急措置令施行規則第九条ノ規定

ニ依リ指定

◎大蔵省告示第二十八号

金融緊急措置令施行規則第九条ノ規定ニ依リ左ノ通指定

ス

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

金融緊急措置令施行規則第九条ノ規定ニヨル指定

ノ件

改正 昭二一・二・二〇蔵告第三二号、

三・九蔵告第一一〇号、三・二〇

蔵告第一二四号、八・一一蔵告第

一 金融緊急措置令施行規則(以下規則ト称ス) 第五条

第一項第一号ノ場合ニ在リテハ

(イ) 米穀通帳

(ロ) 米穀通帳ナキトキハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関ス

ル通帳

二 規則第五条第一項第二号ノ場合ニ在リテハ引揚者タ

ルコトヲ証明スル書類及米穀通帳(米穀通帳ナキトキ

ハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳)(昭二一蔵告

一一〇号改正)

三 規則第五条第一項第三号ノ場合ニ在リテハ

(イ) 給与支払簿

(ロ) 給与支払簿ナキトキハ之ニ準ズル毎月ノ給与支払

ノ明細ヲ知ルニ足ル書類

四 規則第五条第一項第四号ノ場合ニ在リテハ事務用雜

費ノ使途別明細書ニ其ノ記載事項ニ相違無キ旨ヲ記シ

事業者又ハ其ノ代表者記名捺印シタルモノ

五 規則第五条第一項第五号ノ場合ニ在リテハ罹災証明

書、米穀通帳（米穀通帳ノ交付ヲ受ケザルモノナルト

キハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳）、生活必需

品ヲ有セザル旨ノ市区町村長、町内会長又ハ部落会長

ノ証明書及生活必需日用物資購入計画明細書（昭二一

蔵告三二号、同一二四号改正）

六 規則第五条第一項第七号ノ場合ニ在リテハ

(イ) 結婚費ニ付テハ米穀通帳（米穀通帳ナキトキハ米

穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳）並ニ結婚ヲ為ス

ベキ旨ノ当事者双方及媒酌人等成年ノ証人二人以上

ノ署名シタル書類

(ロ) 葬祭費ニ付テハ米穀通帳（米穀通帳ナキトキハ米

穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳）及死亡診断書又

ハ之ニ準ズベキ死亡証スルニ足ル公ノ書類

七 規則第五条第一項第八号ノ場合ニ在リテハ学生又ハ

生徒ノ在学証明書並ニ米穀通帳其ノ他世帯ヲ異ニスル

コトヲ知ルニ足ル公ノ書類類

八 規則第五条第一項第九号ノ場合ニ在リテハ経費ノ使

途別明細書ニ其ノ記載事項ニ相違無キ旨ヲ記載シ町内

会長又ハ部落会長ノ記名捺印シタルモノ

九 規則第五条第一項第一号ノ場合ニ在リテハ衆議院議

員候補者タルコトヲ証スル公ノ証明書

十 規則第五条第一項第十一号ノ場合ニ在リテハ定期乘

車券購入証明書其ノ他其ノ使途及其ノ必要ナルコトヲ

知ルニ足ル証明書類及米穀通帳（米穀通帳ナキトキハ

米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳）（昭二一蔵告一

一〇号改正）

十一 規則第六條及第七條ノ二第一項第二号ノ場合ニ

在リテハ資金ノ使途及其ノ支払ノ要アルコトヲ知ルニ

足ル書類及事業金融通帳又ハ個人金融通帳若ハ之ニ代

ルベキ書類（昭二一蔵告六四〇号追加）

十二 規則第七條及七條ノ二第一項第一号、第三号乃至

第五号ノ場合ニ在リテハ（昭二一蔵告六四〇号改正）

(イ) 公租公課ニ付テハ納稅告知書又ハ之ニ準ズル書類

(ロ) 公租公課以外ノ債務ニ付テハ該債務ノ支払ノ要

アルコトヲ知ルニ足ル書類

(六) 金融緊急措置令施行規則第十五条ノ規  
定ニ依リビルブローカー指定

◎大蔵省告示第二十九号

金融緊急措置令施行規則第十五条ノ規定ニ依リビルブ  
ローカー左ノ通指定ス

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

ビルブローカー指定ノ件

大阪市東区高麗橋二丁目二十七番地

上田短資株式会社

大阪市東区北浜五丁目十二番地

植松短資店

大阪市東区伏見町三丁目九番地

奥山短資株式会社

大阪市東区淡路町三丁目二十番地

本荘短資商店

大阪市東区北浜二丁目五十三番地

八木短資商店

東京都麹町区丸ノ内一丁目二番地

柳田短資株式会社

東京都日本橋区通一丁目五番地

早川短資株式会社

東京都日本橋区通二丁目五番地

山根短資株式会社

東京都日本橋区通二丁目一番地 第一短資株式会社  
東京都日本橋区江戸橋一丁目十五番地 保益短資株式会社

東京都小石川区金富町四十番地 松本短資合資会社

東京都日本橋区通一丁目五番地 三富短資株式会社

(七) 金融緊急措置令施行規則第十四条第一

項但書ノ規定ニ依リ第一封鎖預金等及利  
息指定

◎大蔵省告示第三十四号

金融緊急措置令施行規則第十四条第一項但書ノ規定ニ依  
リ第一封鎖預金等及利息左ノ通指定ス(昭二二蔵告六五  
七号改正)

昭和二十一年二月二十三日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

改正 昭二一・八・二三蔵告第六五七号

一 支払期限ヲ経過セル郵便積立貯金及支払ノ確定セル  
郵便年金ニ在リテハ郵便普通貯金ノ利息

二 給付ノ確定セル定期積金給付金、無尺給付金及支払ノ確定セル郵便年金以外ノ年金ニ在リテハ日歩五厘ノ割合ニ依ル利息

三 別段預金其ノ他之ニ準ズルモノニシテ利息ノ定メナキモノニ在リテハ日歩五厘ノ割合ニ依ル利息

四 契約期限ノ經過シタル金銭信託ニ付テハ受益者配当ノ割合ノ計算ニ関シテハ信託契約ノ期限ノ延長アリタルモノト看做シ当該契約ノ定ムル受益者配当ノ割合ニ依ル利息(昭二一蔵告六五七号追加)

(ハ) 外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ本邦ヘノ引揚者又ハ本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヘノ引揚者ニ対スル金融緊急措置令又ハ日本銀行券預入令關係規則ニ依ル封鎖預金等ノ支払又ハ日本銀行券ノ引換手續

◎大蔵省告示第三十八号

外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ本邦ヘノ引揚者

又ハ本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヘノ引揚者ニ対スル金融緊急措置令又ハ日本銀行券預入令關係規則ニ依ル封鎖預金等ノ支払又ハ日本銀行券ノ引換手續左ノ通定ム

昭和二十一年二月二十六日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

一、外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ本邦ヘノ引揚者ノ場合

(1) 昭和二十一年二月二十五日以後ノ引揚者ノ持帰通貨又ハ現金預リ証等ニ付テハ上陸地最寄ノ日本銀行ノ本店又ハ支店ニ於テ新券(日本銀行券預入令第二条ノ新券ヲ謂フ以下同ジ)ヲ以テ持帰金限度内ノ引換又ハ支払ヲ為シ引揚者タルコトヲ証明スル書類(以下引揚証明書ト称ス以下同ジ)ニ新券ニ依ル引換又ハ支払ノ表示並ニ証印ヲ為ストモトス但シ上陸地ニ於テ引換又ハ支払ヲ受ケズ帰郷スル者ニ対シテハ上陸地海運局ニ於テ交換証明書ヲ発給スルコトトシ本人ガ帰郷先最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代

理店ニ引換又ハ支払ノ請求ヲ為ストキ当該日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ハ交換証明書ヲ確認ノ上新券ニ於テ持帰金限度内ノ引換又ハ支払ヲ為シ引揚書ニ新券ニ依ル引換又ハ支払ノ表示並ニ証印ヲ為スモノトス

- (2) 昭和二十一年二月一日以後同月二十四日迄ノ引揚者ニシテ同月二十五日以後其ノ持帰通貨又ハ現金預リ証等ノ引換又ハ支払ヲ帰郷先最寄ノ日本銀行ノ本店又ハ支店ニ請求スルモノニ付テハ当該日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ハ引揚証明書（引揚者ガ既ニ内地ニ転入済ニシテ引揚証明書ヲ所持セザル場合ハ転入先市区町村長ノ証明書並ニ米穀通帳）ノ呈示ヲ求メ新券ヲ以テ之ガ引換又ハ支払ヲ為シ呈示書類ニ新券ニ依ル引換又ハ支払ノ表示並ニ証印ヲ為スモノトス

- (3) 昭和二十一年二月一日以後ノ引揚者ニシテ其ノ持帰通貨又ハ現金預リ証等ヲ旧券（日本銀行券預入令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ引換又ハ支払

ヲ受ケタルモノニ付テハ引揚証明書（既ニ内地ニ転入済ニシテ引揚証明書ヲ所持セザル場合ハ市区町村長ノ証明書並ニ米穀通帳）ヲ金融機関ニ呈示ノ持帰金限度内ニ於テ同年二月二十五日以後同年三月七日迄ニ限り新券トノ引換ヲ受得ルモノトス此ノ場合金融機関ハ呈示セラレタル書類ニ新券ニ依ル引換ノ表示並ニ証印ヲ為スモノトス

- (4) 前二号ノ場合引揚者ガ既ニ封鎖預金等ヨリ持帰金限度内ニ於テ新券ニ依ル支払ヲ受ケ居レルトキハ当該支払受領額ヲ控除シタル残額ニ付テノ新券ニ依ル引換又ハ支払ヲ為スモノトス

- (5) 昭和二十一年二月一日以後ノ引揚者ニシテ持帰通貨又ハ現金預リ証等ノ新券ニ依ル引換又ハ支払受領額ガ持帰金限度ニ満タザルモノニ付テハ同月二十五日以後ニ於テ其ノ差額ニ付封鎖預金等ノ新券ニ依ル支払ヲ受クルコトヲ得ルモノトス此ノ場合引揚者ハ持帰金ノ引換又ハ支払ノ表示並ニ証印アル書類ノ呈示ヲ要スルモノトシ又金融機関ハ其ノ呈示書類ニ新

券ニ依ル支払ノ表示並ニ証印ヲ為スモノトス

二、本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヘノ引揚者ノ場合

(1) 引揚者ヨリ持帰金限度内ニ於テ封鎖預金等ノ支払請求アリタルトキハ金融機関ハ引揚者ノ身分ヲ確認ノ上新券ニ依リ其ノ支払ヲ為シ引揚証明書ニ新券ニ依ル支払ノ表示並ニ証印ヲ為スモノトス

(2) 引揚者ヨリ持帰金限度内ニ於テ旧券ヲ新券ト引換方請求アリタルトキハ金融機関ハ昭和二十一年三月七日迄ニ限り引揚者ノ身分ヲ確認ノ上其ノ引換ヲ為シ引揚証明書ニ新券ニ依ル引換ノ表示並ニ証印ヲ為スモノトス但シ引揚者ガ既ニ持帰金限度内ニ於テ封鎖預金等ヨリ新券ニ依ル支払ヲ受タル金額アルトキハ当該支払受領額ヲ控除シタル残額ニ付テノミ引換ヲ為スモノトス

(九) 金融緊急措置令施行規則第十三条ノ二

第一項第六号ノ規定ニ依リ指定

◎大蔵省告示第五十二号

金融緊急措置令施行規則第十三条ノ二第一項第六号ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和二十一年三月二日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

金融緊急措置令施行規則第十三条ノ二第一項第六号ノ規定ニ依ル指定ノ件

改正 昭二一・三・一五蔵告一二〇号、

三・二八蔵告一二八号

左ノ各号ニ掲グル支払ヲ為ス場合ニ於テハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ

一 昭和二十一年二月分以前ノ給与ヲ同年三月三日以後ニ於テ支払フトキ

二 日本銀行券預入令施行規則第一条ニ規定スル五円券ヲ以テ昭和二十一年二月十七日以後同月二十二日迄ニ

金融機関ニ対シ為シタル預金、貯金又ハ金銭信託ノ支  
払ヲ為ストキ

金融緊急措置令施行規則第十三条ノ二第一項第四  
号ノ規定ニ依ル蒐買機関指定ノ件

三 昭和二十一年三月二日以前ニ於テ発行セラレタル貯

改正 昭二一・三・二八蔵告一五七号、

蓄券ヲ以テ金融緊急措置令施行後金融機関ニ対シ為シ

七・六蔵告五四八

タル預金、貯金、定期積金又ハ金銭信託ノ支払ヲ為ス

市町村農業会、漁業会、森林組合（昭二一蔵告一五七、

トキ（昭二一蔵告一二〇号追加）

五四八号改正）

四 食糧証券ノ償還金及割引券（昭二一蔵告第一五八号

（一）金融緊急措置令施行規則第七条但書ノ

追加、七・六蔵告五四七改正）

規定ニ依リ指定

(二) 金融緊急措置令施行規則第十三条第一

項第四号ノ規定ニ依リ蒐買機関ノ指定

◎大蔵省告示第四百四号

◎大蔵省告示第九十八号

金融緊急措置令施行規則第七条但書ノ規定ニ依リ左ノ通  
指定ス

金融緊急措置令施行規則第十三条ノ二第一項第四号ノ規

昭和二十一年三月八日

定ニ依リ蒐買機関左ノ通指定シ昭和二十一年三月三日ヨ

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

リ之ヲ適用ス

金融緊急措置令施行規則第七条但書ノ規定ニ依ル  
指定ノ件

昭和二十一年三月五日

改正 昭二一・三・一四蔵告一一九号

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

左ニ掲グル国税ニ付稅務署長ノ発行スル証明書ノ呈示ア

リタル場合ニ於テ当該国税ノ支払ノ為必要アルトキ

兼營スル店ヲ除ク

一 酒税、清涼飲料税

(イ) 鋳業

二 砂糖消費税、砂糖特別消費税

(ロ) 工業

三 織物消費税

(ハ) 土木建築請負業

四 物品税

(ニ) 土地建物賃貸業

五 特別行為税（特別行為税法第一条第六号ニ掲グルモノニ対シ賦課スルモノニ限ル）（昭二一蔵告一一九号

二 左ニ掲グル者ニシテ他ニ職業ヲ有セザルモノ

追加）

(イ) 医師、齒科医師、獸医師及助産婦

（三）

(ロ) 弁護士、計理士、稅務代理士、弁理士及設計士

金融緊急措置令施行規則第五條第一項

（昭二一蔵告三一五号改正）

第六号ノ規定ニ依リ指定

(ハ) 著述ヲ業トスル者

◎大蔵省令第百七号

(ニ) 業トシテ書画、彫刻等ノ美術製作ニ従事スル者

金融緊急措置令施行規則第五條第一項第六号ノ規定ニ依

(ホ) 市町村長、町内会長及部落会長

リ左ノ通指定ス

(三) 金融緊急措置令施行規則第十三條第二

昭和二十一年三月九日

項ノ規定ニ依ル命令及ビ同上廢止告示

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

改正 昭和二一・四・三〇蔵告三一五号

◎大蔵省告示第百二十九号

一 左ノ事業ヲ営ム個人事業主但シ製品等ノ小売販売ヲ

金融緊急措置令施行規則第十三條第二項ノ規定ニ依リ左



ノ通命令ス

昭和二十一年三月二十二日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

金融機関（日本銀行ヲ除ク）ハ昭和二十一年三月二十日現在ニ於ケル資金融通ノ総額（大蔵大臣ノ指定シタルトキハ其ノ金額）ヲ超ニ資金ノ融通ヲ為スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

◎大蔵省告示第六百四十二号

………昭和二十一年三月大蔵省告示第二百二十九号はこれを廃止する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

(四) 金融緊急措置令施行規則第六條ノ二ノ

規定ニ依リ定ム及ビ同上廢止告示

◎大蔵省告示第七十五号

金融緊急措置令施行規則第六條ノ二ノ規定ニ依リ左ノ通

定メ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月三十一日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

改正 昭和二一・六・二一蔵告四八五号

一 金融緊急措置令施行規則（以下単ニ則ト称ス）第六條ノ二第一項ノ指定事業者ハ左ノ各号ニ掲グル事業ヲ営ム者トス

(一) 物品小売業

(二) 物品質貸業

(三) 衣服、帽子、履物、装身具其ノ他ノ身廻品、家庭

用日用品及農機具ノ修繕業又ハ洗濯業

(四) 上水道業（昭二一蔵告四八五号改正）

(五) 鉄道、軌道及旅客自動車運輸業

(六) 左ニ掲グル娛樂興行

(イ) 温泉地及遊園地経営

(ロ) 劇場及演芸場経営

(ハ) 競技場及運動場経営

(ニ) 遊戯場

(ホ) 演芸、競技、映画、音楽ニ関スル興行

(ヘ) キャバレー及ダンスホール

(ト) 貸船

(七) 湯屋業

(ハ) 理容業

(九) 写真撮影業

(ニ) 席貸業

(ロ) 旅館業（下宿業ヲ含ム）及料理業

(三) 置屋業

(四) 周旋業

(五) 主要食糧蔬菜又ハ果樹ノ栽培ヲ目的トスル農業

(六) 薪炭製造業

(ク) 漁業

二 則第六条ノ二第一項ニ指定スル日ハ昭和二十一年四月一日トス

三 個人ノ指定事業者ハ左ニ依リ証明ヲ受クベシ

(一) 証明ノ申請ハ昭和二十一年四月十日迄ニ之ヲ為ス

コト

(二) 証明ノ申請ハ町内会長又ハ部落会長ニ対シテ之ヲ

為スコト

(三) 証明ノ申請ヲ為サントスルトキハ個人金融通帳

（個人金融通帳ナキトキハ米穀通帳又ハ之ニ代ルベ

キ書類以下同ジ）ヲ呈示シ之ニ四ノ表示ヲ受クルコ

ト

四 指定事業者ヨリ証明ノ申請アリタルトキハ町内会

長又ハ部落会長ハ個人金融通帳ノ表面余白ニ「指定

事業者」ト朱書シ記名捺印スルコト

四 第六条ノ二第三項ニ規定スル個人ノ指定事業者ハ一

ノ四、六及九ノ(ホ)ニ掲グル事業ヲ営ム個人ノ指定事業

者ニシテ一定ノ場屋ヲ有セザルモノ其ノ他之ニ準ズル

者（露天商人、行商人、小屋掛興行者等）トス此ノ場

合ニ於テハ町内会長又ハ部落会長ハ前号ニ依リ証明ヲ

為シタルトキハ左ニ依リ証明書ヲ交付スルモノトス

(1) 証明書ノ形式ハ適宜トスルコト

(2) 証明書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

(イ) 事業者ノ住所氏名

(ロ) 事業ノ場所

(ハ) 事業ノ種類

(ニ) 証明年月日

◎大蔵省告示第六百四十二号

昭和二十一年二月大蔵省告示第七十五号………はこれを廃止する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

(四) 金融緊急措置令施行規則第一条ノ三第

一項但書の規定によつて指定

◎大蔵省告示第六百三十二号(官報号外)

金融緊急措置令施行規則第一条ノ三第一項但書の規定によつて、次のように指定する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

金融緊急措置令施行規則第一条ノ三第一項但書の

規定による指定の件

改正 昭二一・八・二三蔵告六五八号

金融緊急措置令施行規則第一条ノ三第一項但書に規定する鎖封預金等の種類は、特殊預金及び特殊金銭信託の外は、左のものとす。

一 軍徴備船舶の損害補償金又は船舶及び積荷の損害保

険の保険金に基き生じた日本興業銀行の別段預金(昭

二一蔵告六五八号改正)

二 南洋群島戦争保険臨時措置令による戦争保険金に基

き生じた銀行定期預金

三 船舶又は積荷の戦争損害保険の保険金に基き生じた

東海銀行の貯期預金(昭二一蔵告六五八号追加)

四 漁船保険法による戦争保険金に基き生じた農林中央

金庫の別段預金(昭二一蔵告六五八号追加)

五 外国通貨表示の鎖鎖預金等(昭二一蔵告六五八号追

加)

(六) 金融緊急措置令施行規則第一条ノ六第  
四項の規定によつて定むる件

◎大蔵省告示第六百三十三号(官報号外)

金融緊急措置令施行規則第一条ノ六第四項の規定によつて、次のやうに定める。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

改正 昭和二一・八・三〇蔵告六七〇号

一 封鎖預金等の債権者が、外国又は昭和二十一年<sup>二月</sup>大蔵省告示第二十四号により指定する地域に居住するた  
めに世帯に属しない場合には

(一) 封鎖預金等の管理者が、その者の家庭又はこれに  
準ずる者であることを、戸籍謄本又は市区町村長の  
証明書によつて証明したときは、その世帯の世帯員  
と看做して取扱ふ。

(二) 封鎖預金等の管理者が、(一)に該当せず且つその封  
鎖預金等の管理者であることを市区町村長の証明書

によつて証明したときは、独立の世帯と看做して取  
扱ふ。

二 封鎖預金等の債権者が、本邦内に居住するけれど  
も、特別の事由に因り世帯に属しない場合には、一に  
準じて取扱ふ。但し世帯に属しない特別の事由につい  
て、市区町村長の証明書その他公の証明書によつて証  
明することが必要である。

三 同一戸籍内に属する者が、本来同一世帯に属すべき  
であるにも拘らず、疎開、遊学その他已むを得ない事  
由によつて、世帯を異にする場合においては、戸籍謄  
本及び市区町村長の証明書によつて、その旨を証明し  
たときは、同一世帯の世帯員として取扱ふ。(昭二一  
蔵告六七〇号追加)

(四) 金融緊急措置令施行規則第一条ノ九の  
規定によつて、公益団体第一封鎖預金等  
指定申請手続

◎大蔵省告示第六百三十四号

金融緊急措置令施行規則第一条ノ九の規定によつて、公益団体第一封鎖預金等指定申請手続を、次のやうに定める。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

改正 昭和二一・八・二三蔵告六五九号

一 慈善団体、教育団体、医療団体その他専ら公益を目的とする団体は、金融緊急措置令施行規則第一条ノ四第一項第四号の規定によつて、第一封鎖預金等の指定を申請しようとするときは、公益団体第一封鎖預金等指定申請書を、大蔵省銀行局又は最寄りの財務局を経由して、封鎖預金等審査委員会会長に提出しなければならない。

二 公益団体第一封鎖預金等指定申請書は別表様式によつて正副二通作成し、昭和二十一年九月十日迄に提出しなければならない。(昭二一蔵告六五九号改正)

三 公益団体第一封鎖預金等指定申請書には、左の書類を添附しなければならない。

(一) 定款、規約その他これに準ずる書類

(二) 団体の事業の概要を記載した書類

(三) 最近の貸借対照表及び収支計算書又はこれに準ずる経理に関する書類

(四) 本年度の事業計画並びに収支予算及び既経過分の実績を記載した書類

(五) 所管官庁の証明書等参考となる書類

(別表)

公益団体第一封鎖預金等指定申請書

封鎖預金等審査委員会

会長 殿

年 月 日

申請者の住所

名称及び代表者氏名

標題の件に関して左記の通り申請致します

記

- 一、封鎖預金等の預入金融機関店舗名、種類及び金額
- 二、第一封鎖預金等の指定を受けようとする金額
- 三、第一封鎖預金等の指定を必要とする事由
- 四、その他参考となる事項

(㉞) 金融緊急措置令施行規則第一条ノ十の

規定による指定

◎大蔵省告示第六百三十五号

金融緊急措置令施行規則第一条ノ十の規定によつて、次のやうに指定する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

- 一 已むことを得ない事由ある場合とは、左の場合とする。

(一) 災害その他の事由によつて、封鎖預金等を証する

書面が滅失したとき

(二) 押収、領置、差押その他の事由によつて、封鎖預

金等を証する書面を呈示することの困難な事情があるとき

(三) その他大蔵大臣又は財務局長において、特別の事情があると認めるとき

二 第一封鎖預金等設定申請をなすことができる期限は、昭和二十一年十二月三十一日までとする。

(㉟) 金融緊急措置令施行規則第七条ノ二第

一項第一号の規定による国税及び地方税

の指定

◎大蔵省告示第六百三十六号

金融緊急措置令施行規則第七条ノ二第一項第一号の規定によつて、次の国税及び地方税を指定する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

金額

一 昭和二十一年分以前の賦課課税による分類所得税、  
 総合所得税、個人の營業税及び同附加税並びに個人の  
 臨時利得税

二 昭和二十一年分以前の地租、家屋税、鉦区税及びこ  
 れらの同附加税

三 法人税、特別法人税、法人の營業税及び同附加税並  
 びに法人の臨時利得税で昭和二十一年八月十一日前の  
 期間に対応するもの

四 昭和二十一年八月十一日前の解散又は合併に因る法  
 人税及び特別法人税で税務署長の指定した金額

五 昭和二十一年八月十一日前に源泉で徴収した分類所  
 得税及び総合所得税で税務署長の指定した金額

六 昭和二十一年八月十一日前に開始した相続について  
 の相続税で税務署長の指定した金額

七 昭和二十一年八月十一日前に課税原因の発生した酒  
 税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物  
 消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税、  
 特別行為税及び関税で税務署長又は税関長の指定した

(三) 金融緊急措置令施行規則第七条ノ二第  
 一項第五号の規定による指定

◎大蔵省告示第六百三十七号

金融緊急措置令施行規則第七条ノ二第一項第五号の規定  
 によつて、次のやうに指定する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

一 連合国軍隊の駐屯に伴ふ経費の支払に充てるため  
 に、政府の指示に基いて日本銀行その他政府の指定す  
 る銀行に特別の口座を設けて日本銀行仮勘定より資金  
 の交付を受けた者が、昭和二十一年八月十一日に現に  
 その口座に預け入れてある預金の金額

二 連合国最高司令部の指示に基く賠償引当工場その他  
 の施設の管理費の支払に充てるために、国庫金支出責  
 任者より資金の交付を受けた者が、その資金を以て預  
 け入れた預金の中で昭和二十一年八月十一日に現に残

つてゐる未使用金額であることについて国庫金支出責任者の証明した金額

三 特定の使途に充てるために、銀行に特別の口座を設けて国庫金支出責任者より資金の交付を受けた官吏が、昭和二十一年八月十一日に現にその口座に預け入れてある預金の全額

四 昭和二十一年六月二十二日以後金融機関よりの資金融通に基いて生じた封鎖預金等の中で同年八月十一日使用未済額として現に残存する第二封鎖預金等によつて、金融機関に対するその債務の元本及び利息の支払をなす場合にその支払のため、これに要する金額、但し第二封鎖預金等とその債務とが、同一金融機関の異なる店舗又は異なる金融機関にあるときは、同一金融機関の双方の店舗又は双方の金融機関において、その事実を確認したものに限る。

五 四に掲ぐる場合の外、昭和二十一年八月十一日に現に存する金融機関に対する債務の元本及び利息の支払のため、これに要する金額但し支払をしようとする第

二封鎖預金等がその債務の見返りとなつてゐる場合又は第二封鎖預金等とその債務とが同一金融機関の同一店舗にあり且両者の間に密接な牽連関係のある場合であつて、大蔵大臣又は財務局長の承認を受けたものに限る。

(三) 金融緊急措置令施行規則第十二条第二号の規定による指定

◎大蔵省告示第六百三十八号

金融緊急措置令施行規則第十二条第二号の規定によつて、次のやうに指定する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

一 已むを得ない事由がある場合に、大蔵大臣の許可を受けた使途に充てるために必要な金額とする。

二 一の許可を申請しやうとする者は、左の様式の許可申請書二通を大蔵大臣に提出しなければならない。

第一封鎖預金等議  
担保提供許可申請書



大蔵大臣 殿

年 月 日

申請者の住所

職 業

氏名又は名称

(代表者氏名)

標記の件に関して左記の通申請致します

記

一 預入先金融機関の店舗名

二 第一封鎖預金等の種類及金額

三 相手方の住所、職業、氏名又は名称

四 譲渡又は担保提供を必要とする事由

五 その他参考となる事項

(三) 金融緊急措置令施行規則第一項第三号

の規定による指定

◎大蔵省告示第六百三十九号

金融緊急措置令施行規則第十三条第一項第三号の規定に

よつて、次のやうに指定する。

昭和二十一年八月十一日

大蔵大臣 石橋 湛山

一 已むを得ない事由がある場合に、大蔵大臣の許可を受けた使途に充てるため、これに要する金額とする

二 一の許可を申請しやうとするときは、左の様式の許

可申請書二通を大蔵大臣に提出しなければならない

資金融通許可申請書

大蔵大臣 殿

年 月 日

申請者の住所

職 業

氏名又は名称

(代表者氏名)

標題の件に関して左記の通り申請致します

記

一 資金融通を受ける金融機関の店舗名

印

- 二 融通金の金額及支払方法
- 三 資金融通の条件
- 四 融通金の弁済資源
- 五 資金融通を必要とする事由
- 六 その他参考となる事項

# 第三章 日本銀行預入令

## 關係法令

### 一 日本銀行券預入令

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ日本銀行券預入令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

#### 御名 御璽

昭和二十一年二月十七日

内閣總理大臣兼	男爵	幣原	喜重郎
第一復員大臣			
第二復員大臣			
内務大臣		三土	忠造
司法大臣		岩田	宙造
外務大臣		吉田	茂

五五四

国務大臣	松本	丞治
厚生大臣	芦田	均
大藏大臣	子爵	渋沢敬三
商工大臣	小笠原	三九郎
国務大臣	小林	一三
文部大臣	安倍	能成
農林大臣	副島	千八
運輸大臣	村上	義一

◎勅令第八十四号(官報号外)

#### 日本銀行券預入令

第一条 命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券(以下旧券ト称ス)ハ命令ヲ以テ定ムル日限強制通用ノ効力ヲ失フモノトス但シ旧券ハ第二条ノ規定ニ依リ金融機關ニ對スル預金、貯金又ハ金錢信託ト為ス場合ニ付テハ仍強制通用ノ効力ヲ有スルモノト看做ス

#### 〔施規〕一

第二条 旧券ヲ所持スル者ハ命令ヲ以テ定ムル日迄ニ當該旧券ヲ以テ金融機關ニ對スル預金、貯金又ハ金錢信

託ト為スベシ

②命令ヲ以テ定ムル期間内ニ日本銀行ニ対シ旧券ヲ以テ預金ヲ為ス者ハ預入ト同時ニ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ限り命令ヲ以テ定ムル日本銀行券(以下新券ト称ス)

ニ依リ当該預金ノ支払ヲ為スベキコトヲ請求スルコトヲ得

③前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テハ日本銀行ハ直ニ新券ニ依ル支払ヲ為スベシ

〔施規〕二・三・四・五・六・七・八

〔告示〕昭二一蔵告三八号

第三条 郵便官署、日本銀行以外ノ銀行、市町村農業会及市街地信用組合ハ日本銀行ニ代リ前条第二項ニ規定スル旧券ニ依ル預金ノ受入及当該預金ノ新券ニ依ル支払ニ関スル事務ヲ取扱フベシ

④前項ノ事務ノ取扱ニ関シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム

〔告示〕昭二一蔵告三三号

第四条 手形、小切手又ハ郵便為替証書ニシテ第四項ニ

規定スル表示ナキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル支払指図(以下封鎖支払指図ト称ス)ニ付テハ金融機関ハ第一条ニ規定スル日以前ニ於テハ新券ニ依リ其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ

②第一条ニ規定スル日ノ翌日ニ於テ現ニ存スル命令ヲ以テ定ムル封鎖支払指図ハ遅滞ナク之ヲ金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スベシ

③金融緊急措置令ノ適用ニ付テハ金融機関ニ対シ旧券又ハ命令ヲ以テ定ムル封鎖支払指図ヲ以テ為シタル預金其ノ他金融業務上ノ債権ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ金融緊急措置令ニ規定スル封鎖預金等ト看做ス但シ第二条第二項ノ規定ニ依リ新券ニ依リ支払ヲ為サル預金ハ此ノ限ニ在ラズ

④金融機関ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ振出シ又ハ発行スル手形、小切手及郵便為替証書ニハ旧券ノ受入ニ依リ振出シ又ハ発行スルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ定ムル表示ヲ為スベシ

⑤前項ノ場合ヲ除クノ外金融機関ハ手形、小切手又ハ郵

便為替證書ニ同項ノ命令ヲ以テ定ムル表示ヲ為スコトヲ得ズ

〔施規〕 一一、一二、一三、一四

第五條 日本銀行ハ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル旧券ノ發行高ヲ其ノ翌日ニ於ケル日本銀行券發行高ヨリ除去スベシ

②日本銀行ハ特別ノ勘定ヲ設ケ前項ノ規定ニ依リ除去シタル發行高ニ相当スル金額ヲ区分整理スベシ

③前項ノ金額ニ相当スル日本銀行ノ財産ノ処分ニ関シテハ大蔵大臣之ヲ定ム

〔施規〕 一六

第六條 本令ニ於テ金融機關トハ郵便官署、銀行、信託會社、無尽會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、地方農業會、漁業會及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ヲ謂フ

第七條 第二條第一項及第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第一條ニ規定スル日ノ經過後ニ於テハ旧券ハ之ヲ授受スルコトヲ得ズ

第八條 第二條第二項ニ規定スル金額ヲ超ユル新券ニ依ル支払又ハ同項ニ規定スル期間經過後ノ請求ニ對スル新券ニ依ル支払アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ三年以下ノ懲役又ハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

②第四條第一項、第四項又ハ第五項ノ違反行為アリタル場合亦同ジ

③前條ノ規定ニ違反シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第九條 第二條第二項ニ規定スル金額ヲ超エテ新券ニ依ル支払アリタル場合ニ於テハ當該支払ニ依リ交付ヲ受ケタル新券ノ中同項ニ規定スル金額ヲ超ユルモノハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徵ス同項ニ規定スル期間經過後ノ請求ニ對シ新券ニ依ル支払アリタル場合ニ於テ當該支払ニ依リ交付ヲ受ケタル新券ニ付亦同ジ

第十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第八條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦同條ノ罰金刑ヲ科

ス

附 則 (昭二一勅令第八四号)

本令ハ公布ノ日 (昭二一・二・一七) ヨリ之ヲ施行ス

二 日本銀行券預入令ノ特例ノ件

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ日本銀行券預入令ノ特例ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十一年二月十九日

内閣総理大臣兼  
第一復員大臣 男爵 幣 原 喜重郎  
第二復員大臣 三 上 忠 造  
内務大臣 岩 田 宙 造  
司法大臣 吉 田 茂  
外務大臣 吉 田 茂

国務大臣	松本 丞治
厚生大臣	芦田 均
大藏大臣	子爵 渋沢 敬三
商工大臣	小笠原 三九郎
国務大臣	小林 一三
文部大臣	安倍 能成
農林大臣	副島 千八
運輸大臣	村上 義一

◎勅令第九十号 (官報二月二十日)

日本銀行券預入令ノ特例

- 第一条 日本銀行券預入令ニ規定スル旧券ニシテ日本銀行ニ於テ一定ノ証紙ヲ貼附シタルモノハ大藏大臣ノ定ムル日迄ハ之ヲ同令ニ規定スル新券ト看做ス
- ②前項ノ証紙ハ日本銀行之ヲ発行シ其ノ種類及様式ハ大藏大臣之ヲ定ム
- ③大藏大臣前項ノ種類及様式ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

〔告示〕昭二一蔵告三〇号

第二条 行使ノ目的ヲ以テ前条ニ規定スル証紙ヲ偽造又

ハ変造シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

②行使ノ目的ヲ以テ偽造又ハ変造ノ証紙ヲ人ニ交付シ、

輸入シ又ハ移入シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

③行使ノ目的ヲ以テ偽造又ハ変造ノ証紙ヲ取得シタル者

ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

④前三項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附則(昭二一勅令第九〇号)

本令ハ公布ノ日(昭二一・二・二〇)ヨリ之ヲ施行ス

三 日本銀行券預入令施行規則

一、昭和二十一年八月三十一日現在時規則

◎大蔵省令第十三号

日本銀行券預入令ニ基キ日本銀行券預入令施行規則左ノ

通定ム

昭和二十一年二月十七日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

日本銀行券預入令施行規則

改正 昭二一・二・二蔵令一六号、三・

三蔵令二四号、三・六蔵令二九号

第一条 日本銀行券預入令(以下令ト称ス)第一条ニ規

定スル日本銀行券ノ種類ハ本令施行ノ際ニ通用スル五

円券、拾円券、弍拾円券、百円券、弍百円券及千円券

トス(昭二一蔵令一六号改正)

第二条 令第一条ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月二日

トス

第三条 令第二条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三

月七日トス但シ己ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ

ハ大蔵大臣ハ別段ノ定ヲ為スコトヲ得(昭二一蔵令第

二九号改正)

②大蔵大臣前項但書ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ為シタルト

キハ之ヲ公示ス

〔告示〕昭二一蔵告九九号

第四条 令第二条第二項ニ規定スル日本銀行券ハ昭和二十

一年二月大蔵省告示第二十三号ヲ以テ公示セラレタ

ル拾円券及百円券トス

第五条 令第二条第二項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月七日迄トス

第六条 金融機関(令ニ規定スル金融機関ヲ謂フ以下同

ジ)ハ前条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年三月九日迄令

第二条第二項ニ規定スル新券(令第二条第二項ノ新券

ヲ謂フ以下同ジ)ニ依ル支払(以下単ニ新券ニ依ル支

払ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得但シ第三条第一項但書

ノ規定ニ依リ大蔵大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ其ノ

日ノ翌日ヨリ二日以内ハ同項本文ニ規定スル日ノ翌日

以後受入レタル旧券(令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同

ジ)ニ付新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

②外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ引揚ゲ昭和二十

十一年二月九日以後本邦ニ到着シタル者ハ前条ノ規定

ニ拘ラズ到着ノ日ヨリ一月内ハ新券ニ依ル支払ヲ請求

スルコトヲ得

③己ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ指定

スル日迄新券ニ依ル支払ノ請求スルコトヲ得

④大蔵大臣前二項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

〔告示〕昭二一蔵告一〇〇号

第七条 令第二条第二項ニ規定スル金額ハ左ニ掲グル金

額トス

一 金融緊急措置令施行規則第八条ノ世帯主及世帯員

ニ在リテハ各一人ニ付百円(昭二一蔵令二四号・一

号線上)

二 金融機関ニ在リテハ令第一号ニ規定ス日ノ翌日以

後金融業務上必要トスル金額(昭二一蔵令二四号・

一号線上)

第八条 左ニ掲グル者ハ前条ニ規定スル金額ノ外地ノ法

令ノ規定ニ依リ通貨ノ携帯輸入又ハ携帯輸出ニ付大蔵

大臣ノ認ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ新券ニ依ル支

払ヲ請求スルコトヲ得但シ金融緊急措置令施行規則第

五条第一項第二号ノ規定ニ依リ預金等ノ支払ヲ受ケタ

ルトキハ本文ニ規定スル大蔵大臣ノ認ムル金額ヨリ當

該支払金額ヲ控除シタル残額ヲ限度トス

一 昭和二十一年二月一日以後第六条第二項ノ地域ヨ



リ引揚ゲタル者

二 第六条第二項ノ地域ヘ引揚グル者

条九条 己ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣

ノ指定スル者ハ第七条ニ規定スル金額ノ外大蔵大臣ノ指定スル金額ヲ限り新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

②大蔵大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

〔告示〕昭二一蔵告四〇号

第十条 新券ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ其ノ支払

ヲ受ケベキ金融機関ノ店舗ニ対シ米穀通帳其ノ他大蔵大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シ之ニ支払アリタルコトヲ証スル表示ヲ受クベシ

〔告示〕昭二一蔵告四一號、蔵告一〇三號により廃

止

第十一条 令第四条第一項ニ規定スル支払指図ハ旧券ヲ

以テ為シタル電信送金為替、当座振込其ノ他之ニ準ズル支払指図トス

②前項ノ封鎖支払指図ヲ為ス者ハ支払ヲ為スベキ金融機

関ニ対シ当該封鎖支払指図ガ旧券ヲ以テ為サレタル旨ヲ通知スベシ

③令第四条第二項及第三項ニ規定スル封鎖支払指図ハ国若ハ都道府県其ノ他地方公共団体又ハ金融機関ヲ債務者トスル封鎖支払指図トス(昭二一蔵令第二四号改正)

第十二条 令第四条第三項ニ規定スル金融業務上ノ債權

ハ左ニ掲グル債權トス

- 一 預金(利息ヲ含ム)
- 二 貯金(利息ヲ含ム)
- 三 定期積金給付金
- 四 金銭信託(受益者配当ヲ含ム)
- 五 恩給金庫ニ対スル寄託金(利息ヲ含ム)
- 六 無尽給付金
- 七 年金

七 年金

②前項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債權ニ

ハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム

第十三条 令第四条第四項ニ規定期間ハ昭和二十一年二

月二十五日ヨリ同年三月三日迄トス

附 則 (昭二二藏令第二九号)

第十四条 令第四条第四項ニ規定スル表示ハ手形、小切

本令ハ公布ノ日 (昭二一・三・六) ヨリ之ヲ施行ス

手又ハ郵便為替証書ノ表面余白ニ「封鎖不要」ト記載

シ金融機関ノ代表者又ハ代理人記名捺印スルコトニ依

二、日本銀行券預入令施行規則の改正の経過

リ之ヲ為スベシ

(一) 公布時全文

第十五条 金融機関ニ於ケル現金ニ依ル支払ハ券面金額

拾円以上ノ日本銀行券ニ付テハ昭和二十一年三月二日

第一条 日本銀行券預入令施行規則 (昭和二一・二・二七) (大藏省令二三)

迄ハ旧券ニ依リ之ヲ為スモノトス但シ新券ヲ以テ受入

定スル日本銀行券ノ種類ハ本令施行ノ際現ニ通用スル

レタル預金又ハ貯金ノ支払ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラ

拾円券、弍拾円券、百円券、弍百円券及千円トス

ズ

第十六条 令第五条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年

第二条 令第一条ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月二日

三月三十一日トス

トス

附 則 (昭二一藏令第一三号)

第三条 令第二条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三

本令ハ公布ノ日 (昭二一・二・一七) ヨリ之ヲ施行ス

月七日トス但シ大藏大臣必要アリト認ムルトキハ地域

附 則 (昭二一藏令第一六号)

ヲ限リ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

本令ハ公布ノ日 (昭二一・二・二二) ヨリ之ヲ施行ス

②大藏大臣前項但書ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ為シタルト

附 則 (昭二一藏令第二四号)

キハ之ヲ公示ス

本令ハ公布ノ日 (昭二一・三・三) ヨリ之ヲ施行ス

第四条 令第二条第二項ニ規定スル日本銀行券ハ昭和二

十一年二月大蔵省告示第二十三号ヲ以テ公示セラレタル拾円券及百円券トス

第五條 令第二条第一項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月七日トス

第六條 金融機関（令ニ規定スル金融機関ヲ謂フ以下同ジ）ハ前条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年三月九日迄令第二条第二項ニ規定スル新券（令第二条第二項ノ新券ヲ謂フ以下同ジ）ニ依ル支払（以下単ニ新券ニ依ル支払ト称ス）ヲ請求スルコトヲ得但シ第三条第一項但書ノ規定ニ依リ大蔵大臣別段ノ定ヲ為シタルトキハ其ノ日ノ翌日ヨリ二日以内ハ同項本文ニ規定スル日ノ翌日以後受入レタル旧券（令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ）ニ付新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

②外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ引掲ゲ昭和二十一年二月九日以後本邦ニ到着シタル者ハ前条ノ規定ニ拘ラズ到着ノ日ヨリ一月内ハ新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

③己ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ指定

スル者ハ前条ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ指定スル日迄新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

④大蔵大臣前二項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス第七條 令第二条第二項ニ規定スル金額ハ左ニ掲グル金額トス

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ在リテハ其ノ所持スル旧券ノ金額

二 金融緊急措置令施行規則第八条ノ世帯主及世帯員ニ在リテハ各一人ニ付百円

三 金融機関ニ在リテハ令第一条ニ定規スル日ノ翌日以後金融業務上必要トスル金額

第八條 左ニ掲グル者ハ前条ニ定規スル金額ノ外他ノ法令ノ規定ニ依リ通貨ノ携帶輸入又ハ携帶輸出ニ付大蔵大臣ノ認ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得但シ金融緊急措置令施行規則第五条第一項第二号ノ規定ニ依リ預金等ノ支払ヲ受ケタルトキハ本文ニ定規スル大蔵大臣ノ認ムル金額ヨリ当該支払金額ヲ控除シタル残額ヲ限度トス

一 昭和二十一年二月一日以後第六條第二項ノ地域ヨリ引揚ゲタル者

二 第六條第二項ノ地域ヘ引揚グル者

第九條 己ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大藏大臣ノ指定スル者ハ第七條ニ定規スル金額ノ外大藏大臣ノ指定スル金額ヲ限り新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得

②大藏大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

第十條 新券ニ依ル支払ヲ請求セントスル者ハ其ノ支払ヲ受クベキ金融機關ノ店舗ニ対シ米穀通帳其ノ他大藏大臣ノ指定スル書類ヲ呈示シ之ニ支払アリタルコトヲ証スル表示ヲ受クベシ

第十一條 令第四條第一項ニ定規スル支払指図ハ旧券ヲ以テ為シタル電信送金為替、当座振込其ノ他之ニ準ズル支払指図トス

②前項ノ封鎖支払指図ヲ為ス者ハ支払ヲ為スベキ金融機關ニ対シ當該封鎖支払指図ガ旧券ヲ以テ為サレタル旨ヲ通知スベシ

③令第四條第二項及第三項ニ定規スル封鎖支払指図ハ金融機關ヲ債務者トスル封鎖支払指図トス

第十二條 令第四條第三項ニ定規スル金融業務上ノ債權ハ左ニ掲グル債權トス

一 預金(利息ヲ含ム)

二 貯金(利息ヲ含ム)

三 定期積金給付金

四 金錢信託(受益者配當ヲ含ム)

五 恩給金庫ニ対スル寄託金(利息ヲ含ム)

六 無尽給付金

七 年金

②前項第二号、第三号、第六号及第七号ニ掲グル債權ニハ解約ノ場合ニ於ケル返戻金ヲ含ム

第十三條 令第四條第四項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日ヨリ同年三月三日迄トス

第十四條 令第四條第四項ニ定規スル表示ハ手形、小切手又ハ郵便為替証書ノ表面余白ニ「封鎖不要」ト記載シ金融機關ノ代表者又ハ代理人記名捺印スルコトニ依

リ之ヲ為スベシ

第十五条 金融機関ニ於ケル現金ニ依ル支払ハ券面金額

拾円以上ノ日本銀行券ニ付テハ昭和二十一年三月二日

迄ハ旧券ニ依リ之ヲ為スモノトス但シ新券ヲ以テ受入

レタル預金又ハ貯金ノ支払ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラ

ズ

第十六条 令第五条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年

三月三十一日トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 第一次改正

日本銀行券預入令施行規則中一部改正

(昭和二十一年)

・二二大蔵  
省令一六

第一条中「拾円券」ヲ「五円券、拾円券」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日(昭二一・二・二二)ヨリ之ヲ施行ス

(二) 第二次改正

日本銀行券預入令施行規則中一部改正

(昭和二十一年)

・三大蔵省令二四号 国又ハ都道府  
県其ノ他地方公共団体支払等規則

附則

①本令ハ公布ノ日(昭二一・三・三)ヨリ之ヲ施行ス

②日本銀行券預入令施行規則中左ノ通改正ス

第七条第一号ヲ削リ第二項以下順次繰上ゲ

第十一条第三項中「金融機関」ヲ「国若ハ都道府県其ノ

他地方公共団体又ハ金融機関」ニ改ム

(三) 第三次改正

日本銀行券預入令施行規則中一部改正

(昭和二十一年)

・六大蔵  
省令二九

第三条第一項但書ヲ左ノ如ニ改ム

但シ己ムコトヲ得ザル事由アリ場合ニ於テハ大蔵大臣

ハ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日(昭和二一・三・六)ヨリ之ヲ施行ス

#### 四 日本銀行券預入令施行關係告示

一 証紙を定むる件

◎大蔵省告示第三十号

日本銀行券預入令ノ特例ノ件第一条第二項ノ規定ニ依リ  
証紙ノ種類ヲ千円、弍百元、百円及拾円ト定メ其ノ様式  
ヲ左ノ略図ノ通定ム

昭和二十一年二月二十日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

(略図)



証紙 千円

寸法 〔縦〕二十四ミリメートル  
〔横〕十五ミリメートル

用紙 漉入

波型

模様 紅色

(略図)



証紙 弍百元

寸法 〔縦〕二十四ミリメートル  
〔横〕十五ミリメートル

用紙 漉入

波型

模様 暗紫色

(略図)



証紙 百円

寸法 〔縦〕二十四ミリメートル  
〔横〕十五ミリメートル

用紙 漉入

波型

模様 緑色

(略図)



証紙 拾円

寸法 〔縦〕二十四ミリメートル  
〔横〕十五ミリメートル

用紙 漉入

波型 ナシ

模様 藍色

二 預入令事務取扱に關する事項の規定

◎大蔵省告示第三十三号

日本銀行券預入令第三条第二項ノ規定ニ依リ同令第二条第二項ニ規定スル事務取扱ニ關シ必要ナル事項左ノ通定

ム

昭和二十一年二月二十日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

一 郵便官署、日本銀行以外ノ銀行、市町村農業会及市

街地信用組合（以下預金取扱店ト称ス）日本銀行券預

入令第三条第一項ノ事務ヲ取扱フ場合ハ日本銀行ノ定

ムル日本銀行預金受払事務取扱手續ニ依リ之ガ取扱ヲ

為スベシ

十一 日本銀行前項ノ日本銀行預金受払事務取扱手續ヲ定

メタルトキハ之ヲ大蔵大臣ニ届出ヅベシ

三 日本銀行ハ預金取扱店ニ対シ日本銀行ノ定ムル所ニ

依リ取扱手数料ヲ交付スベシ

②前項ノ手数料ヲ定メタルトキハ之ヲ大蔵大臣ニ届出ヅ

ベシ

三 外国其の他の地方からの引揚等の場合の特例につい

て

◎大蔵省告示第三十八号

外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ本邦ヘノ引揚者又ハ本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヘノ引

揚者ニ対スル金融緊急措置令又ハ日本銀行券預入令關係

規則ニ依ル封鎖預金等ノ支払又ハ日本銀行券ノ引換左ノ

通定ム

昭和二十一年二月二十六日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

（以下略）仮一一一頁をみよ。

四 指定日現在旅行中ノ者ノ特例

◎大蔵省告示第四十号

日本銀行券預入令施行規則第九条ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和二十一年二月二十六日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

一、昭和二十一年三月三日現在ニ於テ旅行中ノ旅行者ニ

在リテハ同日以後ノ滞在期間ニ付一日三十円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額及居住地迄ノ交通費ニ相当スル金額ノ合計金額トス但シ総額二百円ヲ超ユルコトヲ得ズ二、其ノ他己ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ許可ヲ受ケタル金額トス

五 新券の支払請求に必要な書類指定

◎大蔵省告示第四十一号

日本銀行券預入令施行規則第十条ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和二十一年二月二十六日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

一、日本銀行券預入令施行規則（以下規則ト称ス）第七条第二号ニ規定スル世帯主及世帯員ニ在リテハ

(イ) 米穀通帳

(ロ) 米穀通帳ナキトキハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳

ル通帳

二、規則第八条ニ定規スル者ニ在リテハ引揚者タルコト

ヲ証明スル書類

三、昭和二十一年大蔵省告示第四十号ノ旅行者ニ在リテハ勤務先若ハ居住地ノ市区町村長又ハ警察署長ニ依ル旅行ノ目的、昭和二十一年三月三日以後ノ滞在期間及居住地ニ関スル証明書類但シ己ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ滞在ノ市区町村長又ハ警察署長ニ依ル証明書類ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

◎大蔵省告示第百三十三号

昭和二十一年二月大蔵省告示第四十一号ハ昭和二十一年三月二日之ヲ廃止セリ

昭和二十一年三月八日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

◎大蔵省告示第五十一号

日本銀行券預入令施行規則第十条ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和二十一年二月二十五日ヨリ適用ス

昭和二十一年三月二日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

日本銀行券預入令施行規則第十条ノ規定ニ依ル指



定ノ件

五六八

改正 昭二一・三・一四蔵告一一八号

(三月三日より適用)

一 削除(昭二一蔵告第一一八号改正)

二 規則第七条第一号ノ場ニ在リテハ(昭二一蔵告第一

一八号改正)

(イ) 米穀通帳

(ロ) 米穀通帳ノ交付ヲ受ケザルモノナルトキハ米穀以

外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳

三 規則第七条第二号ノ場ニ在リテハ金融機関ノ昭和

二十一年三月三日以後金融業務上必要ナル額タルコト

ヲ証スルニ足ル書面ニ当該金融機関ノ代表者記名捺印

シタルモノ(昭二一蔵告第一一八号改正)

四 規則第八条第一号ノ場ニ在リテハ引揚者タルコト

ヲ証明スル書類

五 規則第八条第二号場合ニ在リテハ引揚者タルコトヲ

証明スル書類及米穀通帳(米穀通帳ノ交付ヲ受ケザル

モノナルトキハ米穀以外ノ物資ノ配給ニ関スル通帳)

六 昭和二十一年三月三日現在ニ於テ旅行中ノ旅行者ニ

在リテハ官庁ノ発行スル旅行ニ関スル証明書又ハ旅行

者ノ居住地(已ムヲ得ザル場合ニ於テハ滞在地)ノ市

区町村又ハ警察署長ノ発行スル旅行ニ関スル証明書

六 指定日に関する大蔵大臣の別段の定め

◎大蔵省告示第九十九号

日本銀行券預入令施行規則第三条第一項但書ノ規定ニ依

リ左ノ通定ム

昭和二十一年三月六日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

改正 昭二一・三・二〇蔵告一二五改正

左ノ各号ニ掲グル旧券ハ夫々当該各号ニ定ムル期間内ニ

金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スベシ

一 昭和二十一年三月二日以前ニ警察官署ニ差出サレタ

ル拾得物又ハ埋蔵物タル旧券ニシテ当該警察官署ノ証

明アルモノ

当該旧券ノ返還若ハ引取アリタル日又ハ国庫ニ帰

属シタル日ヨリ二週間

二 昭和二十一年三月七日以前ニ刑事事件ニ付押収又ハ領置セラレタル旧券ニシテ検事ノ証明アルモノ（昭二一蔵告一二五改正）

当該旧券ノ還付アリタル日又ハ国庫ニ帰属シタル日ヨリ二週間

三 外国又ハ昭和二十一年大蔵省告示第二十四号ノ地域ヨリ昭和二十一年三月八日以後本邦ノ港湾ニ到着シタル艦船ノ船用金タリシ旧券又ハ当該艦船ノ乗組員ガ当該艦船内ニ於テ扨持セシ旧券ニシテ当該艦船長ノ証明アルモノ

当該艦船ガ始メテ本邦ノ港湾ニ到着シタル日ヨリ二週間

四 昭和二十一年三月二日以前ニ本邦ノ港湾ヲ出港シ同年三月八日以後本邦ノ港湾ニ到着シタル艦船ノ船用金タリシ旧券又ハ当該艦船ノ乗組員ガ当該艦船内ニ於テ所持セシ旧券ニシテ海運局長ノ証明アルモノ

当該艦船ガ始メテ本邦ノ港湾ニ到着シタル日ヨリ二週間

五 昭和二十一年<sup>大蔵</sup>内務省令第一号第一条ニ規定スル指定<sup>司法</sup>機関ノ本店、支店其ノ他ノ營業所ノ所在場所ニ在ル旧券又ハ指定機関ノ閉鎖ニ伴ヒ主務大臣ノ出入ヲ禁止セル場所若ハ出入ヲ為スコトヲ得ザル場所ニ在ル旧券ニシテ指定機関ノ特殊整理人、清算人、閉鎖機関保管人委員会又ハ主務大臣ノ証明アルモノ

当該証明アリタル日ヨリ二週間

六 昭和二十年大蔵省令第八号第一条ノ規定ニ依リ日本銀行ノ管理スル印度支那銀行東京支店ノ所在場所ニ在ル旧券ニシテ日本銀行ノ証明アルモノ

当該証明アリタル日ヨリ二週間

七 其ノ他己ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル者ノ所持スル旧券

大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル期間

◎大蔵省告示第百号

日本銀行券預入令施行規則第六條第三項及第九條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和二十一年三月六日

大蔵大臣 子爵 渋沢 敬三

一、昭和二十一年三月八日以後外国又ハ昭和二十一年二月大蔵省告示第二十四号ノ地域ヨリ本邦ノ港湾ニ到着シタル艦船ノ乗組員ニ在リテハ当該艦船ガ始メテ本邦ノ港湾ニ到着シタル日ヨリ二週間内ハ一人ニ付百円ヲ限り新券ニ依ル支払ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス